

官報

平成六年一月二十一日

○第二百二十八回 参議院會議録第十一号(その一)

平成六年一月二十一日(金曜日)
午後三時一分開議

○議事日程 第十一号

平成六年一月二十一日

午後三時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、元内閣総理大臣田中角榮君逝去につき哀悼の件

以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

元内閣総理大臣田中角榮君は、昨年十二月十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その一) 元内閣総理大臣田中角榮君逝去につき哀悼の件 公職選挙法の一部を改正する法律案外三件

同君に對しましては、議長は、既に弔詞をささげました。
ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣田中角榮君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(原文兵衛君) 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案

日程第二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

日程第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案

日程第四 政党助成法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治改革に関する特別委員長上野雄文君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔上野雄文君登壇、拍手〕

○上野雄文君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、政策本位及び政党本位の選挙の実現を図るため、衆議院議員の選挙について小選挙区比例代表並立制を採用するとともに、腐敗防止のための連座制の強化その他所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、第一に、衆議院議員の選挙制度の基本的仕組みとして小選挙区比例代表並立制を採用することとし、衆議院議員の総定数を五百人とするとともに、比例代表選出議員の選挙の区域は全国とし、投票の方法は記号式の二票制とすること。

第二に、戸別訪問は午前八時から午後八時までの間に限り、選挙に關しこれを行うことができることとする。

第三に、連座制について、立候補予定者の親族並びに候補者及び立候補予定者の秘書を連座制の対象とするともに、親族、秘書が禁錮以上の刑に処せられたときは、執行猶予の言い渡しを受けた場合でも連座制の適用があることとし、さらに連座制の効果として、当選無効に加えて五年間の立候補制限を科することとするほか、あいさつ状の禁止の強化、罰金額の引き上げを行うこと等であります。

次に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案は、総理府に衆議院議員選挙区画定審議会を設置することとし、同審議会は、選挙区の画定案また

は改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、内閣総理大臣はその勧告を尊重し、かつ、これを国会に報告すること等を主な内容とするものであります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案は、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、会社その他の団体のする政治活動に關する寄附の制限の強化等を図るとともに、政治資金の透明性を高め、あわせて、政治資金についての規制の実効性を確保するなどの措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、会社その他の団体のする政治活動に關する寄附については、政党に對するものに限りこれを認めることとし、政党以外の者に對するものはすべて禁止すること。

第二に、公職の候補者の資金面における公私の峻別を徹底するため、公職の候補者は、原則として、金銭等による政治活動に關する寄附を受けてはならないこととし、公職の候補者の政治資金は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定した一つの資金管理団体で取り扱うこととする。

第三に、政治資金の透明性の確保については、政党その他の政治団体に対する寄附の公開基準を五万円超に改めるとともに、政治資金パーティーの対価の支払いの公開基準についても引き下げる。

第四に、政治資金の規制の実効性を確保するため、罰金額の引き上げ、公民権の停止等の措置を講ずることとするほか、政党の名称の保護、政党に對する個人献金に係る所得税の課税の特別措置を行うこと等であります。

次に、政党助成法案は、国が政党に対する助成を行う制度を創設することとし、これにより政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであり、その主な内容は、助成の対象となる政党については、国会議員を五人以上有する政治団体または国会議員を有し、かつ、直近の総選挙または通常選挙のいずれかの選挙の得票率が百分の三以上の政治団体とするほか、政党交付金の総額、各政党に対して交付すべき政党交付金の額の算定、政党交付金の使途の報告及び公表等に関し所要の規定を設けようとするものであります。

なお、各案の施行日であります。公職選挙法の一部を改正する法律案は、原則として衆議院議員の選挙区を定める法律の施行の日から、衆議院議員選挙区固定審議会設置法案は公布の日から、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案は、原則として公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行することとしております。

また、衆議院におきまして、衆議院議員の定数のうち、小選挙区選出議員の数を二百七十四人に、比例代表選出議員の数を二百二十六人に改めること、政治資金パーティーの対価の支払いの公開基準について、一つの政治資金パーティー当たり二十万円超に改めること、毎年分の政党交付金の総額を基準日における人口に二百五十円を乗じて得た額を基準として予算で定めることに改めること等の修正が行われております。

以上の四法律案は、昨年九月十七日、国会に提出され、同年十一月十八日に衆議院から送付、同

月二十六日、本会議において趣旨説明が行われた後本委員会に付託され、十二月九日、佐藤自治大臣から趣旨説明を、衆議院議員川端達夫君から衆議院における修正の趣旨説明をそれぞれ聴取し、同月二十四日から質疑に入りました。

委員会におきましては、四法律案を橋本敦君発議に係る公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案と一括して審査し、細川内閣総理大臣ほか関係大臣、発議者等に対し質疑を行うとともに、この間、本年一月十一日には参考人からの意見を聴取し、また、動議の可決により、十七日には公聴会を開催し、さらに十八日には福島県、新潟県、京都府、愛媛県及び宮崎県の一府四県に委員を派遣し、いわゆる地方公聴会を開催いたしました。

なお、一月十二日には不信任動議の可決により委員長が交代いたしました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、まず選挙制度に関しては、二院制の意義と両院選挙制度の整合性、参議院議員選挙制度改革の方向、選挙制度における民意の集約と反映、重複立候補制度の合理性、小選挙区・比例代表の定数配分のあり方、比例代表選出議員の選挙区域のあり方、小政党などを排除する政党要件、阻止条項等の妥当性、戸別訪問解禁の是非、在外邦人等の選挙権行使の機会の確保、現行選挙制度における議員定数の抜本是正、障害者の政治参加の確保等について。

次に、政治資金、政党助成制度に関しては、企業・団体献金を受けられる政党支部の要件、ひもつき献金等政治資金規正法の抜け道防止策、政治資金の透明性の強化、使途不明金の根絶策、個人

献金の促進策、地方議員、首長の政治資金への配慮の必要性、企業・団体献金の五年後見直しのあり方、政党助成の是非、政党交付金の総額の算定根拠、政党助成の対象となる政党要件等についてであります。その詳細は会議録に譲ります。

一月二十日、四法律案に対する質疑終局の動議の可決により質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して閣僚理事より反対、日本社会党・護国民主連合、公明党・国民会議、日本・新生・改革連合及び民社党・スポーツ・国民連合の各会派を代表して白河理事より賛成、日本共産党を代表して吉川理事より反対、二院クラブを代表して青島委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、四法律案を一括して採決の結果、四法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 四案に対し、討論の通告がございす。順次発言を許します。下橋義耕君。

〔下橋義耕吉登壇、拍手〕

○下橋義耕君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました政治改革四法案に反対の意見を述べたものであります。

私は、今この演壇に立ち、まさに万感胸に迫るものを禁じ得ません。それは、良識の府としての参議院の長きよき伝統が、目的のためにはただ一途に強引な手法によって無残にも踏みじられ、政治改革、政治改革というかけ声に追いつけられ、多くの欠陥を持ったこの法案が、我が党の真

摯な修正の要求にも耳をかさず、強引に次々強引な手法によって今まさに採決に持ち込まれようとしているからであります。

この際はつきり申し上げたいことは、真の政治改革にどの党よりも早く、そしてどの党よりも真剣に取り組む、平成元年にはその基本となる政治改革大綱を党議として決定し、多くの困難を乗り越えながら、その実現に向けてたゆむことのない努力を続けているのが我が自由民主党であることは紛れもない事実であるということです。

連立与党の皆さんに一言申し上げますが、当時先頭に立って反対していたのは果たしてどの党であつたでしょうか。そして、一たび政権の座に着くや、たなごころを返したように法案成立に奔走し、しかも、参議院では初めての審議であるというのに全く十分な審議時間もとらず、加えて多くの欠陥が次々と指摘されているにもかかわらず、参議院始まって以来、法案採決の前提とされる中央、地方の公聴会の日程を動議で強引に決定したり、特別委員長が与野党の合意のないまま職権で委員会開会を繰り返すなど、連立与党のいわゆる司令塔がどこにあるかわかりませんが、まさにベルトコンベヤーに乗せてしゃにむに成立に向けて突っ走る姿に、私は、国家国民のことを思い、日本の将来に思いを寄せた場合、深い憂いと危惧を感ずるものであります。

我が参議院は、衆議院に対し抑制、均衡、補充の役割を果たし、両院が相まって国権の最高機関としての権能を果たすべきことは、国会始まって以来の鉄則であります。今やその鉄則すらかなぐり捨て、そのお先棒を担ごうとしている姿は断じて許されぬものであります。

およそ政治の要諦は、国民一人一人の幸せを願ひ、社会生活の平穩と安定、國際社会の平和と安全を図ることに尽きると思ひます。政府は情勢の変化に素早く対応し、何が最も重要で緊急な課題であるかと常に冷静に見据え、的確な判断と適切で効果的な施策の樹立とその実現が望まれるのは言をまちません。

経済状況の深刻さは一層拡大して、国民の生活に対する不安と政府の緊急な施策を望む声はますますにあふれております。このような情勢にもかかわらず、連立与党は法案審議を急ぐ余り、国民が一番望んでいる景氣回復のための一刻も早い補正予算の提出を故意におくらせるという極めてこそこそな手段を弄しました。

さらに、本年度の予算についても、その編成作業が連立与党内の意見調整のまずさ、政治改革だけを優先するかたくなな態度によって大幅におくれ、これでは年度内成立もおぼつかない状況にあります。このような極めて異常とも言える事態によって犠牲を強いられるのは、まさに一億二千万の国民であります。

三千三百の地方公共団体は、国の予算が決まらないあおりを受けて、地方の予算編成作業すらできない状態にあります。これこそ国民無視の政治であり、政権担当能力に欠ける寄り合い世帯の連立与党による不手際であることを強く指摘しておかなければなりません。

さて、今回の政府案は、とても理念、哲学があるとは言えない代物であります。やっとここまで来たのだから内容的にはともかく、とにかく現在の制度を変えることだけに重点を置いたものであ

り、無責任かつ拙速な考えに基づくものと言わざるを得ません。

まず、最初に指摘しておきたいのは、今回の法案が参議院や地方政治を視野に入れないで進められてきた点であります。

国会は言うまでもなく二院制であります。しかも、今回の法案は政府提案の法案であります。当然に国民の代表を選ぶべき両院の選挙制度は、整合性を持って検討、提案されるべきであると考えられます。

ところが、参議院の選挙制度については提案されないばかりか、衆議院の改革を受けて参議院の各党各派で検討してほしいという政府の態度には、愕然とさせられました。終始、総理を初め関係大臣の答弁にも確固たる理念がなく、参議院を考慮の外に置いたまま政治改革が進められようとしていることに強い憤りを感ずるものでございます。法案の端々にも参議院のことを真剣に考慮した形跡すら見受けられないのであり、まさに欠陥法案であると言えましょう。

以下、具体的に法案の問題点について指摘いたします。

第一は、今回の法案では衆議院の総定数を五百としている点であります。

政治改革は、我々政治家ばかりではなく、国民にも少なからず犠牲を強いることになりますので、我々も痛みを分かち合ふものでなければなりません。多くの地方議会には既に身を切る思いでその定数を削減しているのが現実であります。その意味で、総定数を削減して本則にある四百七十一に縮減するということは極めて大切なことであり、国会のみならず犠牲を受け入れるものでなければ国民の理解を得ることは到底できないのであります。

第二に、小選挙区と比例代表の定数配分についてであります。

衆議院の選挙は、本来、政権の選択と政権に対する国民の審判が十分生かされることを基本とすべきものであります。その点から見れば、我が党が提案した三百というはつきりした形で小選挙区に比重を置いた並立制とすべきであります。妥協案として提案された二百七十四は単なるつじつま合わせの数字であり、中途半端な理念なき選挙制度と言わざるを得ないのであります。

第三に、比例代表の名簿単位についてであります。

今回の改正では、比例代表の名簿の単位を全国としておりますが、全国単位のプロポーションは参議院の比例選挙と同じであり、衆議院はこのようにするから参議院はそれを受けて検討しろという考え方には強く反対いたします。政権の選択や民意の集約という考えからすれば、我が党が提案した都道府県単位という地域に密着した単位で選出されることがよりふさわしいものであります。

このように、地方の現場から密着して選ばれた衆議院に対し、我が参議院はそれと異なった広範な地域から選ばれ、衆議院に対し抑制、均衡、補充する機能を果たすというのが二院制のあり方からして当然の帰結であると考えるのであります。

第四は、戸別訪問についてであります。

本来、選挙運動はできるだけ自由であるべきは論を待ちません。しかし、自由にしたために大きな弊害が生じ、選挙の公正を疑う事態が生ずることになるのでは論外であります。戸別訪問を歓迎

する有権者の声はほとんどありません。むしろ、戸別訪問は買収などの選挙犯罪の温床になるばかりでなく、戸別訪問を受ける有権者は、この解禁によって行われる選挙運動によってもたらされる弊害を思い困惑しているのが実情ではないでしょうか。有権者にとって平穩な日常生活を脅かされる事態が想像され、時期尚早と言わざるを得ないのであります。

公職選挙法のもう一つの問題は、いわゆる惜敗率についてであります。

重複立候補の場合、ある小選挙区で有効投票の六分の一以上の得票がなければ再選挙になるわけでありませんが、しかし、そこで一番得票は多かったが六分の一に満たなかった候補者が実は比例区の惜敗率では一〇〇％になり、同一ランクの候補者中トップになるという奇妙なことが起こることになり、明らかに矛盾というか、不可解な現象が生ずることになります。これも今回提案された法案が欠陥法案である一つの証左であります。

次に、政治資金制度の改正についての問題であります。

今回の法案は、企業・団体献金についてそれ自体が悪であり、個人が行う献金が善であるといった全く誤った考え方に基づいていると言わざるを得ないのであります。しかも、このような改正による最大の欠陥は、国の法律によって地方も一律に規制され、地方において日夜活躍されている多くの政治家に多大な影響を及ぼすことになる点であります。

地方の議員や首長の大半が無所属であり、政党への公的助成による助成すら受けられず、助成を受けるためには意に反してみずからの主義、信条

を変更して政党に所属を余儀なくされることになるという大変な問題を生ずるおそれがあります。さらに指摘しておかなければならないことは、今回の改正によって政治資金が不透明になる点であります。

政党は政治資金を受ける受け皿であり、政党を通じればその先は一切やみであるという、まさに透明性を損なう致命的な欠陥が与野党の質差でも明らかになっているのであります。政治団体間のやりとりを禁止している我が党の提案よりも透明性の面でははるかに後退したものであるというのであります。

このことから、個人の政治家に対して企業・団体献金は一切禁止したということが単なるボーズであり、国民受けをねらったものであり、言葉だけの改革であるということを実に物語っているものであります。要は、節度と透明性の確保であり、我が党の提案ははるかに透明度が高く、地方政治にも配慮した内容であるのであります。

さらに、政党助成の対象となる得票率三〇条項のうち直近の選挙の結果による配分という点は、参議院が三年ごとに半数改選されるという実態を全く考慮に入れていない法案であります。例えば、同じ二名の議員の所属する政党が最初の三年は助成の対象になるが、後の三年は助成の対象にならないという珍現象を内包している欠陥法案であります。

以上申し上げましたように、本法案はその基本的理念に欠け、国会が二院制であり、衆参両院が相互にその特性を生かしつつ、国権の最高機関としての機能を果たすべきである基本的認識を欠き、また個々の内容においても多くの欠陥を持っ

た法案であります。これでは政治改革をまじめに求める国民の期待にとてもたえられない法案でないことは明らかであります。

以上申し上げまして、私の討論を終えるものであります。(拍手)

○議長(原文兵衛) 中村鋭一君。

〔中村鋭一君登壇、拍手〕

○中村鋭一君 私は、日本社会党・護憲民主連合・公明党・国民会議・民社党・スポーツ・国民連合及び日本・新生・改革連合を代表いたしまして、政治改革関連四法案に賛成の討論を行うものでございます。

今、私はこの参議院本会議場の壇上にありまして、この歴史的な法案についての賛成討論をするに当たり、大きな感激を覚え、この名譽ある機会を与えてくださいました同僚議員に対し、心からなる感謝をささげるとともに、責任の重大さを思ひ、まことに身の引き締まる思いであります。皆さん、全国民がこの議場を見詰めています。

そしてまた、五百十一人の衆議院議員の皆さんも自分たちのいわば死命を決する審議をかたずをのんで見守っていらっしゃると思ひます。

政府提出の政治改革各法律案は、リクルート疑惑の発覚から六年越しの政治改革論議の集大成でございまして、政治腐敗の防止をめぐるのは海部内閣、宮澤内閣の両内閣時代にも真剣に論議が行われ、法案提出もされた経緯もありますが、残念ながら成立を見ることなく、これが契機となりまして海部、宮澤両内閣は倒れ、ついに細川内閣の成立によって、今日に至りましてこれまでの論議や経過を集大成した法律案が政府によって提出されたものでございます。したがって、今回の法律案

は三木内閣以来十八年に及ぶ懸案に一定の結論を得るものでありまして、このことは日本の政治史上の一大金字塔として高く評価されるべきであります。

政治資金規正法につきましては、徹底した政治資金の透明性の確保、公明性の停止の原則が設けられ、これが徹底されるならば政治腐敗の現象はこれをほとんどなくすることができると考えます。

一方、政党助成法は、企業・団体献金の禁止に実効性をあらしめ、政党本位の民主主義を育成することをその目的とするものでありますが、これも海部内閣以来六年越しの真剣な討論と論議の上に提出をされたものでございます。民主主義のコストとして、国民の皆様にあえて年二百五十円の負担をお願いするのは心苦しい次第ではございますが、金権腐敗と絶縁し、真に明るく民主的な政党を育てるために、心から国民の皆さん方の御理解をお願い申し上げる次第でございます。

選挙制度につきましては、これまた海部内閣の並立制や自民党の小選挙区制、当時の野党の併用制、連立制等の、率直に申し上げれば目まぐるしい議論や対立の交差の中から、ついに小選挙区比例代表並立制として提案されるに至ったものでございまして、衆議院において自民党が提案された選挙制度もまたほとんど今回の政府案と同様の制度でございまして、しかも、衆議院における審議を通じてさらに自民党の皆さんにも配慮をいたしまして、定数が小選挙区二百七十四に対し比例代表二百二十六に修正をされたものでございます。したがって、この選挙制度をめぐってはおおむね論点も出尽くしまして、必要な修正も十分に加えられたものと理解をいたします。

公職選挙法の改正に当たっては、買収、供応に罰則違反者に対する公明性の停止や親族や秘書への連座制の強化などを加え、実に思い切った、十分に国民の期待にこたえ得るものとなっていると確信をいたしております。

本法案は、十一月の十八日に参議院に送付されてから既に六十日が過ぎました。審議時間も実質七十六時間を超えているのであります。きのうは政治改革特別委員会におきまして正々堂々と可決をされたのであります。今や、全議員によってその可否を問うべき時期は全く熟していると言ふべきだと思います。

こうした点を高く評価をいたしまして、私は心の底から本法案に賛成の意を表するものであります。

一方、議員の皆さんの中には腐敗防止法だけを先行して成立させるべきとの声がございまして、さらにまた、腐敗防止と選挙制度とをすりかえているのではないかと、こういった論もございまして、その説をなす人に私は申し上げたい。スペインの政治学者でもあり、哲学者でもありますオルテガはこう言っています。民主政治の健全さはすべて選挙制度といういわば技術的な細目に左右される。選挙制度が適切であるならば何もかもうまくいく。そうでなければ何もかもだめになる。こう言っています。まことにかみしめるべき言であります。既に現行の中選挙区制が制度疲労を起こしていることは自明の理でございまして、吉野作造は数十年前以前に、この制度は驚くべき不合理、不都合のもので、欧米に例を見ないばかりか、暇な学者が考えたことすらないをいたしまして、我が国の選挙の精神を汚し、弊害を助長する最も重要な原

因と見ています。共産党の皆さんに、この高名な学者の説が既に数十年前に上になされたものであることを思い出していただきまして、この辺を御注目願いたいと思います。七十年に及ぶ中選挙区制はここに全くその使命を終えたものと思ひます。

さて、細川総理は、昨年八月二十三日、就任後初の所信表明演説でこう言っておられます。「私はまず、この政権がいわゆる『政治改革政権』であることを肝に銘じ、政治改革の実現に全力で取り組んでまいります。」「今回の選挙で国民の皆様方から与えられました政治改革実現のための千載一遇のチャンスをつかすことなく、本年中に政治改革を断行することを私の内閣の最初の、そして最優先の課題とさせていただきます。」「総理はこのようにおっしゃいました。

残念ながら、年内成立は見ることができませんでしたが、国会や国民各層の御理解を得まして会期を延長し、総理は再び今国会中の成立を国民に約束されたのであります。今、我々はその総理の国民に対する約束を果たし、国権の最高機関である国会の名において、まさに実りのときを迎えようとしています。

細川総理はまた内閣の出発に当たって、「政府は帆であり、国民は風であり、国家は船であり、時代は海である」と言われました。今、船は政治改革という羅針盤を乗せて時代の海にこぎ出そうとしているのであります。かなたには大きな三角波やあらしが待ち構えていると思ひますけれども、何としてもこの船は荒海を乗り切っていかなければならないと思ひます。

もとより民主主義にも、そしてその根幹をなす

ところの選挙制度にもベストというものはないと思ひます。これは比較と選択の問題でありますから、改善の中の最善、最もベターなものを選ぶほかはないと思ひます。その結果、政府は小選挙区比例代表制を提案し、我々の国会にその採否をゆだねたのであります。

ここで私は、二十世紀初頭の大政治家であり、大学者でありましたジエームズ・ブライスの言葉を紹介いたします。サー・ブライスは八十二歳の高齢で「モダン・デモクラシー」という本を上梓いたしました。この中で、民主主義には欠陥はいろいろあるが、民主主義を非難する人に言いたい。ならば、あなたは民主主義にかわるものとしてよりよい政体を提示し得るか。こうサー・ジエームズは述べたのであります。私は、八十二歳の老年者が、しかも九十年前に書いたこの言葉に接して、大きな感激と感銘を覚えました。

なるほど、本法律案も検討を要する問題点はあるにせよ、本法律案も検討を要する問題点はあるにせよ、委員会でその点が指摘をされておりました。今申し上げましたように、民主主義が常に反省を加えながらよりよきものに前進するように、その基礎をなす選挙制度や腐敗防止も改善をためらうてはならない、こう思ひます。これは制度の問題でありますから、党利党略や与野党対決の図式で考えるべきではない、そう思ひます。もし、真摯な議論と検討の上、改善が妥当であるとするならば、今後も改善を施すことをためらうてはならないと思ひます。これがまさに改革というものではないでしょうか。

この議場にお集まりの皆さん、政治改革四法案に対する本院の本案議に上程されるに当たりまし

てのけさの各新聞の社説をお読みになりましたでしょうか。御紹介を申し上げます。

朝日は「一番恐れるのは、混乱の中ですべてがご破算になることだ。毎日」真に有権者サイドに立った選挙制度に改善するために与野党とも及び腰であつてはならない。読売新聞は「何れともあれ政治改革の一步を踏み出すことが必要なのだ。東京新聞は「ここでひとまず決着を」。産経は「成立に万全を期すべきだ」。各社そろって本会議での成立を強く要請しております。これが国民の声であり、正論であります。参議院がこの国民の良識にこたえることができないとすれば、それは参議院自身の自己否定に相なります。

我々は、今まさに歴史的な瞬間に際会しています。今この議場にありまして、可否いづれか決まざる方においても思ひますけれども、まさにこの歴史に残る瞬間に際会をいたしまして、我々がしっかりとこの手に握り締める一票によって日本の民主主義の運命が定まるのであります。どうか皆さん、国家や国民に対する烈々たる愛情と、民主主義に対する揺るぎない信頼をもちまして、この討論の当然の帰結をいたしまして、本院を構成し、この議場にある全議員の皆さんが賛成の白票を投じてくださることを確信いたしたいと思ひます。

一九九四年一月二十一日が参議院の良議を見事に発揮した日といたしまして永久に記憶されますことを心から願ひまして、私の賛成討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(原文兵衛) 市川正一君。

〔市川正一君登壇、拍手〕

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の政治改革関連四法案に対する反対の討論を行うものであります。

まず私は、政府提出四法案が我が国民民主主義の現在と将来にかかわる重大問題であり、小選挙区制導入によって、民意をゆがめ踏みにじる強権政治への道を許すのか、それとも、これを阻止し日本国憲法と議会民主主義を守り抜くのか、この厳粛な歴史的選択に直面していることを指摘しなければなりません。

政治改革と言う場合、本来国民が求めているものは佐川問題、金丸問題、ゼネコン汚職など、金権腐敗政治の糾明と根絶でありました。そのことは、あらゆる世論調査において圧倒的多数の国民の一致した意思として示されております。

しかるに、細川内閣はこれを選挙制度改革の問題にすりかえ、小選挙区制導入を中心とする今回の政治改革四法案を持ち出してまいりました。

この政府法案は、第一に政党に対する企業・団体献金を従来どおりに温存するといふものであります。また、政治家個人への企業・団体献金の禁止と云っておりますけれども、このことについて我が党の追及によって、政党支部をトンネルに政治家が企業から献金を受け取れること、さらに市区町村を単位とすれば青年部や婦人部など、これをつくってそこから受け取ることができ、その額もまた無制限であることなども明らかにされました。その上、個人が管理する資金は使途を報告する必要が一切ないということも、ほかならぬ政府自身の答弁によって確認され、そのざる法ぶりが鮮明になったのであります。

これが国民の願う金権腐敗政治の根絶にとって何の実効性もないものであり、政治改革などと言いつても得ないものであることは明白であります。

しかも、金権腐敗事件に対する細川内閣の態度は、およそ政治改革を標榜する内閣と言ひ得るものではありません。実際に、細川総理自身にかかわる佐川急便一億円借入問題など、総理が釈明すればするほど疑念はますます深く濃くなるばかりであり、さらに小沢新生党代表幹事らのゼネコン疑惑についても口をつぐんだままであり、証人喚問も拒否し続けております。

このような疑念まみれの細川内閣には政治改革を語る資格はないということを、あえて断言するものであります。

加えて、政党政助成法であります。これが、政党政を支持する、しないにかかわらず、国民が納めた税金から政党政交付金が支給されるという仕組みを持つことも政府は認めざるを得ませんでした。これが憲法第十九条が保障する国民の思想、良心の自由を根本から侵すものでなく一体何でありますか。

次に、小選挙区制が主権在民と議会制民主主義という憲法の根本原則に反することも論議を通じて鮮明となりました。

すなわち、審議の中で細川総理は、小選挙区制が第一党に圧倒的に有利であり、民意をゆがめる制度であることを明確に認めざるを得ませんでした。比例代表を加えても、第一党が三ないし

四割台の得票で六割の議席を占めることが可能であり、並立制そのものが憲法違反の選挙制度であることは明白であります。

この当然の指摘に対して、総理は、比例代表を加味しているとか長い議論の経過があるとか、そういうことを繰り返すだけで、道理ある説明は何一つできなかったものであります。山花政治改革担当相に至っては、小選挙区制を弁護するために何と議會とは全く次元の違う行政の長を一人選ぶ首長選挙まで持ち出して合理化しようとせざるを得ませんでした。まさに、並立制擁護論が全く破綻したことを示した議論の連続でありました。

また、比例代表部分においても、小会派排除の各種の仕組みがつくられていることは言語道断であります。とりわけ、三多事項は主権者たる国民が投票した当然議席に結びつく有効な票を制度的に切り捨ててしまふものであり、憲法第十四条の法のものと平等及び第十五条の国民固有の参政権の侵害であることは疑う余地なく明白であります。

これを二つに示したからといって憲法違反の本質は何ら変わるものでないということを私ははっきりと言いたいのであります。

このようなさまざまな多数の民意を切り捨て、つくられた政権は、少数の支持による言うならば虚構の内閣にすぎないのであります。さらに、政党政本位、政策本位の選挙と言いがら、現行選挙法が選挙運動を原則禁止としており、諸外国にも例のない、べからず選挙法である

にもかかわらず、政党政の政策ビラの配布制限、事前ポスターの禁止、選挙運動期間の短縮など、選挙・政治活動の自由をさらに制限し、国民の知る権利を奪う改選を行うことは絶対に許し得ないものであります。

憲法が要請する正当に選挙された国会を保障する制度は、我が党が提出した中選挙区制の抜本的定数は正であります。この定数は正を初め、企業・団体献金の全面禁止、使途不明金の根絶という日本共産党の提出した政治改革三法案こそ、まさに国民の願う真の政治改革であることを私はここに改めて誇りを持って強調したいと思うのであります。

小選挙区制導入のねらいは、では一体どこにあるのか。その点では、政治改革特別委員会に参考人として自民党推薦で出席された学者は、小選挙区制導入のためにこれまで持ち出されてきた、金がかからない、同士打ちがなくなる、政党政本位の選挙ができる、こういう口実に学問的根拠がないときっぱりと言明されました。とするならば、小選挙区制が目指すもの、それは強権政治以外の何物でもありません。

昨年十二月二十七日、本院で我が党の聴議議員は、新生党代表幹事の小沢一郎氏がその著書で、今の選挙制度のもとでは国会にいろいろな意見が反映し、けんけんがくがく議論するので決定に時間がかかり、国際社会の主要国としては許されないような国際的な責務の放棄ということが起こ

る、それを海岸戦争のときに痛感した、どんどん即決して国際貢献が果たせるような政治改革が必要である、そのために私はかねてから小選挙区制の導入を主張してきたと述べていたことについて、細川総理に異論はないかとただしたのに対して、総理は、「山積する国際課題あるいは国内の難題に対して的確に機動的に対応していけるような選挙制度というものが必要である、政治的な仕組みが必要であるということについては私も全く同意」と、こう答えております。

言うまでもなく、ここで言う国際貢献とは、グローバルパートナーシップの名のもとに我が国が軍事的にもアメリカと一体になって世界に乗り出すことの別名にはかなりません。このような危険な企てにくみする勢力が国会を独占し、憲法改悪と直結するこの路線を執行する強力な政権をつくる、これが小選挙区制導入の最大のねらいであり、まさに危険きわまりない道であると言わなければなりません。

連立与党の一員公明党の石田委員長は、議会制民主主義が機能するための不可欠の要件として、議会内諸政党政間のあり方に関する理念の共有が前提になければならない、根本の政治観ないし世界観についてのコンセンサスが存在しなければならぬ、こう述べました。政治観ないし世界観を同じくする政党政だけで議會を構成する、これはまさにかつての大政翼賛会そのものではありませんか。

一九四〇年十月、細川総理の祖父に当たる当時の近衛文相は、大政翼賛会運動の旗を振り、政党内閣と軍国主義強化という強力な政治を実現し、国民を破局の道に引きずり込みました。

しかし日本国民は、国民の意思を踏みにじり、民主主義を圧殺する強権政治がいかにも悲惨な結果をもたらすかというその歴史的教訓に立って、憲法に恒久平和と主権在民の原則を明記し、軍国主義と強権政治復活の道を断ち切り、戦後半世紀、鳩山、田中、海部、宮澤の歴代内閣が強行しようとした小選挙区制導入の策動をきっぱりと拒否してまいりました。これに真っ向から挑戦する細川内閣の大政翼賛会への道のたくらみを、日本国民は断じて許さないのであります。

そして、参議院議員の一票一票を、国民主権、議会制民主主義擁護を願う国民の一人一人が重大な関心を持って注目しているということを私は率直に訴えたいと思っております。

党創立以来、主権在民の旗を掲げ、戦後も憲法の平和的、民主的原則を守るために闘ってきた日本共産党は、国民の先頭に立って主権在民と議会制民主主義を擁護するために全力で奮闘する決意を込め、討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより四案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもって行います。四案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(原文兵衛君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(原文兵衛君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(原文兵衛君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十八票

白色票 百十八票

青色票 百三十票

よって、四案は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百十八名

石井 一二君 木暮 山人君
野末 陳平君 林 寛子君
星野 朋市君 会田 長栄君
青木 新次君 一井 洋治君
糸久八重子君 今井 澄君

岩崎 昭弥君	岩本 久人君	黒柳 明君	木庭健太郎君
上野 雄文君	及川 一夫君	白浜 一良君	高桑 栄松君
大森 昭君	梶原 敬義君	武田 節子君	鏡 訓弘君
上山 和人君	川橋 幸子君	常松 克安君	鶴岡 洋君
菅野 壽君	北村 哲男君	中川 嘉美君	中西 珠子君
久保 亘君	久保田真苗君	矢原 秀男君	広中和歌子君
日下部権代子君	櫻井 規順君	横尾 和伸君	山下 栄一君
篠崎 年子君	庄司 中君	栗森 喬君	和田 教美君
菅野 久光君	鈴木 和美君	池田 治君	井上 哲夫君
瀬谷 英行君	竹村 泰子君	磯村 修君	泉 信也君
谷畑 孝君	谷本 嶺君	河本 英典君	乾 晴美君
種田 誠君	千葉 景子君	釘宮 磐君	北澤 俊美君
角田 義一君	堂本 曉子君	小林 正君	小島 慶三君
野別 隆俊君	浜本 万三君	田村 秀昭君	笹野 貞子君
肥田美代子君	深田 肇君	寺澤 芳男君	武田邦太郎君
洲上 貞雄君	細谷 昭雄君	永野 茂門君	中村 鋭一君
堀 利和君	前畑 幸子君	平野 貞夫君	萩野 浩基君
松前 達郎君	松本 英一君	星川 保松君	古川太三郎君
三重野栄子君	峰崎 直樹君	山崎 順子君	松尾 官平君
村沢 牧君	村田 誠醇君	井上 計君	足立 良平君
本岡 昭次君	森 暢子君	江本 孟紀君	猪木 寛至君
安永 英雄君	山田 健一君	寺崎 昭久君	勝木 健司君
山本 正和君	吉田 達男君	長谷川 清君	直嶋 正行君
渡辺 四郎君	薬科 満治君	吉田 之久君	山田 勇君
荒木 清寛君	猪熊 重二君	椎名 泰夫君	赤桐 操君
牛嶋 正君	及川 順郎君		安恒 良一君
大久保直彦君	風間 昶君		
片上 公人君	刈田 貞子君		

反対者(青色票)氏名

百三十名

青木 幹雄君	井上 吉夫君
井上 章平君	井上 孝君
井上 裕君	伊江 朝雄君
石井 道子君	石川 弘君
石渡 清元君	板垣 正君
岩崎 純三君	上杉 光弘君
上野 公成君	浦田 勝君
遠藤 要君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大河原太一郎君
大木 浩君	大島 慶久君
大塚清次郎君	大浜 方榮君
太田 豊秋君	合馬 敬君
岡 利定君	岡野 裕君
岡部 三郎君	加藤 紀文君
狩野 安君	鹿熊 安正君
笠原 潤一君	片山虎之助君
鎌田 要人君	木宮 和彦君
北 修二君	久世 公堯君
香掛 哲男君	倉田 寛之君
河本 三郎君	佐々木 清君
佐藤 静雄君	佐藤 泰三君
斎藤 十朗君	斎藤 文夫君
坂野 重信君	沢田 一精君
志村 哲良君	清水嘉与子君
清水 達雄君	下稻葉耕吉君
下条進一郎君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	鈴木 省吾君

鈴木 貞敏君	世耕 政隆君
関根 則之君	田沢 智治君
田辺 哲夫君	高木 正明君
竹山 裕君	坪井 一字君
中曾根弘文君	永田 良雄君
榑崎 泰昌君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 大三君
野間 赴君	野村 五男君
南野知恵子君	服部三男雄君
林田悠紀夫君	平井 卓志君
二木 秀夫君	真島 一男君
前島英三郎君	前田 勲男君
松浦 功君	松浦 孝治君
松谷蒼一郎君	溝手 顯正君
宮崎 秀樹君	宮澤 弘君
村上 正邦君	守住 有信君
森山 眞弓君	矢野 哲朗君
柳川 覺治君	山崎 正昭君
山本 富雄君	吉川 博君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
配 正敏君	稻村 稔夫君
小川 仁一君	大淵 桐子君
大脇 雅子君	喜岡 淳君
國弘 正雄君	栗原 君子君
佐藤 三吾君	志吉 裕君
田 英夫君	中尾 則幸君
西岡瑠璃子君	西野 康雄君
三石 久江君	矢田部 理君

○議長(原文兵衛君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

出席者は左のとおり。

議員

山口 哲夫君	鈴木 榮治君
市川 正一君	有働 正治君
上田耕一郎君	藤澤 弘君
高崎 裕子君	立木 洋君
西山登紀子君	橋本 敦君
林 紀子君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	青島 幸男君
喜屋武眞榮君	島袋 宗康君
下村 泰君	西川 深君
紀平 梯子君	新聞 正次君

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

尾辻 秀久君	石渡 清元君
石川 弘君	井上 章平君
陣内 孝雄君	二木 秀夫君
野沢 大三君	宮崎 秀樹君
大浜 方榮君	岡野 裕君
竹山 裕君	柳川 覺治君
大塚清次郎君	香掛 哲男君
田辺 哲夫君	西田 吉宏君
林 寛子君	石井 一二君
村上 正邦君	森山 眞弓君
宮澤 弘君	吉川 芳男君
大木 浩君	田沢 智治君
世耕 政隆君	野末 陳平君
井上 吉夫君	遠藤 要君
林田悠紀夫君	沢田 一精君
伊江 朝雄君	岩崎 純三君
大河原太一郎君	山本 富雄君
山崎 正昭君	吉村剛太郎君
太田 豊秋君	笠原 潤一君
溝手 顯正君	狩野 安君
加藤 紀文君	岡 利定君
上野 公成君	関根 則之君
前島英三郎君	須藤良太郎君
成瀬 守重君	野村 五男君
星野 朋市君	大島 慶久君
坪井 一字君	真島 一男君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君
下稻葉耕吉君	志村 哲良君

木宮 和彦君	浦田 勝君	千葉 景子君	一井 淳治君	及川 順郎君	広中和歌子君
小野 清子君	斎藤 文夫君	渡辺 四郎君	菅野 久光君	矢原 秀男君	中西 珠子君
松浦 孝治君	吉川 博君	前畑 幸子君	角田 義一君	松本 英一君	田 英夫君
石井 道子君	守住 有信君	上野 雄文君	瀨上 貞雄君	安永 英雄君	瀬谷 英行君
青木 幹雄君	上杉 光弘君	糸久入重子君	小川 仁一君	久保 巨君	鶴岡 洋君
佐々木 満君	倉田 寛之君	本岡 昭次君	久保田真直君	大久保直彦君	和田 教美君
久世 公秀君	永田 良雄君	梶原 敬義君	浜本 万三君	高桑 栄松君	黒柳 明君
松浦 功君	高木 正明君	大森 昭君	鈴木 和美君	山崎 順子君	鈴木 栄治君
岡部 三郎君	板垣 正君	及川 一夫君	志苦 裕君	西川 潔君	西山登紀子君
斎藤 十朗君	平井 卓志君	矢田部 理君	青木 薪次君	寺澤 芳男君	小島 慶三君
鈴木 省吾君	坂野 重信君	峰崎 直樹君	今井 澄君	河本 英典君	直嶋 正行君
下条進一郎君	北 修二君	川橋 幸子君	風間 昶君	島袋 宗康君	高崎 裕子君
井上 裕君	前田 敷男君	荒木 清寛君	喜岡 淳君	武田邦太郎君	萩野 浩基君
井上 孝君	紀平 悌子君	西野 康雄君	阪 正敏君	釘宮 馨君	江本 孟紀君
新岡 正次君	岩崎 昭弥君	村田 誠醇君	山下 栄一君	青島 幸男君	林 紀子君
中尾 則幸君	栗原 君子君	横尾 和伸君	北村 哲男君	井上 哲夫君	乾 晴美君
安恒 良一君	椎名 素夫君	日下部禮代子君	吉田 達男君	北澤 俊美君	泉 信也君
大脇 雅子君	藤科 清治君	白浜 一良君	武田 節子君	長谷川 清君	喜屋武真榮君
上山 和人君	三重野栄子君	浜四津敏子君	会田 長栄君	下村 泰君	吉川 春子君
谷畑 孝君	山田 健一君	三石 久江君	野別 隆俊君	栗森 喬君	小林 正君
種田 誠君	岩本 久人君	木庭健太郎君	中川 嘉美君	平野 貞夫君	田村 秀昭君
肥田美代子君	堀 利和君	猪熊 重二君	刈田 貞子君	寺崎 昭久君	足立 良平君
櫻井 規順君	西岡環璃子君	山口 哲夫君	山本 正和君	有働 正治君	橋本 敦君
堂本 暁子君	森 暢子君	細谷 昭雄君	稲村 稔夫君	池田 治君	笹野 貞子君
深田 肇君	國弘 正雄君	片上 公人君	常松 克安君	永野 茂門君	松尾 官平君
谷本 嶺君	庄司 中君	牛嶋 正君	統 訓弘君	勝木 健司君	猪木 寛至君
菅野 壽君	篠崎 年子君	佐藤 三吾君	松前 達郎君	吉岡 吉典君	市川 正一君
大淵 絹子君	竹村 泰子君	穂山 篤君	村沢 牧君	星川 保松君	古川太三郎君

中村 鋭一君 磯村 修君
井上 計君 吉田 之久君
山田 勇君 藤澤 弘君
立木 洋君 上田新一郎君

国務大臣
自治大臣 佐藤 綱樹君
国務大臣 (政治改革) 山花 貞夫君

議長の報告事項
平成五年十二月十五日衆議院から、同院は国会の会期を平成六年一月二十九日まで四十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成五年度一般会計補正予算(第2号)
平成五年度特別会計補正予算(特第2号)
平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案
平成五年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入れの特例に関する法律案
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自転車利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十二号(その一) 議長の報告事項

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「岡部山」事件に関する質問主意書(会田長栄君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

「岡部山」事件に関する質問主意書(会田長栄君提出)

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成五年度一般会計補正予算(第2号)

平成五年度特別会計補正予算(特第2号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律

同年十二月十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

清水 達雄君

補欠

矢野 哲朗君

岩崎 純三君

吉村剛太郎君

林田悠紀夫君

決算委員

辞任

大河原太一郎君

大塚清次郎君

補欠

辞任

浦田 勝君

吉村剛太郎君

補欠

議院運営委員

辞任

浦田 勝君

吉村剛太郎君

補欠

議院運営委員

辞任

浦田 勝君

吉村剛太郎君

補欠

議院運営委員

辞任

浦田 勝君

吉村剛太郎君

補欠

議院運営委員

辞任

浦田 勝君

吉村剛太郎君

補欠

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済協力局長平林博君外一名(同日議長承認)を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

直嶋 正行君

長谷川 清君

補欠

同日議長は、次の質問については、検討する必要があると、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員会田長栄君提出「岡部山」事件に関する質問(答弁することができる期限 平成六年一月二十一日)

同日議長は、十二月二十二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

長谷川 清君

直嶋 正行君

補欠

同日議長及び副議長は、東京板御所において、皇太子同妃両殿下にお目にかかり、御結婚御祝品を差し上げた。

同日議長は、十二月十八日のベルンハルト・ゼルツァー欧州議会対日交流議員団団長の逝去に際し、エゴン・アルフレート・クレプシュ・欧州議会議長宛電を発送した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
法務大臣 則定 衛 法務省刑 平五・三三
官房長 則定 衛 法務省刑 平五・三三
法務省刑 濱 邦久 法務事務 同
事局長 次官
法務省訟 加藤 和夫 東京高等 同
務局長 裁判所判 同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること承認した。

法務大臣官房長 原田 明夫君
法務省刑事局長 則定 衛君
法務省訟務局長 増井 和男君

同日内閣総理大臣から議長宛、法務大臣官房長原田明夫君外二名(同日議長承認)を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同年十二月二十四日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

志苦 裕君 堀 利和君

補欠

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
外務省ア ジア局長 高野 紀元 (解 職) 平五・三三
事務代理

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省アジア局長 池田 雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長池田雄君(同日議長承認)を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同年十二月二十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

堀 利和君 前堀 幸子君

補欠

同日議長は、十二月十六日逝去された元内閣総理大臣田中角榮君に対し次の弔詞をささげた。

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣田中角榮君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同日議長は、十二月二十一日のピーター・タブセル・ニュー・ジラード国会議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
通商産業 内藤 正久 (退 職) 平五・三三
省産業政 策局長

同年十二月二十八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

前堀 幸子君 志苦 裕君

補欠

去る四日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

堀 利和君 有働 正治君

補欠

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
防衛庁参 河路 明夫 厚生大臣 平六・一
事官 官房付

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済局長小倉和夫君の第百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること承認した。

防衛庁参事官 熊谷富士雄君

外務省経済局長事務代理 朝海 和夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、防衛庁参事官熊谷富士雄君外一名(同日議長承認)を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

永田 良雄君 大木 浩君
角田 義一君 糸久八重子君
有働 正治君 西山登紀子君

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務大臣官房領事移住部長荒義尚君の第百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命すること承認した。

外務大臣官房領事 移住部長事務代理 小林 秀明君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長事務代理小林秀明君(同日議長承認)を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

大木 浩君 服部三男雄君
星野 用市君 片山虎之助君
糸久八重子君 角田 義一君
岩本 久人君 庄司 中君
西山登紀子君 聴満 弘君
下村 泰君 青島 幸男君

去る七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 補欠

片山虎之助君	星野 朋市君
服部三男雄君	宮崎 秀樹君
会田 長栄君	糸久八重子君
志苦 裕君	前畑 幸子君
庄司 中君	岩本 久人君
渡辺 四郎君	三石 久江君
続 訓弘君	風間 純君
藤澤 弘君	橋本 敦君
青島 幸男君	下村 泰君

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

農林水産大臣畑次郎君問責決議案(山本富雄君外二名発議)

外務大臣羽田孜君問責決議案(山本富雄君外二名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省中近東アフリカ局長須藤隆也君の第二百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十八回国会政府委員に任命することを受領した。

外務省中近東アフリカ局長事務代理 重家 俊範君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長事務代理重家俊範君(同日議長承認)を、第二百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 補欠

宮崎 秀樹君	永田 良雄君
糸久八重子君	会田 長栄君
前畑 幸子君	大脇 雅子君
三石 久江君	薬科 満治君
風間 純君	続 訓弘君
直嶋 正行君	長谷川 清君
橋本 敦君	立木 洋君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省中近東アフリカ局長須藤隆也君の第二百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏 名	異動後の官職名	異動年月日
外務大臣官房領事移住部長事務代理	小林 秀明 (解 職)	平六・二〇	

外務省中近東アフリカ局長事務代理 朝海 和夫 (同) 同

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省アジア局長池田雄君及び外務省経済協力局長平林博君の

第二百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

外務大臣官房領事移住部長 荒 義尚君
外務省アジア局長事務代理 高野 紀元君
外務省経済協力局長 小倉 和夫君

外務省経済協力局長事務代理 上田 秀明君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長荒義尚君外三名(同日議長承認)を、第二百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 補欠

坂野 重信君	野沢 太三君
永田 良雄君	前島英三郎君
会田 長栄君	前畑 幸子君
大脇 雅子君	村田 誠醇君
薬科 満治君	堀 利和君
長谷川 清君	直嶋 正行君
立木 洋君	藤澤 弘君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏 名	異動後の官職名	異動年月日
外務省アジア局長事務代理	高野 紀元 (解 職)	平六・二二	

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十八回国会政府委員に任命することを受領した。

外務省アジア局長 池田 雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長池田雄君(同日議長承認)を、第二百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 補欠

上野 雄文君	浜本 万三君
続 訓弘君	山下 栄一君
寺澤 芳男君	山崎 順子君

懲罰委員

辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

前島英三郎君 合馬 敬君
堀 利和君 竹村 泰子君

前知 幸子君 会田 長栄君
直嶋 正行君 江本 孟紀君
聴濤 弘君 高崎 裕子君
下村 泰君 青島 幸男君
同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

政治改革に関する特別委員会

委員長 上野 雄文君 (本岡昭次君の補欠)

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

政治改革に関する特別委員会

理事 本岡 昭次君 (上野雄文君の補欠)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

外務省経済協力局長事務代理 上田 秀明 (解職) 平六・三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済協力局長 平林 博君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済協力局長平林博君(同日議長承認)を、第二百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る十三日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

野間 耕君

山崎 正昭君

決算委員

辞任

補欠

真島 一男君

松谷蒼一郎君

議院運営委員

辞任

補欠

加藤 紀文君

狩野 安君

松谷蒼一郎君

真島 一男君

山崎 正昭君

野間 耕君

山崎 順子君

武田邦太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

鎌田 要人君

永田 良雄君

野沢 太三君

坂野 重信君

会田 長栄君

糸久八重子君

竹村 泰子君

堀 利和君

猪熊 重二君

横尾 和伸君

江本 孟紀君

直嶋 正行君

高崎 裕子君

有働 正治君

青島 幸男君

下村 泰君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 及川 一夫君 (上野雄文君の補欠)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)

二、議案の名称

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

政党助成法案(閣法第四号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)

一、公聴会の問題

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)、政党助成法案(閣法第四号)、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)について

一、開会の日 平成六年一月十七日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成六年一月十日

政治改革に関する特別委員長 本岡 昭次

参議院議長 原 文兵衛殿

同日議長は、国土審議会特別委員(中国地方開発特別委員会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

山崎 正昭君

野間 耕君

山崎 順子君

武田邦太郎君

議院運営委員

辞任

補欠

松谷蒼一郎君

真島 一男君

狩野 安君

加藤 紀文君

野間 耕君

山崎 正昭君

真島 一男君

松谷蒼一郎君

武田邦太郎君

小島 慶三君

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

鎌田 要人君

会田 長栄君

野沢 太三君

坂野 重信君

会田 長栄君

糸久八重子君

竹村 泰子君

堀 利和君

猪熊 重二君

横尾 和伸君

江本 孟紀君

直嶋 正行君

高崎 裕子君

有働 正治君

青島 幸男君

下村 泰君

岩本 久人君 岩崎 昭弥君
堀 利和君 渡辺 四郎君
峰崎 直樹君 藥科 清治君
横尾 和伸君 猪熊 重二君
寺澤 芳男君 泉 信也君
有働 正治君 吉岡 吉典君
下村 泰君 西川 潔君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案(閣法第一九号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)、政党助成法案(閣法第四号)、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 上野 雄文 松浦 功
平野 貞夫 吉川 春子
佐藤 静雄 会田 長栄
統 訓弘
第二班 関根 則之 本岡 昭次
清水 達雄 吉川 芳男

川橋 幸子 寺澤 芳男
下村 泰 吉田 之久
下稻葉耕吉 西田 吉宏
横崎 泰昌 堀 利和
角田 義一
中村 鋭一
第四班 一井 淳治 岡 利定
久世 公亮 森山 眞弓
峰崎 直樹 猪熊 重二
直嶋 正行 鎌田 要人
白浜 一良 星野 用市
鈴木 貞敏 村田 誠醇
第五班 岩本 久人 有働 正治

一、派遣地

第一班 福島県
第二班 新潟県
第三班 京都府
第四班 愛媛県
第五班 宮崎県

一、期間 各班とも一月十八日 一日間

一、費用 概算一、三五四、八九〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成六年一月十四日

政治改革に関する特別委員長 上野 雄文
参議院議長 原文兵衛殿

同日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づき平成五年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

小島 慶三君

山崎 順子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

坂野 重信君

佐藤 静雄君

永田 良雄君

西田 吉宏君

村上 正邦君

吉川 芳男君

岩崎 昭弥君

岩本 久人君

渡辺 四郎君

堀 利和君

藥科 清治君

峰崎 直樹君

中村 鋭一君

寺澤 芳男君

吉岡 吉典君

藤澤 弘君

西川 潔君

青島 幸男君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
人事院事務総局長	福島 登	(退職)	平六・二七

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院事務総局職員局長 小堀紀久生君

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院事務総局職員局長小堀紀久生君(同日議長承認を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

清水 達雄君

笠原 潤一君

西田 吉宏君

尾辻 秀久君

吉川 芳男君

村上 正邦君

堀 利和君

渡辺 四郎君

泉 信也君

中村 鋭一君

藤澤 弘君

有働 正治君

青島 幸男君

下村 泰君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(閣法第二〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員会田長栄君提出「岡部山」事件に関する質問に対する答弁書
一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

山崎 順子君

補欠

小島 慶三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

佐藤 静雄君

補欠

服部三男雄君

渡辺 四郎君

前畑 幸子君

直嶋 正行君

江本 孟紀君

有働 正治君

藤澤 弘君

下村 泰君

青島 幸男君

昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

山下 栄一君

補欠

統 訓弘君

小島 慶三君

寺澤 芳男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

尾辻 秀久君

補欠

永田 良雄君

笠原 潤一君

坂野 重信君

服部三男雄君

清水 達雄君

前畑 幸子君

肥田美代子君

江本 孟紀君

直嶋 正行君

藤澤 弘君

吉岡 吉典君

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（閣法第二号）審査報告書

政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書

政党助成法案（閣法第四号）審査報告書

政党助成法案（閣法第四号）審査報告書

政党助成法案（閣法第四号）審査報告書

出議員の再選挙又は補欠選挙の特例」を「第二百七十一条の三（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例）」に、「別表第一」を「別表」に改める。

第十四条中「別表第二」を「別表」に改める。

第十五条第八項中の「外」を「のほかに改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項と

十一 条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟）の規定により公職の候補者等

であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格に、「抹消」を「抹消」に改める。

第三十一条第四項中「十四日」を「十二日」に改める。

第三十四条第四項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会に改め、同項ただし書中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、同条第六項第二号中「衆議院議員及び」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 衆議院議員の選挙にあつては、少なくとも十二日前に

第三十六条ただし書中「ただし」の下に、「衆議院議員の選挙については小選挙区選出議員及び比例代表選出議員」とを加え、「選挙区選出議員」を「選挙区選出議員」に改める。

第三十七条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

八 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会又は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることが出来る。

第四十五条第二項中「及び」を「又は」に、「命令」を「自治省令」に改める。

第四十六条の見出し中「投票」を「投票」に改め、同条第一項を次のように改める。

衆議院（小選挙区選出議員）議員の選挙の投票については、選挙人は、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、第

四十七条（文字投票）の規定による投票をする選挙人又は自ら○の記号を記載することができない選挙人のうち政令で定めるものは、投票所において、投票用紙に候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

第四十六条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「の選挙」を「の選挙の投票」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「第八十六条の二」を「第八十六条の二第一項（名簿による立候補の届出等）」に、「第八十六条の三（名簿による立候補の届出等）」を「第八十六条の三（名簿による立候補の届出等）第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

四 衆議院議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

第四十六条第一項の次に次の一項を加える。

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、自ら、投票所において、投票用紙に名称（政令で定める場合にあつては、略称。以下この条において「名称等」という。）が印刷された衆議院名簿届出政党等（第八十六条の二（名簿による立候補の届出等）第一項の規定により届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）のうちその投票しようとするもの一に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、第四十七条の規定による投票をする選挙人又は自ら○の記号を記載することができない選挙人のうち政令で定めるものは、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

第四十六条に次の五項を加える。

六 第一項本文の投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序は選挙区ごとに都道府県の選挙管理委員会が、第二項本文の投票用紙に印刷する衆議院名簿届出政党等の名称等の順序は中央選挙管理会がくじで定める。

七 候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政党等の第八十六条（公職の候補者の立候補の届出等）第四項に規定する代表者）又はその代理人は、前項のくじに立ち会ふことができる。

八 前二項に規定するもののほか、第一項本文又は第二項本文の規定による投票における○の記号の記載方法、候補者が死亡し、候補者の届出が取り下げられたものとみなされ、又は候補者が候補者たることを辞したものとみなされた場合における投票用紙における候補者の表示方法、衆議院名簿届出政党等の名簿の届出が却下された場合における投票用紙における衆議院名簿届出政党等の名称等の表示方法その他これらの規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。

九 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の投票については、第五十六条（繰上投票）の規定により投票の期日を定めた場合又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により候補者の氏名が印刷された投票用紙を調製することができない場合においては、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、選挙人が、投票所において、投票用紙に候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れる方法により行わせることができる。この場合において、これを投票箱に入れる方法により行わせることができる。この場合において、第四十八条第一項中「○の記号」とあるのは「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」と、「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項から第四項まで」とあるのは「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

第四十六条の二の見出しを「（任意制記号式投票）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

第四十六条の二の見出しを「（任意制記号式投票）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

第四十六条の二の見出しを「（任意制記号式投票）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

十 衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、第五十六条の規定により投票の期日を定めた場合又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により衆議院名簿届出政党等の名称等が印刷された投票用紙を調製することができない場合においては、第二項本文の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、選挙人が、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等の第八十六条の二第一項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れる方法により行わせることができる。この場合において、第四十八条第一項中「○の記号」とあるのは「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」と、「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項から第四項まで」とあるのは「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

第四十六条の二の見出しを「（任意制記号式投票）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

第四十六条の二の見出しを「（任意制記号式投票）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

第四十六条の二の見出しを「（任意制記号式投票）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

第四十六条の二の見出しを「（任意制記号式投票）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」を「第四十六条（投票の記載事項及び投票）第一項」に改め、同条第四項の規定は適用せず、同条第四項の規定は適用する。

長」を「又は市長」に改め、「又は推薦届出」を削り、「当る」を「当たる」に、「第六十八条の二」を「第六十八条第三項第三号及び第六十八条の二」に改める。

第四十八条第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等の名称及び略称)」を、「参議院議員の選挙の投票にあつては○の記号を、参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称を、衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票にあつては当該選挙の公職の候補者の氏名」に改め、「選挙人」の下に「(衆議院議員の選挙の投票にあつては、前条の規定による投票をすることが出来る者を除く。)」を加え、「第四十六條(投票の記載事項及び投票)第一項及び第二項」を「第四十六條(投票の記載事項及び投票)第一項から第四項まで」に改め、同条第二項中「投票用紙に投票用紙に、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する候補者一人に対して○の記号を、衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する一の衆議院名簿届出政党等に対して○の記号を、参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票にあつては当該選挙人が指示する一の参議院名簿届出政党等又は参議院議員の選挙又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票にあつては、(候補者)を「公職の候補者」に改め、「又は」の名簿届出政党等の名称若しくは略称を削る。

第四十九条第一項中「に掲げる事由」を「に掲げる事由のいずれかに」、「政令の」を「政令で」に、「第四十六條第一項及び第二項(投票の記載事項及び投票、次条並びに前条)」を「第四十六條(投票の記載事項及び投票)(第五項を除く。)、前条及び次条」に改め、「場所においての下に」、投票用紙に公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出

政党等の第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項の届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の参議院名簿届出政党等の第八十六條の三(名簿による立候補の届出等)第一項の届出に係る名称又は略称。次項において同じ。を記載する方法により」を加え、同項第三号中「産褥」を「産褥」に改め、同項第四号中「命令」を「自治省令」に改め、同条第二項中「もので」を「もので」、「第四十六條第一項及び第二項、次条並びに前条」を「第四十六條(第五項を除く。)、前条及び次条」に、「投票用紙に投票の記載をし」、「投票用紙に公職の候補者一人の氏名を記載し」に改める。

第五十六條中「状況」を「状況」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「都道府県」を「都道府県」に改める。

第五十七條第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「都道府県」を「都道府県」に改め、同条第二項中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「選挙分会長」を「選挙分会長」に改める。

第六十一條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とする事ができる。

第六十二條第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項又は第八項の規定による届出した政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)」及び

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。が死亡したとき、第八十六條第九項若しくは第八十六條の四(公職の候補者の立候補の届出等)第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六條第十二項若しくは第八十六條の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一條(公務員となつた候補者の取扱)第二項又は第九十二條(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。))。当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六條第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一條第一項又は第九十三條第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。))。当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第十項の規定

による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六條の三(名簿による立候補の届出等)第二項において準用する第八十六條の二十項の規定による届出があつたとき又は第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の三第二項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等

第六十二條第七項を次のように改める。

7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。

第六十二條第八項中「立ち会わなければならない」を「立ち会わせなければならない」に改め、同項ただし書中「第二項」を「同項」に、「若しくは」を「同項」に、「同項」に、「名簿届出政党等又は」を「候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は」に、「若しくは」を「参議院名簿届出政党等」に、「候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等」に、「かかる」を「係る」に改める。

第六十六條第三項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「選挙分会長」を「選挙分会長」に改める。

第六十八條第二項中「参議院(比例代表選出)議員の選挙」を「衆議院(比例代表選出)議員の選挙(第四十六條第二項ただし書又は第四十九條の規定による投票に限る。))」に改め、「各号のいずれかに該当するものは」に改め、同項第二号中「名簿届出政党等」を「衆議院名簿届出政党等」に、「第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第八項」を「第八十六條の二第十項」に改め、同項第三号中「の届出」を「の規定による届出」に、「第八十七條第三項(名簿の重複届出の禁止)」を「第八十七條第五項」に、「名簿」を「衆議院名簿

による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等

を「に改め、同項第四号中「名簿登載者の全員が同条第五項前段に規定する事由に該当しており」を「衆議院名簿登載者の全員につき、同条第七項各号に規定する事由が生じており」に、「届出」を「規定による届出」に、「名簿」を「衆議院名簿」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「名簿届出政等」を「衆議院名簿届出政等」に、「届出」を「規定による届出」に改め、同項第八号中「名簿届出政等」を「衆議院名簿届出政等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「参議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票(衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票にあつては、第四十六条第一項ただし書又は第四十九条の規定による投票に限る。)」に、「投票」を「各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項第二号中「第八十六条の四(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第八十七条第一項(重複立候補の禁止)若しくは第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)」を「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条若しくは第二十五十一條の二」に改め、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

三 第八十六条第一項若しくは第八十八項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第一項各号のいずれにも該当していなかったものの当該届出に係る候補者、同条第九項後段の規定による届出に係る候補者又は第八十七条第三項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの

第六十八条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙の投票(第四十六条第一項ただし書(白書式投票)又は第四十九条(不在者投票)の規定による投票を除く。)

については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 所定の〇の記号の記載方法によらないもの

三 候補者でない者又は第八十六条の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)、第八十七條(重複立候補等の禁止)第一項若しくは第二項、第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第二十五十一條の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)の規定により候補者となることができない者に対して〇の記号を記載したもの

四 第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項若しくは第八十八項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第一項各号のいずれにも該当していなかったものの当該届出に係る候補者、同条第九項後段の規定による届出に係る候補者又は第八十七条第三項の規定に違反してされた届出に係る候補者に対して〇の記号を記載したもの

五 一投票中に二人以上の候補者に対して〇の記号を記載したもの

六 被選挙権のない候補者に対して〇の記号を記載したもの

七 〇の記号以外の事項を記載したもの

八 〇の記号を自ら記載しないもの

九 候補者のいずれかに対して〇の記号を記載したかを確認し難いもの

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙の投票(第四十六条第二項ただし書(白書式投票)又は第四十九条の規定による投票を除く。については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 所定の〇の記号の記載方法によらないもの

三 衆議院名簿届出政等以外の政党その他の政治団体(第八十六条の二(名簿)による立候補

の届出等)第十項の規定による届出をした政党その他の政治団体を含む。に對して〇の記号を記載したもの

四 第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかったもの又は第八十七條第五項の規定に違反して第八十六条の二第二項の衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体に対して〇の記号を記載したもの

五 第八十六条の二第二項の衆議院名簿登載者の全員につき、同条第七項各号に規定する事由が生じており又は同項後段の規定による届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体に対して〇の記号を記載したもの

六 一投票中に二以上の衆議院名簿届出政等に対して〇の記号を記載したもの

七 〇の記号以外の事項を記載したもの

八 〇の記号を自ら記載しないもの

九 衆議院名簿届出政等のいずれかに對して〇の記号を記載したかを確認し難いもの

第六十八条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票について準用する。この場合において、同項中「衆議院名簿届出政等」とあるのは「参議院名簿届出政等」と、「第八十六条の二第十項」とあるのは「第八十六条の三(名簿)による立候補の届出等」第二項において準用する第八十六条の二第十項」と、「第八十六条の二第一項」とあるのは「第八十六条の三第一項」と、「第八十七條第五項」とあるのは「第八十七條第六項において準用する同条第五項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「同条第七項各号」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項各号」と読み替えるものとする。

第六十八条の二第一項中「前条第一項第七号」を「前条第三項第八号」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は当該名簿届出政等」を「当該衆議院名簿届出政等又は当該参議院名簿届出政等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等第一項」を「第八十六条の三(名簿)による立候補の届出等」第一項の規定によるに、「名簿届出政等」を「参議院名簿届出政等」に、「前条第二項第八号」を「前条第五項において準用する同条第四項第八号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十六条の二(名簿)による立候補の届出等第一項の規定による届出に係る名称又は略称が同一である衆議院名簿届出政等が二以上ある場合において、その名称又は略称のみを記載した投票は、前条第四項第八号の規定にかかわらず、有効とする。

第七十五條第二項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改め、同条第三項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改める。

第七十六條中「第四項、第五項、第六項」を「第四項から第六項まで」に、「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改める。

第七十七條第一項及び第七十八條中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改める。

第七十九條第一項中「地方公共団体の議会の議員及び長」を「衆議院(小選挙区選出)議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長」に、「第六十七條(開票の場合の投票の効力の決定)後段、第六十八條第一項(無効投票)」を「第六十七條(開票の場合の投票の効力の決定、第六十八條無効投票)第

一項及び第三項に、「第三項」を「第四項」に、「合
わせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「合
せて」を「併せて」に改める。

第八十条第一項中「参議院比例代表選出議員」を
「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選
出議員に、又は各名簿届出政等」を、各衆議
院名簿届出政等又は各参議院名簿届出政等」
に改め、同条第三項中「第一項の例に」を「第一
項の規定の例に」に、「又は各名簿届出政等」を、
各衆議院名簿届出政等又は各参議院名簿届出政
党等」に改める。

第八十一条の見出し中「参議院比例代表選出議
員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例
代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院比
例代表選出議員」を「衆議院(比例代表選出議員)に
改め、同条第二項中「前項の報告」を「同項の規定
による報告」に改め、「受けた日」の下に「若しくは中
央選挙管理会から第百一条第四項(当選人決定の
通知)の規定による通知を受けた日」のいずれか選
い日(当該選挙が衆議院小選挙区選出議員の選挙
と同時に進められる場合にあつては、すべての選
挙分会長から前項の規定による報告を受けた日)に
を加え、「名簿届出政等」を「衆議院名簿届出政
党等」に改め、同条第三項中「第一項の例に」を「第一
項の規定による例に」に、「前項の例に」を「前項の規定
の例に」に、「名簿届出政等」を「衆議院名簿届出政
党等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、参議院(比例代表選出議員
の選挙について準用する。この場合において、
第二項中「同項の規定による報告を受けた日」若
しくは中央選挙管理会から第百一条第四項(当
選人決定の通知)の規定による通知を受けた日
のいずれか選い日(当該選挙が衆議院小選挙区
選出議員の選挙と同時に進められる場合にあつ
ては、すべての選挙分会長から前項の規定によ
る報告を受けた日)とあるのは「同項の規定に
よる報告を受けた日」と、「衆議院名簿届出政党
等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、前

項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議
院名簿届出政党等」と読み替へるものとする。

第八十三条第二項中「参議院比例代表選出議員
の選挙にあつては第八十一条第一項(選挙分会長
の選挙長への報告)を「衆議院比例代表選出議員
の選挙にあつては第八十一条第一項(選挙分会長
の選挙長への報告)の規定による報告に関する書
類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同
条第四項において準用する同条第一項に、」参議
院比例代表選出議員の選挙の」を「衆議院比例代
表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」
に、「かかる」を「係る」に改める。

第八十四条後段中「同条同項本文」を、同項本
文に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例
代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、
「ついで」を「ついで」に、「とあるのは」を「と
あるのは」に改める。

第八十六条の四の見出し中「者」を「者等の」に
改め、同条に次の一項を加え、同条を第八十六条
の八とする。

2 第二百五十一条の二(総括主宰者、出納責任
者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた
者の立候補の禁止) 第一項各号に掲げる者の選
挙に関する犯罪により公職の候補者となり、又
は公職の候補者であることができない者につい
ては、同条の定めるところによる。

第八十六条の三の見出し中「政等」を「参議院比
例代表選出議員の選挙における政等」に改め、同
条第一項中「前条第一項」を「第八十六条の三(名簿
による立候補の届出等)第一項」に、「文書で」を
「文書で、」に、「名簿記載者」を「参議院名簿記載
者」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号」を
「第八十六条の三第一項第一号」に改め、同条を第
八十六条の七とし、同条の前に次の二条を加え
る。

(候補者の選定の手続の届出等)
第八十六条の五 第八十六条(公職の候補者の立
候補の届出等) 第一項各号のいずれかに該当す

る政党その他の政治団体は、当該政党その他の
政治団体の衆議院(小選挙区選出議員)の候補者
となるべき者の選定及び衆議院名簿記載者の選
定(以下この条において「候補者の選定」とい
う。)の手続を定めたときは、その日から七日以
内に、郵便によることなく、文書でその旨を自
治大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の文書には、当該政党その他の政治団体
の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに
候補者の選定を行う機関の名称、その構成員の
選出方法及び候補者の選定の手続を記載するも
のとする。

3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団
体の綱領、党則、規約その他これらに相当する
ものを記載した文書及び第八十六条第一項各号
のいずれかに該当することを証する政令で定め
る文書を添えなければならない。

4 第一項の規定による届出をした政党その他の
政治団体は、同項の規定により届け出た事項に
異動があつたときは、その異動の日から七日以
内に、郵便によることなく、文書でその異動に係
る事項を自治大臣に届け出なければならない。

5 自治大臣は、第一項の規定による届出があつ
たときは、速やかに、当該届出に係る政党その
他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者
の氏名並びに候補者の選定を行う機関の名称、
その構成員の選出方法及び候補者の選定の手続
を告示しなければならない。これらの事項につ
き前項の規定による届出があつた場合も、同様
とする。

6 第一項の規定による届出をした政党その他の
政治団体は、第三項の文書の内容に異動があつ
たときは、その異動の日から七日以内に、文書
でその異動に係る事項を自治大臣に届け出なけ
ればならない。

7 第一項の規定による届出をした政党その他の
政治団体が解散し、又は第八十六条第一項各号
のいずれかに該当する政党その他の政治団体で

なくならなかつたときは、その代表者は、その事実が
生じた日から七日以内に、文書でその旨を自治
大臣に届け出なければならない。この場合にお
いては、自治大臣は、その旨の告示をしなけれ
ばならない。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における政党
その他の政治団体の名称の届出等)
第八十六条の六 第八十六条の二(名簿による立
候補の届出等) 第一項に規定する政党その他の
政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当す
る政党その他の政治団体は、衆議院議員の総選
挙の期日から三十日以内(当該期間が衆議院の
解散の日にかかる場合にあつては、当該解散の
日までの間)に、郵便によることなく、文書で、
当該政党その他の政治団体の名称及び一の略
称を中央選挙管理会に届け出なければならない。こ
の場合において、当該名称及び略称は、その代
表者若しくは衆議院名簿記載者としてしようとする
者の氏名が表示され、又はそれらの者の氏名が
類推されるような名称及び略称であつてはなら
ない。

2 第八十六条の二第一項に規定する政党その他
の政治団体のうち同項第一号又は第二号に該当
する政党その他の政治団体は、衆議院議員の総
選挙の期日後二十四日を経過する日から当該衆
議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日又
は衆議院の解散の日(いずれか早い日)までの間
に同項第一号又は第二号に該当することとなつ
たときは、前項前段の規定にかかわらず、その
該当することとなつた日から七日以内(当該期
間が衆議院の解散の日にかかる場合にあつて
は、当該解散の日までの間)に、郵便によるこ
となく、文書で、当該政党その他の政治団体の
名称及び一の略称を中央選挙管理会に届け出る
ものとする。この場合においては、同項後段の
規定を準用する。

3 前二項の文書には、当該政党その他の政治団
体の名称及び一の略称、本部の所在地、代表者

の氏名その他政令で定める事項を記載しなければならぬ。

4 第一項及び第二項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書及び当該政党その他の政治団体が第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当することを証する政令で定める文書を添えなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、これらの規定による届出をした日後衆議院議員の任期満了の前日九十日に当たる日又は衆議院の解散の日いずれか早い日までの間に、これらの規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内（当該期間が衆議院の解散の日にかかる場合にあつては、当該解散の日までの間）に、郵便によることなく、文書でその異動に係る事項を中央選挙管理会に届け出なければならない。

6 中央選挙管理会は、第一項又は第二項の規定による届出があつたときは、速やかに、これらの規定による届出に係る政党その他の政治団体の名称及び略称、本部の所在地並びに代表者の氏名を告示しなければならない。これらの事項につき前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

7 第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、第四項の文書の内容に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、文書でその異動に係る事項を中央選挙管理会に届け出なければならない。

8 第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、これらの規定による届出をした日後衆議院議員の任期満了の前日九十日に当たる日又は衆議院の解散の日いずれか早い日までの間に、解散し又は第八十六条の二第一項第一号若しくは第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなつたときは、その代表

者は、その事実が生じた日から七日以内に、文書でその旨を中央選挙管理会に届け出なければならない。この場合においては、中央選挙管理会は、その旨の告示をしなければならない。

9 第一項又は第二項の規定による届出をした政党その他の政治団体は、衆議院議員の任期満了の前日九十日に当たる日又は衆議院の解散の日いずれか早い日後においても、郵便によることなく、文書で、中央選挙管理会に当該届出を撤回する旨の届出をすることが出来る。この場合においては、中央選挙管理会は、その旨の告示をしなければならない。

10 衆議院（比例代表選出議員の再選挙及び補欠選挙における第一項、第二項、第五項又は第七項から前項までの規定の適用について必要な事項は、政令で定める。）

第八十六条の見出し中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条第三項中「並びに」を「その他」に改め、同条第四項中「第八十六条の四」を「第八十六条の八第一項」に、「又は第八十七條第一項」を「第八十七條第一項」に、「の規定により」を「又は第二十五條第一項の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）の規定により当該選挙において」に改め、「衆議院議員及び」を削り、「本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者（次条、第八十六條の三（政党その他の政治団体の名称の届出等）、第六十九條（選挙公報の発行手続）第五項及び第七十五條（投票記載所の氏名等の掲示）第三項において「代表者」という。）」を「代表者」に、「並びに」を「その他」に改め、同条第五項中「衆議院議員」を削り、「及び地方公共団体」を「又は地方公共団体」に改め、「及び第二項」を削り、「当該候補者」を、「当該候補者」に、「又は候補者」を「又

は公職の候補者」に、「前四項の例に」を「前各項の規定の例に」に、「並びに都道府県及び」を「又は都道府県若しくは」に、「候補者の届出又は推薦届出」を「公職の候補者の届出」に改め、同条第六項中「第一項及び第二項の公示又は」を「第一項の」に、「当該候補者」を「当該候補者」に、「第四項までの例に」を「第四項までの規定の例に」に、「及び市長」を「又は市長」に改め、「又は推薦届出」を削り、同条第七項中「及び」を「又は」に、「当該候補者」を「当該候補者」に、「当る」を「当たる」に改め、同条第八項中「及び」を「又は」に、「第四項までの例に」を「第四項までの規定の例に」に改め、「又は推薦届出」を削り、同条第九項中「及び」を「又は」に、「第八十六條の四又は第八十七條第一項」を「第八十六條の八第一項、第八十七條第一項又は第二十五條の二」に改め、「規定により」の下に「当該選挙において」を加え、同条第十一項中「及び前項の」を「若しくは前項の規定による」に、「第九十一條第一項」を「第九十一條第二項」に改め、同条を第八十六條の四とし、第九章中同条の前に次の三条を加える。

（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）

第八十六條 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体に所属する者を候補者としようとするときは、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であること。

2 衆議院（小選挙区選出）議員の候補者となる者とする者は、前項の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

3 選挙人名簿に登録された者が他人を衆議院（小選挙区選出）議員の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、第一項の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、文書で当該選挙長にその推薦の届出をすることが出来る。

4 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者（総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者）をいう。以下この条から第八十六條の七（政党その他の政治団体の名称の届出等）まで、第六十九條（選挙公報の発行手続）第六項、第七十五條（投票記載所の氏名等の掲示）第三項及び第八十八條（出納責任者の選任及び届出）第二項において同じ。の氏名並びに候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載しなければならない。

5 第一項の文書には、次に掲げる文書を添えなければならない。

一 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

二 第一項各号のいずれかに該当することを証する政令で定める文書

三 当該届出が第八十七條（重複立候補等の禁止）第三項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

四 候補者となるべき者の候補者となることについて同意書及び第八十六條の八第一項（被選挙権のない者の立候補の禁止）、第八十七條第一項若しくは第二項又は第二十五十一

条の二(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止)の規定により公職の候補者となることのできない者でないことを当該候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

五 候補者となるべき者の選定を当該政党その他の政治団体において行う機関の名称、その構成員の選出方法及び候補者となるべき者の選定の手続を記載した文書並びに当該候補者となるべき者の選定を適正に行つたことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

六 その他政令で定める文書

六 第二項及び第三項の文書には、候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載しなければならぬ。

七 第二項及び第三項の文書には、第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の二の規定により公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書、当該候補者となるべき者の所属する政党その他の政治団体の名称(二以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称)を記載した文書及び当該記載に関する政党その他の政治団体の代表者の証明書その他政令で定める文書を添えなければならぬ。

八 第一項の公示又は告示があつた日に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その日後、当該候補者が死亡し、当該届出が取り下げられたものとみなされ、当該候補者が候補者たることを辞したものとみなされ、又は次項後段の規定により当該届出が却下されたときは、前各項の規定の例により、当該選挙の期日前七日までに、候補者の届出をすることができぬ。

九 次の各号のいずれかに該当する事由があることを知つたときは、選挙長は、第一項から第三

項まで又は前項の規定による届出を却下しなければならぬ。第一項又は前項の規定により届出のあつた者につき除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該候補者届出政党から文書でされたときも、また同様とする。

一 第一項又は前項の規定による政党その他の政治団体の届出が第一項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること。

二 第一項又は前項の規定による政党その他の政治団体の届出が第八十七条第三項の規定に違反してされたものであること。

三 第一項から第三項まで又は前項の規定により届出のあつた者が第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の二の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であること。

十 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書を、離党である場合にあつては当該候補者が候補者届出政党に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならぬ。

十一 候補者届出政党は、第一項の規定により候補者の届出をした場合には同項の公示又は告示があつた日に、第八項の規定により候補者の届出をした場合には当該選挙の期日前七日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者の届出を取り下げることができない。

十二 候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この項において同じ。)は、第二項又は第三項の規定により届出のあつた候補者にあつては第一項の公示又は告示があつた日に、第

八項の規定により届出のあつた候補者にあつては当該選挙の期日前七日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

十三 第一項から第三項まで、第八項、第十一項若しくは前項の規定による届出があつたとき、第九項の規定により届出を却下したとき又は候補者が死亡し若しくは第九十一条(公務員となつた候補者の取扱い)第一項若しくは第二項若しくは第九十三条(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、当該都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

十四 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数(第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十四項において同じ。)の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等)

第八十六条の二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(一の略称を含む。)並びにその所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書(以下「衆議院名簿」という。)を選挙長に届出することにより、その衆議院名簿に記載されている者(以下「衆議院名簿登録者」という。)を当該選挙における候補者とする事ができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比

例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であること。

三 当該選挙において、この項の規定による届出をすることにより候補者となる衆議院名簿登録者を三十人以上有すること。

二 前項の規定による届出は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、郵便によることなく、当該衆議院名簿に次に掲げる文書を添えて、しなければならない。

一 政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の氏名並びに衆議院名簿登録者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業その他政令で定める事項を記載し、代表者が署名押印した文書

二 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

三 前項各号のいずれかに該当することを証する政令で定める文書

四 当該届出が第八十七条(重複立候補等の禁止)第五項の規定に違反するものでないことを代表者が誓う旨の宣誓書

五 衆議院名簿登録者の候補者となることについて同意書及び第八十六条の八第一項(被選挙権のない者の立候補の禁止)又は第八十七条第一項若しくは第四項の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該衆議院名簿登録者が誓う旨の宣誓書

六 衆議院名簿登録者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下「衆議院名簿登録者の選定」という。)を当該政党その他の政治団体において行う機関の名称、その構成員の選出方法及び衆議院名簿登録者の選定の手続を記載した文書並びに当該衆議院名簿登録者の選定を適正に行つ

たことを当該機関を代表する者が誓う旨の宣誓書

七 その他政令で定める文書

3 衆議院名簿に記載する政党その他の政治団体の名称及び略称は、第八十六条の六（政党その他の政治団体の名称の届出等）第六項の規定による告示に係る政党その他の政治団体にあつては当該告示に係る名称及び略称でなければならぬものとし、同項の告示に係る政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体にあつては同項の規定により告示された名称及び略称並びにこれらに類似する名称及び略称並びにその代表者若しくは衆議院名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称及び略称以外の名称及び略称でなければならぬ。この場合において、同項の告示に係る政党その他の政治団体の当該告示に係る名称又は略称がその代表者若しくは衆議院名簿登載者の氏名が表示され又はそれらの者の氏名が類推されるような名称又は略称となつてゐるときは、当該政党その他の政治団体は、この項前段の規定の適用については、同条第六項の規定による告示に係る政党その他の政治団体でないものとみなす。

4 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、当該選挙と同時に行為される衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者（候補者となるべき者を含む。次項及び第六項において同じ。）を当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者としてすることができぬ。

5 各衆議院名簿の衆議院名簿登載者（当該選挙と同時に行為される衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者であつて、前項の規定により、当該衆議院名簿の衆議院名簿登載者とされたるものを除く。）の数は、当該衆議院（比例代表選出）議員の選挙において選挙すべき議員の数を超えることができない。

6 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体が、第四項の規定により、当該選挙と同時に行為される衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者を二人以上当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者とする場合には、第一項の規定にかかわらず、それらの者の全部又は一部について当選人となるべき順位を同一のものとする事ができる。

7 当該選挙の期日までに、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたことを知つたときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る衆議院名簿における当該衆議院名簿登載者に係る記載を抹消するとともに、直ちにその旨を当該衆議院名簿届出政党等に通知しなければならぬ。衆議院名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該衆議院名簿届出政党等から文書でされたときは、また同様とする。

一 衆議院名簿登載者が死亡したこと。
二 衆議院名簿登載者が第八十六条の八第一項又は第八十七条第一項若しくは第四項の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であること。
三 衆議院名簿登載者が第九十一条（公務員となつた候補者の取扱い）第三項又は第九十三条（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第四項の規定に該当するに至つたこと。

四 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体が、第四項の規定により、当該選挙と同時に行為される衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者（候補者となるべき者を含む。）を当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者とした場合において、当該衆議院名簿登載者

が衆議院小選挙区選出議員の候補者でなくなり、又は第一項若しくは第九項の規定による届出のあつた日において衆議院（小選挙区選出）議員の候補者とならなかつたこと。

8 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書、離党である場合にあつては当該衆議院名簿登載者が衆議院名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならぬ。

9 第一項の規定による届出の後（この項の規定による届出があつたときは、当該届出の後）衆議院名簿登載者でなくなつた者の数が第一項の規定による届出の時に係る衆議院名簿登載者の数の四分の一に相当する数を超えるに至つたときは、衆議院名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、同項及び第二項（第二号から第四号までを除く。）の規定の例により、当該衆議院名簿登載者でなくなつた者の数を超えない範囲内において、衆議院名簿登載者の補充の届出をすることができぬ。この場合においては、当該届出の際現に衆議院名簿登載者である者の当選人となるべき順位をも変更することができぬ。

10 衆議院名簿届出政党等は、前項に規定する日までに、郵便によることなく、文書で選挙長に届け出ることにより、衆議院名簿を取り下げる事ができる。この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならぬ。

11 第一項の規定による届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第五項若しくは第八十七条第五項の規定に違反してされたものであることを知つたときは又は第一項の規定による届出に係る衆議院名簿につき第九項に規定する期限経過後において衆議院名簿登載者の全員が第七項の規定により当該衆議院名簿における記載を抹消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しななければならない。

12 第九項の規定による届出が同項の規定に違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登載者の数が第五項の規定に違反することとなつたことを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しななければならない。

13 第一項、第九項若しくは第十項の規定による届出があつたとき、第七項の規定により衆議院名簿における衆議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は第十一項若しくは前項の規定により届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しななければならない。

14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）
第八十六条の三 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称（一の略称を含む。）並びにその所属する者（当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む。第九十八条（被選挙権の喪失と当選人の決定等）第三項において同じ。）の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書（以下「参議院名簿」という。）を選挙長に届け出ることにより、その参議院名簿に記載されている者（以下「参議院名簿登載者」という。）を当該選挙における候補者としてすることができる。

一 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

四項」と、同条第八項から第十項までの規定中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、同条第十一項中「第八十七条第五項」とあるのは「第八十七条第六項において準用する同条第五項」と、同条第十二項中「違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登載者の数が第五項の規定に違反することとなつたこと」とあるのは「違反してされたものであること」と読み替えるものとす
る。

第八十七条第三項中「参議院(比例代表選出)議

六項及び第八項」を「第八十六条《公職の候補者の立候補の届出等》第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四《公職の候補者の立候補の届出等》第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項」に、「届出又は推薦届出をしようとする者」を「届出をしようとするもの」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出議員）」に改め、同条第二項中「第八十六条の二《名簿による立候補の届出等》第一項」を「第八十六条の三《名簿による立候補の届出等》第一項」に、「六百万円に当該名簿の名簿登載者の数を乗じて

得た金額」を当該参議院名簿の参議院名簿登載者一人につき、六百万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十六条の二(名簿による立候補の届出等)第一項の規定により届出をしようとする政党その他の政治団体は、当該参議院名簿の衆議院名簿の他の政治団体は、当該参議院名簿の衆議院名簿登載者一人につき、六百万円(当該参議院名簿

第九十三條第一項中「第八十六條（公職の候補者）に當する額面の國債証券を供託しなければならぬ。」とある場合に於ては、三百萬圓）又はこれに相當する額面の國債証券を供託しなければならぬ。

者の立候補の届出等」第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項」を「第八十六条《公職の候補者の立候補の届出等》第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四《公職の候補者の立候補の届出等》第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項」に改め、「又は推薦届出」を删す。」「（衆議院議員及び）」を「（衆議院）」に、（小選挙区選出者）を

議員又は長」を「及び長」を「又は長」に改め、同第一号中「衆議院議員」を「参議院（小選挙区選出議員）」に、「当該選挙区内の議員の定数をもつてた効投票の総数を除して得た数の五分の一」を「有効投票の総数の十分の一」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「ときは」を「ときは、」に改め、「」を「又は」に、「ときは」を「ときは、」に改め、

第九十四条第二項中「第八十六条の二第八項」を

衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、

一 当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

2 第八十六条の二（名簿による立候補の届出等）

第九十五條の見出し中「参議院比例代表選出議

第九十五條の二の見出し中「参議院比例代表選

投票の総数の百分の三以上の得票があつたものに

同第二項のと同様の一項を加える。

✓ 1. Identify the problem

5 第一項、第二項及び前項の場合において、当

6 第一項、第二項及び第四項の規定は、参議院

る。以下この項、次項及び第四項において同

「參議元名壽出政黨等」之故也。

Table 1. *Continued*

出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比

2 第九十五条の二（衆議院比例代表選出議員の

「衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者で、」

くは公卿の僭称者であることができた者となつた。二と三と四と、同条第三頁中「第八十六條の二

三、「**國**」字之考證

十六条の二(名簿による立候補の届出等)第八項及び第十項後段(これらの規定を第八十六条の三(名簿による立候補の届出等)第二項において準用する場合を含む。)(注)、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改め、「(当選人の更正決定)」を削り、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者」に、「(衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者)」を「衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者」に、「(名簿を)」を「衆議院名簿又は参議院名簿」に、「(名簿に係る名簿登載者)」を「衆議院名簿の衆議院名簿登載者又は参議院名簿の参議院名簿登載者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙に係る第九十六條(立候補の届出等)又は第九十七條(当選人の更正決定)の場合において、候補者届出政党が届け出た候補者であつた者のうち、第九十五條第一項ただし書の規定による得票者又は同条第二項の規定の適用を受けた得票者当選人となつたものにつき除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出が、文書で、第九十六條又は第九十七條の規定する事由が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができる。

第百条第一項を次のように改める。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第三項まで又は第八項の規定による届出のあつた候補者が一人であるときは一人となつたときは、投票は、行わない。

第百条第四項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第一項及び」を「第一項から第四項まで(第二項の規定の適用がある場合であつて、衆議院比例代表選出議員の選挙

が衆議院小選挙区選出議員の選挙と同時に進行する場合を除く。)(注)又は「」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前項に規定する場合を除くほか、衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六條の二第二項又は第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないときは超えなくなつたときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五條の二(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人)第五項の規定を準用する。

8 前二項に規定する場合を除くほか、衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六條の二第二項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一人であるときは一人となつたときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿登載者のうち、その衆議院名簿における当選人となるべき順位に従ひ、その選挙において選挙すべき議員の数に相当する数の衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五條の二第三項及び第五項の規定を準用する。

第百条第二項中「前項及び」を「前各項又は」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六條の二(名簿による立候補の届出等)第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないときは若しくは超えなくなつたときは又は同条第一項の規定による届出した衆議院名簿届出政党等が一人であるときは若しくは一人となつたときは、投票は、行わない。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六條の三(名簿による立候補の届出等)第一項又は同条第二項において準用する第八十六條の二第九項の規定による届出に係る参議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないときは又は超えなくなつたときは、投票は、行わない。

4 参議院(選挙区選出)議員若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙において第八十六條の四(公職の候補者の立候補の届出等)第一項、第二項若しくは第五項の規定による届出のあつた候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないときは若しくは超えなくなつたときは又は地方公共団体の長の選挙において同条第一項、第二項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた候補者が一人であるときは若しくは一人となつたときは、投票は、行わない。

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第百一条 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称、その選挙における各候補者の得票数その他選挙の次第を、当該都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

つた場合においては、第一項の報告を受けた都道府県の選挙管理委員会は、直ちに当該当選人の住所、氏名及び得票数並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称、その選挙における各候補者の得票数その他選挙の次第を、中央選挙管理会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告があつたときは、中央選挙管理会は、直ちに当該当選人の住所、氏名及び得票数並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称、その選挙における各候補者の得票数その他選挙の次第を、衆議院(比例代表選出)議員の選挙長に通知しなければならない。

第百一条の二の見出し中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条第一項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員」に、「(名簿届出政党等)」を「衆議院名簿届出政党等」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「(名簿届出政党等)」を「衆議院名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員」に改め、同条

第百一条の三 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公

4 前三項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「衆議院名簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と、第三項中「第百一条第二項」とあるのは「第百一条第三項」と読み替へるものとする。

第百一条の二の次に次の一条を加える。

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第百一条の三 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公

第百一条の三 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公

挙運動」の下に「衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うものを除く。以下この条において同じ。」を加え、「第百三十一条

第四百四十条の二第一項ただし書中「個人演説会の会場」を「演説会場」に改める。

第百四十一條の見出し中「拡声機及び船舶」を「船舶及び拡声機」に改め、同条第一項中「参議院議員又は参議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員に」、「拡声機及び船舶」を「又は船舶及び拡声機」に改め、同条第六項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第九第六項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「衆議院議員及び」を「衆議院（小選挙区選出）議員又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「及び」を「又は」に改

め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「の自動車、拡声機又は船舶を使用する者は、その使用する自動車、拡声機又は船舶に」を、第二項本文又は第三項本文の規定により選挙運動のために使用される自動車、船舶又は拡声機には」に改め、「選挙管理委員会」の下に（衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）を加え、「両者」を、「両者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「拡声機及び船舶」を「船舶及び拡声機」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者屈出政党政は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該都道府県における当該候補者屈出政党政の屈出候補者〇〇の数が三人を区域内の選挙区において当該候補者屈出政党政が届け出た候補者をい。以下同じ）超える場合においては、その超える数が五人を増すごとにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、拡声機については、政党政演説会（演説を含む。）の開催

衆議院(比例代表選出)議員の選挙において

船舶六隻（両者を使用する場合にあつては、通じて六）及び拡声機六そろいを、衆議院名簿書き載者の数が三十人を超える場合においては、その超える数が十人を増すごとにこれらに加へ自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができ、ただし、拡声機については、政党等演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車、船舶及び拡声機は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が使用するもののほかは、使用する事ができない。

第四百四十一條の第二項中「前条」を「前条第一項」に、「参議院比例代表選出議員の」を「衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為れる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの及び参議院比例代表選出議員の選挙における」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四百十一條の三中「拡声機及び船舶」を「船舶」及び拡声機」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四百四十二條第一項中「参議院」(比例代表選出議員)を「衆議院」(比例代表選出議員)又は「参議院」(比例代表選出議員)に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院」(小選挙区選出議員)に、「公職選挙法の候補者」を「候補者」に、「二万枚に当該選挙区内の議員の定数」を乗じて得た数」を「七万五千枚」に改め、

同項第二号中「公職の候補者」を「候補者」に、「衆議院議員」を「衆議院」(小選挙区選出議員)に、「五万枚」を「三万枚」に、「三万枚」を「一万八千枚」に改め、

に、「五千枚を」を「三千枚を」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「公職の候補者」と「候補者

に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第二項又は第二項を」を「第一項から第五項までに」、「参議院比例代表選出議員の」を「衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの及び参議院比例代表選出議員の選挙における」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「衆議院議員又は」を「衆議院議員又は及び」を「衆議院（小選挙区選出）議員又は」に、「第百四十一条（自動車、拡声機及び船舶の使用）第五

項ただし書」を「第百四十一条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第八項ただし書」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第二号」の下に「第二項並びに第三項を加え、同項に後段とし、次のように加え、同項を同条第十項とする。」

この場合において、第二項のピラにあつては、当該候補者届出政党の名称を、第三項のピラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び、同項のピラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。

第百四十二条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二号」の下に「並びに第二項」を加え、同

項を同条第八項とし、同条第四項中「第二号」の下に、「第二項並びに第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中、「無料とし」を「無料とし、第二項の通常集書は有料とし、政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、三万五千枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数

該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数に乗じて得た数以内のピラを、選挙

3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、中央選挙管理会に届け出た三種類以内のピラを、選挙運動のために頒布（配布を除く。）することができる。

4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が頒布することができるピラのほかは、頒布することができる。

第百四十三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「該当するもの」の下に「（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿

届出政党等が使用するもの」を加え、同項第二号中「拡声機及び船舶」を「船舶及び拡声機」に改め、同項第四号中「個人演説会の会場」を「演説会場」に改め、同項第四号の二中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に、「及び」を「又は」に改め、同条第三項中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出議員）」に、「及び都道府県知事」を「又は都道府

県知事」に改め、「使用するポスター」の下に「（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）」を加え、同条第八項中「個人演説会の会場」を「演説会場」に改め、同条第十四項中「衆議院議員及び」を「衆議院（小選挙区選出）議員又は」に、「第百四十一条第五項ただし書」を「第百四十一条第八項ただし書」に改め、同条第十六項第二号中「を除く」を「及び第九項各号の区分」に改め、同条第十七項中「参議院比例代表選出議員」による当該選挙区の一の定数期間内に当該選挙区に当選することなく、

は、選挙が行われる区域内に掲示されるものを除く」に改め、

「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員に改める。」

同条に次の一項を加える。

19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日(六月一日)から当該選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日(翌日)から当該選挙の期日までの間

二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日(六月一日)から当該選挙の期日までの間

三 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙(再選挙及び補欠選挙を除く。)にあつては、その任期満了による選挙についてはその任期満了の日(六月一日)から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

四 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理委員会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

第百四十三条の二(第百四十一条「自動車、拡声機及び船舶の使用」第一項を「第百四十一条「自動車、船舶及び拡声機の使用」第一項から第三項まで」に、「個人演説会」を演説会に改める。

第百四十四条第一項中「次の各号の」を「次の」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「及び」を「又は」に、「二千二百枚」を「千二百枚」に改め、同号ただし書中「公職の候補者」を「候補者」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において候補者届出政党が使用するものにあつては、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、千五百枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数

二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、七万枚、当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿登載者の数が三十人を超える

場合においては、その超える数が十人を増すごとに五千枚を七万枚に加えた数

第百四十四条第二項中「選挙管理委員会」の定め「選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理委員会。以下この項において同じ。)の定める」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第百四十三条第一項第五号のポスターは、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院(比例代表選出)議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル、それ以外のものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートルを超えてはならない。

第百四十四条第五項中「名称」を「名称」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が使用するものには、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称を併せて記載しなければならない。

第百四十四条の二第一項中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「及び」を「又は」に改め、「ポスター」の下に「(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)」を加える。

第百四十五条第一項中「何人も」の下に「衆議院議員を加え、並びに」を「又は」に、「及び長」を若しくは長に改め、同項ただし書中「命令」を「自治省令」に改め、「定めるもの」の下に「並びに第百四十四条の二」を加える。

第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該選挙管理長に通知するものとする。

の意又は第百四十四条の二(個人演説会場の掲示の特例)第二項若しくは第四項の規定に違反して掲示したもの

二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示した文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六項の規定に該当するもの

三 第百四十三条の二(文書図画の撤去義務)の規定に違反して撤去しないもの

四 第百四十五条(ポスターの掲示箇所等)第一項又は第二項(第百四十四条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して掲示したもの

五 選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するもの

第百四十七条の二(含む)を「含む」。以下この条において同じ。又は慶弔、激励、感謝その他これらに類するものためのあいさつ状を」に改める。

第百四十九条第一項を次のように改める。

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙については、候補者は、自治省令で定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、五回を限り、選挙に関して広告をし、候補者届出政党は、自治省令で定めるところにより、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数(十三人を超える場合においては、十三人とする。以下この章において同じ。)に応じて自治省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、自治省令で定める回数(回数に限り、選挙に関して広告をすることができない。

数が当該選挙における有効投票の総数の千分の四以上である場合に限る。

第百四十九条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に、「命令」を「自治省令」に、「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に、「いずれかの」を「いずれかに」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 衆議院議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙については、公職の候補者は、自治省令で定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、二回(参議院選挙区選出議員の選挙にあつては五回、都道府県知事の選挙にあつては四回)を限り、選挙に関して広告をすることができない。

第百四十九条第一項の次に次の一項を加える。

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、自治省令で定めるところにより、衆議院名簿登載者の数(二百四十人を超える場合においては、二百四十人とする。以下この章において同じ。)に応じて自治省令で定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、自治省令で定める回数(回数に限り、選挙に関して広告をすることができない。

第百五十条第三項中「前二項」を「前各項」に、「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院(比例代表選出)議員」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に、「その区域」を「その区域」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者の数、参議院比例代表選出議員」に、「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一

ただし、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、当該衆議院名簿届出政党等の得票総

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号

その二 公職選挙法の一部を改正する法律案

100

111111

九日までに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙を衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代

の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が第

る場合を含む。

る選挙運動が、この法律において許される態

第百八十三条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「併せて」を「併せて」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「代つて」を「代わつて」に、「第四項の例に」を「第四項の規定

第百九十四条第一項中「參議院（比例代表選出）議員の選挙以外の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に改め、

者の立候補の届出等」第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条

り、「第八十六条第三項」を「第八十六条の四第三項」に、「公職の候補者」を「候補者」に、「次条第三項」を「第二百一条の六（通常選挙における政治活

動の規制」第三項に、「第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第二項及び第二百一条の七を、第二百一条の七第二項に改め、「衆議院議員及び」を削り、「及び補欠選挙」を又は補欠選挙に改め、「又は推薦届出」を削り、「次条に」を「第二百一条の六」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「第二百一条の六第三項」に、「第二百一条の六第二項及び第二百一条の七」を「第二百一条の七第二項」に改め、同条第九項中「個人演説会の会場」を「演説会場」に、「第四百四十四条第五項中「掲示責任者」を「第四百四十四条第五項後段中「候補者届出政等又は衆議院名簿届出政等」に、「第二百一条の四第二項」を「第二百一条の四第二項」に改め、「の名称並びに掲示責任者」を削り、「と」を「と、当該候補者届出政等又は衆議院名簿届出政等」とあるのは、当該政等その他の政治団体」とに、「命令」を「自治省令」に、「及び第四百四十四条の四」を並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四に改める。

第二百一条の五第一項中「団体は」の下に、「別段の定めがある場合を除き」を加え、「及びピラ」を並びにピラに、「自動車及び」を「自動車、船舶及び」に改め、同項ただし書及び同項各号を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第二百一条の六第一項中「及びピラ」を並びにピラに改め、同項ただし書中「名簿届出政等」を「衆議院名簿届出政等」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「二回」を「一回」に改め、同項第三号中「普及宣伝」の下に、「(政等その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ。)」を加え、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者」に、「第四号」を「以下この条に改め、同項第四号中」を幅」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第四号のポスター及び同項第六号のピラは、第四百四十二条(文書図画の頒布)及び第四百四十三条(文書図画の掲示)の規定にかかわらず、当該参議院名簿届出政等又は所屬候補者の選挙運動のために使用することができる。ただし、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

第二百一条の六に次の三項を加える。

3 第一項ただし書の規定の適用を受けようとする政等その他の政治団体は、政令で定めるところにより、所屬候補者の氏名その他必要な事項を記載し、自治大臣に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

4 自治大臣は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

5 第一項の規定の適用については、第三項の確認書の交付を受けた一の政等その他の政治団体の所屬候補者とされた者は、当該選挙において、当該一の政等その他の政治団体以外の政等その他の政治団体の所屬候補者とされることができず、また、一の政等その他の政治団体の推薦候補者であつた者は、当該選挙において、政等その他の政治団体の所屬候補者とされることができない。

第二百一条の七の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項中「同条第一項本文」を「同条」に、「とあるのは」を「衆議院議員」を「とあるのは、衆議院議員」に、「同項但書中」を「全国を通じて二十五人」とあるのは「一人」と、「公示」とあるのは「告示」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の台数は、所屬候補者の数にかかわらず、一台とし、同項第六号のピラの届出は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して行なうを「読み替える」に改め、同条第二項中「同条第一項本文」を「同条第一項本文」に、「名簿登載者」を「衆議院名簿登載者」に、「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「一千枚」を「七百枚」に改める。

第二百一条の八の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項中「及びピラ」を並びにピラに、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第三号及び第四号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第二百一条の五」を「第五」に改め、同条第二項中「政治活動の規制」を「政治活動の規制」に改め、「この場合において」の下に、「同条第二項中」当該参議院名簿届出政等又は所屬候補者」とあるのは「所屬候補者」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのはに」に改め、同条第三項中「及び」を「又は」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第二百一条の九の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「及びピラ」を「並びにピラ」に、「行なわれる」を「行われる」に、「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出)」を「第八十六条の四(公職の候補者の立候補の届出等)」第三項に改め、〇〇(この条の下に「及び」を「及び」に改め、同項第一号中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「二回」を「一回」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第四号中「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル以内のもの七百枚以内」を加え、「行なわれる」を「行われる」に、「一巾」を「幅」に、「一千枚」を「千枚」に改め、同条第二項中「第二百一条の五」を「第五」に改め、同条第二項中「政治活動の規制」を「政治活動の規制」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「当該参議院名簿届出政等又は所屬候補者」とあるのは、「衆議院名簿届出政等又は所屬候補者」と読み替えるものとする。

第二百一条の十一第一項中「名簿届出政等」を「衆議院名簿届出政等」に改め、同条第四項中「及び市」を「又は市」に、「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「及び指定都市」を「又は指定都市」に改め、同条第六項中「本章」を「この章」に、「命令」を「自治省令」に、「及び第四百四十四条の四」を並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四に改め、同条第七項中「当該名簿届出政等」を「当該参議院名簿届出政等、都道府県知事又は市長の選挙にあつては所屬候補者又は支援候補者に改める。

第二百一条の十四第一項中「適用せず、」の下に「衆議院議員の選挙にあつては候補者届出政等又は衆議院名簿届出政等の本部、衆議院議員の選挙以外の選挙にあつては」を加え、「本章」を「この章」に改め、「政説演説会」の下に「(衆議院議員の選挙にあつては、政説演説会又は政等演説会)」を加え、「及び市長」を「又は市長」に、「当該選挙に関する」を「当該選挙に関する」に、「第四百四十八条第一項」を「同条第一項」に改める。

第二百一条の十五中「衆議院議員の総選挙及び」を削り、「第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第三項(第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第二項において準用する場合を含む。)」を「第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第三項」に改める。

第二百一条の四の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条中「及び」を「又は」に、「衆議院議員」を「衆議院(小選挙区選出)議員」に、「衆議院比例代表選出議員」を「衆議院(比例代表選出)議員」に改める。

第二百五条第五項中「参議院(比例代表選出議員)を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出議員)に、」を「衆議院(比例代表選出議員)を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出議員)に、」に改める。

第二百五条第五項中「参議院(比例代表選出議員)を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出議員)に、」を「衆議院(比例代表選出議員)を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出議員)に、」に改める。

第二百六条の見出し中「及び長」を「又は長に改め、同条第一項中「及び」を「又は」に、「第百一条第二項」を「第百一条の三第二項」に、「告示の日」を規定による告示の日に改める。

第二百八条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項中「及び参議院議員」を「又は参議院議員に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党政党、参議院比例代表選出議員」に、「名簿届出政党政党」を「参議院名簿届出政党政党等」に、「衆議院議員及び」を「衆議院小選挙区選出議員又は」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「若しくは第百一条の二第二項」を「第百一条の二第二項に、「又は」を「(同条第四項において準用する場合を含む。若しくは第百一条の三第二項(当選人決定の告示又は」に、「告示の日」を「規定による告示の日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における選挙又は当選の効力に関する事由を理由とし、当選の効力に関する訴訟を提起することができない。

第二百八条第二項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員」に、「名簿届出政党政党」を「衆議院名簿届出政党政党等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙の当選の効力に関する訴訟の提起があつた場合について準用する。この場合において、同項中「衆議院名簿届出政党政党」とあるのは、「参議院名簿届出政党政党等」と読み替へるものとする。

第二百九条の二中「あらわれない」を「現れない」に、「候補者」を「公職の候補者」に、「各名簿届出政党政党等」を「各衆議院名簿届出政党政党等若しくは各参議院名簿届出政党政党等」に改める。

平成六年一月二十一日 参議院会議録第十一号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律案

第二百十条の見出し中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等」に改め、同条中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「当選人が」を「公職の候補者であつた者が」に、「当該当選人を」を「当該公職の候補者であつた者を」に、「又は出納責任者に該当しない」を「若しくは出納責任者に該当しない」とし、同条第四項各号に掲げる場合に該当する」に、「当該当選が無効」を「当該公職の候補者であつた者の当選が無効とならないこと」と改め、同条中「公職の候補者であつた者が当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙が行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、若しくは公職の候補者であることができないこと」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該公職の候補者であつた者が第二百五十四条の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過する日までの間に、当該公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項(当選人決定の告示又は第百一条の三第二項(当選人決定の告示)の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選が無効とならないこと)の確定を求める訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

2 第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者が第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項若しくは第二百二十三条の二第二項の規定により刑に処せられた場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る公職の候補者であつた者が第二百五十四条の二第一項の規定による通知を受けた日から三十日を経過した日後に、当該

公職の候補者であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項又は第百一条の三第二項の規定による告示があつたときは、第二百五十一条の二第一項又は第三項の規定により当該当選人の当選は無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、当該告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。

第二百十一条の見出し中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に改め、同条第一項中「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「当該当選人の当選を無効である」を「当該公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者(以下この条及び第二百十九条(選挙関係訴訟)に対する訴訟法規の適用)第一項において「公職の候補者等」という。であつた者の当該選挙における当選が無効であり、又は当該公職の候補者等であつた者が当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙が行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、若しくは公職の候補者であることができない」に、「当選人を」を「当該公職の候補者等であつた者を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該裁判確定の日後に、当該公職の候補者等であつた者が当該選挙において当選人と定められ、当該当選人に係る第百一条第二項(当選人決定の告示)又は第百一条の三第二項(当選人決定の告示)の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選に係る当選無効の訴訟の出訴期間は、当該告示の日から三十日以内とする。

第二百十一条第二項中「第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二」を「第二百二十一条から第二百二十三条の二まで」に改め、「戸別訪問」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二百六条第一項及び第二項中「及び長の当選」を「又は長の当選」に改める。

第二百七条中「選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟」を「選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「東京高等裁判所」を「東京高等裁判所に改める。

第二百九条第一項中「第二百十條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟)」を「第二百十條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等)第一項」に、「第二百十一條(総括主宰者等の選挙犯罪の場合)の規定により当選の効力」を「第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一條(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟)の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格」に改め、同条第二項中「第二百十條」を「第二百十條第一項」に、「当選の無効」を「公職の候補者等であつた者の当選の無効又は立候補の禁止」に改める。

第二百二十条第一項中「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に改め、同条第二項中「当選の効力に関する訴訟」を「公職の候補者であつた者の当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に改め、同条第三項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改める。

第二百二十一条第一項中「二十万円」を「五十万円」に○改め、同項第一号中「申込」を「申込み」に、「要

めた」に改め、同項第四号中「響應」を「供應に、
「申込」を「申込み」に改め、同項第五号中「申込」を
「申込み」に改め、同条第二項中「三十万円」を「百
万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百万

第三十三條第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「止めさせる」を「やめさせる」に改め、同項第二号中「止めた」を「やめた」に改め、同項第三号中「止めた」を「やめた」に改め、同項第四号中「三箇」を「三」に改める。

「申込み」に改め、同条第二項及び第三項中「三十万円」を「百万円」に改める。

職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止に、「第二項」を「第三項」に、「公職の候補者の当選を失はれる」を「公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者」以下この条において「公職

の候補者等」という。この当選を失わせ又は立候補の資格を失わせるに、「公職の候補者以外の公職の候補者」を「公職の候補者等以外の公職の候補者」の候補者として、「その候補者」を「その公職の候補者等」の下、

「公職の候補者に」を「公職の候補者等に」に改め、同条第二項中「第二項」を「第三項」に、「公職の候補者」を「公職の候補者等」に、「失わせる」を「失わせる又は立候補の資格を失わせる」に、「その候補

者」を「その公職の候補者等」に、「第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三條の二」を「第二百二十一条から第二百二十三條の二まで」に改める。

第二百二十四条の三の見出し中「名簿登載者」を「候補者」に改め、同条第一項中「名簿登載者」を「衆議院（小選挙区選出）議員の候補者となるべき

者の選定、衆議院名簿登載者の選定又は参議院名簿登載者」に改め、同条第二項中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百二十五条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「捌引した」を「かどわかった」に改める。

第二百二十六条第二項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十七条中「又は選挙事務」を「選挙事務」に、「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百二十八条第一項中「參議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は參議院比例代表選出議員」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百三十条第一項第一号中「首魁」を「首謀者」に改め、同項第三号中「附和随行した」を「付和随行した」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「首魁」を「首謀者」に、「五万円」を「二十

第二百三十一条の見出し中「兇器」を「凶器」に改め、同条第一項中「棍棒を」とん棒」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

[illegible]

に、「兇器を凶器に」「せん動した」を「煽動した」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百三十五条第一項中「又は公職」を「若しくは公職」に改め、「所屬」の下に、「その者に係る候

補者届出政党の候補者の届出」を加え、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「三十万円」を「百万円」に改める。

改める。
第二百三十五条の三中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二百三十五条の四及び第二百三十五条の五中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百三十五条の六第一項中「二十万円」を「五

第二百三十六条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百三十七条第一項及び第二項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項及び第四項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

○第四十八条(代理投票)「第二百三十七条の二中、「記号式投票」を「任意項」の下に、「第四十六条第九項若しくは第十項(自書式投票又は加え)を加え、」

「制記号式投票」に、「候補者の氏名若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称又は候補者に対して

○の記号を公職の候補者若しくは衆議院名簿届出政党等に対して○の記号又は公職の候補者の氏名○若しくは衆議院名簿届出政党等名○若しくは衆議院名簿届出政党等の名称若しくは

第二百三十八条の見出し中「義務解怠」を「義務怠る」に改め、同条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百三十八條の二第二項中「第八十六條公職の候補者の立候補の届出等」第四項を「第八十六條（公職の候補者の立候補の届出等）第五項」に、「同条第五項、第六項及び第八項」を「同条第八項」

に、「又は第八十六條の二を、第七項（同條第八項においてその例によることとされる場合を含む。）若しくは第十項（第九十八條（被選挙権の喪失と当選人の決定等）第四項（第百十二条（議員又は）

長の欠けた場合等の繰上補充」第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八十六條の二に、「同条第七項を」同条第七項を「若しくは第八項に、「若しくは第六項を」若しくは第八

項」に、「第九十八条（被選挙権の喪失と当選人の決定等）第三項」を「第九十八条第四項」に、「第一百十二条（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充）第

四項」を「第百十二条第七項」に、「の規定」を「第
八十六条の三（名簿による立候補の届出等）第二項
において準用する第八十六条の二第二項、第八項

(第九十八條第四項(第一百二十二條第七項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))若しくは第九項又は第八十六條の四(公職の候補者の立候補の届出等)第四項(同条第五項、第

六項又は第八項においてその例によることとされる場合を含む。の規定に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代

第二百三十九条の見出し中、「戸別訪問」を削り、同条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同項第二号中「名簿届出政党等が設置した選挙事

務所以外の選挙事務所についてのものに限る。」を削り、同項第三号中「戸別訪問」を「夜間の戸別訪問の禁止等」に改め、同条第二項中「名簿届出政党等」を「候補者届出政党、衆議院名簿届出

政黨等又は参議院名簿届出政黨等」に「その名簿届出政黨等」を、当該候補者届出政黨、衆議院名簿届出政黨等又は参議院名簿届出政黨等に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百三十九条の二中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百四十条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「又は第三項」を削り、「規定

による定数を超えて」を規定に違反して」に改め
同項第一号の二中「第百三十一条第一項又は第三
項の規定により設置した選挙事務所につき同条第
四項」を「第百三十一条第二項に改め、同項第二

号中（名簿届出政党等が設置した場合の当該総務局長を除く。）を削り、同条第二項中「名簿届出政党等を第百三十一条第二項（選挙事務所の数）の規定による定数を超え、」を「候補者届出政党、衆議院名

十一條第一項に、「第百三十一條第四項を、第百三十一條第二項に」、「その名簿届出政党等」を「当

第二百五十一條の第三項中、戸別訪問を創り、同条第二項中「參議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は參議院(比例代表選出)議員に、「適用がないものとする」を「適用がない」に改める。

第二百五十一条の四の見出し中「当選無効」の下に「及び立候補の禁止」を加え、同条中「当選無効の効果」を「当選無効及び立候補の禁止の効果」に、「第二百十条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟）」を「第二百十条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力及び立候補の資格に関する訴訟等）第一項」に、「同条」を「同項」に、「第二百十一条」を「同条第二項若しくは第二百十一条」に、「当選無効の訴訟」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟」に改める。

第二百五十二條の二第一項中「第六項、第七項若しくは第八項」を「若しくは第六項から第八項までに」、「個人演説会の会場」を「演説会場」に、「三十万円を」を「百万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百五十二条の第三項中「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第二項」を「第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）に」、「及び指定都市」を「又は指定都市」に、「及び市長」

を「又は市長」に、「三十万円」を「百万円」に改め、

同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第二百五十三條の二第一項中「挨拶行為」を「

いさつ行為」に、「出納責任者等の選挙犯罪による当選無効」を「出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「第二百一一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二」を「第二百二十一条から第二百二十三条の二まで」に改め、「戸別訪問」を削る。

第三百五十四条中「挨拶行為」を「あいさつ行為」に、「出納責任者等の選挙犯罪による当選無効」を「出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三條の二」を「第二百二十一条から第二百二十三條の二まで」に改め、「戸別訪問を削り、「参議院(比例代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に、「おいては」「を」おいては」に改める。

第二百五十四条の二第一項中、参議院比例代表選出議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員」に、「当選無効」を「公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」に、「係る当選人」を「係る公職の候補者であつた者」に改める。

第二百五十五條第一項中「候補者」人の氏名は、一の名簿出題
第二百五十五條第一項中「候補者」を「公職の候
補者」と、又は「一の名簿出題政黨等」を「一の政黨
政黨等」と、公職の候補者」人の氏名、一の政黨
の名稱若しくは略稱又は「一の多黨院名轉届出政黨等」に、
議院名轉届出政黨等の名稱若しくは略稱又は「一の」

の氏名又は一の名簿届出政党等の名称若しくは略称を、候補者一
参議院名簿届出政党等に改める。

人若しくは一の衆議院名簿届出政党等に対して○の記号 又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称若しくは公職の候補者の一人の氏名」に改める。

第二百六十三条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に改め、同条第五号の二中「第百三十一条第五項」を「第百三十一条第三項」に改め、同条第五号の三中「第百四十一条第三項」を「第百四十一条第六項」に、「拡声機及び船舶」を「船舶及び拡声機」に改め、同条第五号の四中「第百四十一条第五項」を「第百四十一条第八項」に改め、同条第六号中「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

第二百六十四条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に改め、同条第三項中「第百四十一条第六項」を「第百四十一条第九項」に改める。

第二百七十一条第一項中「第四項」を「第五項」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第二百七十一条の三の見出し中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同条中「参議院（众議院）比例代表選出議員」を「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員」に改める。

第二百七十一条の四中「なつた者」の下に

に候補者届出政党の届出に係る候補者であつた者で、当該候補者届出政党が当該届出を取り下げた（当該届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）後再び当該選挙の候補者となつたもの及び当該届出が却下された（第八十六条（衆議院選挙区選出議員の選挙における立候補の届出等第九項第三号に掲げる事由により却下された場

を除く。(後再び当該選挙の候補者となつたもの)を加え、「の定」を「の定め」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、第七項から第二十一項までを削る。

別表第一を削る。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十四条関係)」に改め、同表を別表とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律による改正後の公職選挙法第十三条第一項に規定する法律の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定

「第二百三十一条
第二百三十二条
（兇器携帯罪）
（投票所、開票所、選挙会

場等における兇器携帯罪」を第二百三十二条（凶器携帯罪）

条（投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪）に、「第二百三十四条（選挙犯罪の

せん、勳罪」を「第二百三十四条（選挙犯罪の懲

重罪」に「第二百三十八条（立会人の義務を怠罪）」を「第二百三十八条（立会人の義務を怠

「第二百四十五条（選挙期日後の
移行為の制限違反）」を「第二百四十五条（選挙

○第十一條第一項第四号及び第四百十三條
○第四百四十七條の二、第二百二十一條
第十六項第二号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第
分に限る。、
期日後のわいさつ行為の制限違反」に改める。

四十七条
一条、第二百二十三条、第二百二十四条の三、二項及び第二百二十五条の改正規定、第二百十六条第二項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第二百二十七条

○及び第四号に係る部分
に限定する。第二、二百四十五條から第二百四十九條の五まで及び第二百五十一條の改正規定、第二百五十二條の二第一項の改正規定（三十万円）を「百万円」に改める部分に限る。及び同條第二項の改正規定並びに第二百五十二條の三第一項の改正規定（三十万円）を「百万円」に改める部分に限る。及び同條第二項の改正規定並びに附則第九條中最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六號）第四十四條及び第四十六條から第四十八條までの改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第十五條第五号、○第十一條第一項第四号、

項、第十八條（都道府県の議会の議員の選挙に係る部分に限る。）、第八十六條の五、○第十四十三條第十六項第三号及び第十九項、第四百十七條七条の二、第十六章（罰金の額に係る部分に限る。○第十四十三條第二項第五号の二及び第二百四十四條第二項に及び第二百七十一條第一項の規定を除く。）並びに第四号の規定に限る。並びに

等執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年年法律第百七十九号）及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十一条の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適

される衆議院議員の総選挙及び当該総選挙のすべての当選人について新法第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日まで、その選挙の期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について新法の規定を適用する場合においては、新法第八十六条第一項第二号、第八十六条の二第二項第二号及び第八十六条の三第一項第二号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」とする。

(候補者の選定の手続の届出等に関する経過措置)

第四条 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について新法第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日まで、新法第八十六条の五第一項に規定する候補者の選定の手続を定めた政党その他の政治団体について同条の規定を適用する場合においては、同項中「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体」とあるのは、「政党その他の政治団体であつて、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員を五人以上有するもの又は直近において行われたた衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの」とする。

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律案

(政党等の名称の届出等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する政党その他の政治団体で新法第八十六条第一項各号のいずれかに該当するものについて、新法第八十六条の六の規定を適用する場合においては、同条第一項中「衆議院議員の総選挙の期日から三十日以内」とあるのは、「公職選挙法の一部を改正する法律平成 年法律第 号」の施行の日から七日以内」とする。

2 この法律の施行の際施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙についてこの法律による改正前の公職選挙法(以下「旧法」という。)第八十六条の三第四項の規定による告示がされている場合には、新法第八十六条の三第二項において準用する新法第八十六条の二第三項の規定の適用については、当該告示は、新法第八十六条の七第四項の規定による告示とみなす。

(文書図面の提示に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日前に提示された文書図面で当該改正規定の施行の際現に又は当該改正規定の施行後に新法第四十三条第十六項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図面は、新法第四十七号第二号の文書図面に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 新法第二百四十三条第一項第五号の二の規定は、新法第二百四十七号の規定による撤去の処分に従わなかった者について適用し、旧法第二百四十七号の規定による撤去の処分に従わなかった者については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六條 附則第二条の規定により新法の規定により行われる選挙に係るこの法律の施行前に行われた犯罪による当選の効力に関する訴訟及び当選無効の訴訟については、同条の規定にかかわらず、なお旧法第二百十條及び第二百十一條(他の法律において準用する場合を含む。)の規

定の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例により行われる選挙又は審査に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十四條ただし書中「第百条第三項」を「第百条第六項」に改める。

第百十八條第一項中「第四十六條第一項及び第三項」を「第四十六條第四項及び第五項」に、

第六十八條第一項を「第六十八條第三項」に改める。

第百二十八條及び第百四十四條中「同法第二百十條」を「同法第二百十條第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第九條 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第五條中「十四日」を「十二日」に改める。

第七條及び第十二條中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改める。

第十三條中「衆議院議員総選挙」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙」に改める。

第十九條中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改める。

第二十條中「衆議院議員総選挙」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙」に改める。

第二十五條第一項中「第百条」を「第百条第一項」に、「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

員に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十六條中「基いて」を「基ついて」に、「の外」を「のほか」に、「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改める。

第二十七條第一項中「審査分会長」を「都道府県の選挙管理委員会」に改める。

第三十條第一項中「審査長」を「中央選挙管理会」に改める。

第三十六條及び第三十八條中「の委員長」を削り、「訴を」を「訴えを」に改める。

第四十三條第二項中「十四日」を「十二日」に改める。

第四十四條第一項中「左の」を「次の」に、「禁錮」を「禁錮」に、「五万円」を「五十万円」に改め、

同項第一号中「申込み」を「申込み」に、「養心」を「供応」に改め、同項第三号中「止めた」を「やめた」に改め、同項第四号中「養心」を「供応」に、

「申込み」を「申込み」に改め、同項第五号中「第一号乃至第三号」を「第一号から第三号まで」に、

「申込み」を「申込み」に改め、同条第二項前段中「及び審査長並びに」を「若しくは審査長又は」に、「官吏及び吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「禁錮」を「禁錮」に、「七万五千元」を「百万円」に改め、同項後段中「前項」を「同項」に改める。

第四十六條中「左の」を「次の」に、「禁錮」を「禁錮」に、「七万五千元」を「百万円」に改め、同条第一号中「拐引した」を「かどわかった」に改める。

第四十七條第一項中「官吏、吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「官吏、吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「禁錮」を「禁錮」に、「七千五百円」を「三十万円」に改める。

第四十八條中「引札、張札」を「ビラ、ポスター」に、「如何なる」を「いかなる」に、「左の」を「次の」に、「禁錮」を「禁錮」に、「二万五千元」を「三十万円」に改める。

第四十九條の表中欄中「又は選挙事務」を「選挙事務」に、「官吏若しくは吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に、「候補者の氏名若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称又は候補者に対して〇の記号」を「公職の候補者若しくは衆議院名簿届出政党等に対して〇の記号又は公職の候補者の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」に改める。

第十〇條 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十一條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「成規」を「所定」に改め、同条第二号中「第三項」の下に「若しくは第九十四條において準用する公職選挙法第二百五十一條の二第二項及び第四項」を加え、同条第五号中「但し」を「ただし」に改める。

第九十二條第一項中「左に」を「次に」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に、「但し」を「ただし」に改め、「有しなかつたとき」の下に、又は第九十四條において準用する同法第二百五十一條の二第二項及び第四項の規定により当該選挙に係る同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる者の選挙に関する犯罪によつて当該選挙に係る選挙の行われる区域において行われる海区漁業調整委員会の委員の選挙において海区漁業調整委員会の委員の候補者となり若しくは海区漁業調整委員会の委員の候補者であることができない者となつたとき」を加える。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第三十三条」を「第三十三条第一項、第二項、第四項及び第五項」に、「第三項から」を及び第三項からに改め、「第三十六条の下に」、「第三十七条第三項及び第四項」を加え、「及び第四十六条の二」を並びに第四十六条の二に、「第六十二条第三項から第五項まで」を「第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び」に、「及び第六十八条の二第二項」を並びに第六十八条の二第二項及び第三項に、「第八十一条」を「第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条」に、「第八十六条第一項」を「第八十六条の四第一項」に、「第九項から」を及び第九項からに、「第八十六条の四」を「第八十六条の八」に、「第九十一条第一項」を「第九十一条第二項」に、「及び第九十一条の二」を、「第百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第九十一条、第一百一条の二並びに第百八条第二項に、「第百十一条」を「第百十一条第一項及び第二項」に、「第百三十条第一項、第三項、第百三十一条第三項、第四項」を「第百三十条、第百三十一条第一項及び第二項」に、「第四項、第百六十四条の六」を及び第四項、第百六十四条の六」に改め、「第二百八条の下に」、「第二百十一条第二項」を加え、「第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の六を及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六」に、「第二百三十九条第一項第四号、第二項」を「第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項」に、「第二号から第九号まで、第二項、第二百四十四条第一号から第五号の二まで、第七号、第八号」を及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項」に、「第二百五十一条の三第二項、第二百五十二条の二及び」を及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十二条の二並びに」に、「及び第二百七十二条」を、「第二百七十二条」に、「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同項の表第二十三条第一項の項中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改め、同表第二十五条第四項の項中「抹消」を「抹消」に改め、同表第四十八条第一項の項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同表中

第四十九條

第四十六條第一項及び第二項、次条並びに前条

次条、前条及び流業法第九十條第三項

を

第四十九條第一項	第四十六條（第五項を除く） 前条及び次条	前条、次条及び漁業法第九十條第三項
自治省令	農林水産省令	
第四十九條第二項	第四十六條（第五項を除く） 前条及び次条	前条、次条及び漁業法第九十條第三項

に改め、同表第六十八

条の二第二項の項中「前条第一項第七号」を「前条第三項第八号」に改め、同表第七十六條の項中「から第八項まで、第九項本文」を「第七項、第八項本文、第九項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十六條の八第一項	第十一條第一項及び第二百五十二條	漁業法第八十七條第一項第二号及び同法第九十四條において準用する第二百五十二條
第八十六條の八第二項	第二百五十一條の二第二項各号	第二百五十一條の二第二項第一号、第二号及び第四号

第九十四条第一項の表第九十一条第一項の項中「第九十一条第一項」を「第九十一条第二項」に改め、同表第九三十五条の項中「第九三十五条」を「第九三十五条第一項」に改め、同表中	
第二百十條	第二百五十一條の二第一項第一号から第三号まで
若しくは第二百二十三條の二第二項	第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号
場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	場合
掲げる者又は出納責任者	掲げる者

第二百十條第二項	第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者が若しくは第二百二十三條の二第二項	第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号に掲げる者が又は第二百二十三條の二第二項
第二百十條第一項	場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合 第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者若しくは出納責任者	場合 第二百五十一條の二第一項第一号若しくは第三号に掲げる者
第二百十條第二項	若しくは第二百二十三條の二第二項 場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合	又は第二百二十三條の二第二項 場合

改め、同表第二百十二条第一項の項中「(争訟)(第二百一条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条及び第二百六条の規定を除く。)」を削り、同表第二百五十一條の二第一項の項を次のように改める。

第二百五十一條の二 第一項	次の各号	第一号、第三号及び第四号
第四号及び第五号	第四号	

第九十四條第一項の表第二百七十條の二の項を次のように改める。

第二百七十條の二	第十五章	漁業法第九十四條において準用する第十五章
-----------------	-------------	-----------------------------

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律案

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第十二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。
 第四条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の表を次のように改め、同項を第八項とする。

投票区 の選挙 区 市 村	投票 区 市 村	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		区	市	区	市
五百人未満	区	二、八五二	二、〇五二	二、四五二	一、六五二
五百人以上 千人未満	市	三、六五二	二、四五二	二、八五二	二、〇五二
千人以上 二千人未満	町	三、六五二	二、四五二	三、二五二	二、〇五二
二千人以上 三千人未満	村	四、〇五二	二、八五二	三、六五二	二、四五二

三千人未満	四、八五二	三、二五二	四、〇五二	二、八五二
三千人以上 五千人未満	五、二五二	三、六五二	四、八五二	三、二五二
五千人以上 一万千人未満	七、二五二	四、八五二	六、〇五二	四、〇五二
一万千人以上 一万五千人未満	一〇、八五二	七、二五二	八、八五二	六、〇五二
一万五千人以上 二万人以上	一四、四五二	九、六五二	一二、〇五二	八、〇五二

第四条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「政令で定める地域の投票所」を「前項の投票所で政令で定める地域にあるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「投票所経費」を「参議院議員選挙における投票所経費」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。
 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票区 の選挙 区 市 村	投票 区 市 村	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		区	市	区	市
五百人未満	区	一、八、三三三	一、七、三三三	一、二、五三三	一、一、五三三
五百人以上 千人未満	市	一、四〇、一三三	一、二七、一四四	二、八五、五九八	一、三九、一一一
千人以上 二千人未満	町	一、六三、九七七	二、四〇、九九〇	三、〇九、四四四	一、六〇、四〇七
二千人以上 三千人未満	村	一、八八、〇四〇	二、七三、六一〇	三、四九、六七〇	一、八二、九四〇
三千人以上 五千人未満	区	二、三三、一八二	三、三三、五一〇	四、二五、七八二	二、二四、一七六
五千人以上 一万千人未満	市	二、七五、四五七	三、八六、六九八	四、八五、五七六	二、六四、二三七
一万千人以上 一万五千人未満	町	三、六九、五六九	五、二三、五九五	六、六〇、五〇三	三、五三、七五九
一万五千人以上 二万人以上	村	五、二〇、四八五	七、五一、五二四	九、五六、八八六	四、九八、五五五
二万人以上	区	六、七一、四〇一	九、七九、四五三	一、二五、三、二六九	六、四三、三五五

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票区 の選挙 人数	投票日	区市町村			
		区	市	町	村
五百人未満	平日	七、〇七五円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
五百人未満	土曜日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
五百人未満	日曜日又は休日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
千人未満	平日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
千人未満	土曜日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
千人未満	日曜日又は休日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
二千人未満	平日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
二千人未満	土曜日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
二千人未満	日曜日又は休日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
三千人未満	平日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
三千人未満	土曜日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
三千人未満	日曜日又は休日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
五千人未満	平日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
五千人未満	土曜日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
五千人未満	日曜日又は休日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
一万人未満	平日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
一万人未満	土曜日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
一万人未満	日曜日又は休日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
一万人以上	平日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
一万人以上	土曜日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円
一万人以上	日曜日又は休日	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円	一、二、九六六円

第五項第九項中「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項から第八項までを四項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前条第三項及び第五項」を「前条第五項及び第七項」に、「第三項」を「第三項及び第七項」に、「第一項及び第三項」を「第一項、第三項、第五項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「投票」を「参議院議員選挙において、投票」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項を同条第六項とし、同条第一項中「投票」を「参議院議員選挙において、投票」に改め、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
千人未満		二五二、一八七円	二五二、六七七円	一八六、六七六円	

平成六年一月二十一日 参議院会議録第十一号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律案

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙人数	区市町村	区	市	町	村
千人未満		二〇六、八九六円	二〇六、八九六円	一四二、二四一円	
千人未満		二二二、七五八円	二二二、七五八円	一五五、一七二円	
千人未満		三三三、二七五円	三三三、二七五円	二一九、八二七円	
千人未満		四二六、七三三円	四二六、七三三円	二八四、四八二円	
千人未満		五四三、一〇二円	五四三、一〇二円	三六二、〇六八円	
一万人未満		七一一、二〇五円	七一一、二〇五円	四七八、四四七円	
一万人未満		七七五、八六〇円	七七五、八六〇円	五一七、二四〇円	
一万人未満		八九二、二三九円	八九二、二三九円	五九四、八二六円	
一万人以上		一、〇二二、五四九円	一、〇二二、五四九円	六八五、三四三円	

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律案

3 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票 区 の 選 挙 人 数	開票 日	区				市				町				村			
		平	日	土	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
千人未満	四五、二九一	四	一〇六、二三九	四	二二七、八三五	四	四四、七八一	四	一〇五、六二九	四	二二七、三三五	四	四四、四三五	四	八六、二六八	四	一六九、九三三
千人以上 千人未満	四九、七七五	一	一一八、二二九	一	二五五、一三七	一	四八、七五五	一	一一七、二〇九	一	二五四、一一七	一	四八、二二七	一	九三、八六三	一	一八五、一三五
千人以上 二千人未満	六一、三三二	一	一五六、三九七	一	三四六、五四七	一	五九、七九二	一	一五四、八六七	一	三四五、〇一七	一	五九、〇四二	一	一一三、六九三	一	二五二、九九五
二千人以上 三千人未満	八四、〇二八	二	二〇九、五二七	二	四六〇、五二五	二	七九、九四八	二	二〇五、四四七	二	四五六、四四五	二	七八、三七五	二	一六二、〇四一	二	三三九、三七三
三千人以上 五千人未満	一二七、九三八	二	二七七、六六四	二	五九七、一一六	二	一一〇、七九八	二	二七〇、五二四	二	五八九、九七六	二	一〇八、二六一	二	二二四、七四五	二	四二七、七一一
五千人以上 一万五千人未満	一四九、二九二	三	三五八、四五七	三	七七六、七八七	三	一三八、五八二	三	三四七、七四七	三	七六六、〇七七	三	一三四、九〇一	三	二七五、六二二	三	五五七、〇三四
一万五千人以上 二万人未満	二〇〇、七二二	四	四二八、八九二	四	八八五、二五二	四	一八四、九〇二	四	四一三、〇八二	四	八六九、四四二	四	一七九、七三八	四	三三一、八五八	四	六三六、〇九八
二万人以上 三万人未満	一三三、九四三	四	四九四、三五〇	四	一、〇一九、一六四	四	二二、五六三	四	四七四、九七〇	四	九九九、七八四	四	二〇六、二九五	四	三八一、二三三	四	七三一、一〇九
三万人以上	三二四、八三一	六	六二五、二六八	六	一、二二六、一四二	六	二九四、七四一	六	五九五、一七八	六	一、一九六、〇五二	六	二八五、四一〇	六	四八六、九六九	六	八九〇、〇八七

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票 区 の 選 挙 人 数	開票 日	区				市				町				村			
		土	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
千人未満	六〇、八四八	四	一八二、五四四	四	四一、八三三	四	一二五、四九九	四	二二八、一八〇	四	六二七、四九五	四	一四〇、七一	四	一五二、一一〇	四	四五六、三六〇
千人以上 二千人未満	六八、四五四	二	二〇五、三六二	二	四五、六三六	二	一三六、九〇八	二	二六二、四〇七	二	七八七、二二	二	一七四、九三八	二	五二四、八一四	二	六〇四、六七七
二千人以上 三万人未満	九五、〇七五	二	二八五、二二五	二	六四、六五一	二	一九三、九五三	二	三〇〇、四三七	二	九〇一、三一	二	二〇一、五五九	二	六〇四、六七七	二	六〇四、六七七

第六條第一項の表中

衆議院議員選挙会

七四〇、九三四円

七三八、三八四円を

衆議院小選挙区選出議員選挙会

五三二、四六六円
五五八、七一九

五二八、五九六円
五五六、一七九

衆議院比例代表選出議員選挙分会

一、〇二七、七六四
一、〇二七、七六四

一、〇九九、一六四
一、一一五、〇一四

に改め、同条第二項中「衆

議院議員選挙会」を「衆議院小選挙区選出議員選挙会」に改め、「三十四万八千六百八十六円」の下

に「衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては五十万八千七百七十二円」を加える。

第七條第一項の表中「衆議院議員選挙」を「衆議院小選挙区選出議員選挙」に、「参議院比例代表選出議員選挙」を「衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙」に改める。

第八條第一項中「衆議院議員及び」を「衆議院小選挙区選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改める。

第八條の二及び第十一條中「衆議院議員及び」を「衆議院小選挙区選出議員又は」に改める。

一、八二七、二四一
一三、九一六、四六〇
一六、三〇七、七二二
一七、六三三、六一〇
一九、九三五、七〇二
二三、三四七、四九七
二二、七八六、四九七
二七、一八一、〇八四
二六、五一八、〇八四
三〇、〇二九、六〇三

一七、七〇八、七三三
二二、二七四、九二一
二二、六四〇、〇七四
二五、〇七三、七九八
二五、四九八、三九六
二七、七二四、一九九
二八、一四九、七八六
三一、六九五、八六〇
三一、一八〇、九六二
三七、四〇六、三三九
三七、八九三、五八〇
三六、五六四、八三九
三七、〇五二、〇八〇
四三、三六四、五三一
四三、九一一、二〇七
四二、三七〇、〇三二
四二、九一六、七〇七
四八、一三三、九〇三
四八、六六一、六四八

第十三條第一項の表中

二九、二二三、六〇三
四七、一三三、三九八
四五、六〇三、三九八
三、〇四二、八〇〇
一、六三三、〇九三
六、八三三、一七七
四、〇五九、一七二
四、八二九、二五三
五、八四三、七〇二
七、〇九一、一二七
一、九七八、四二五
二、六九三、三六六
四、〇六四、五八九
五、七三九、八五九
六、九九二、六三四
二〇〇、九六五
二二六、三八〇
三四三、七五六

を

四六、八八九、九〇三
四七、四三七、六四八
七八、八七三、八二二
七九、四八四、二〇八
七六、五七八、八二二
七七、一八九、二〇八
四、〇三六、一〇〇
四、一五七、一〇八
二、一五三、八七四
二、一五三、八七四
八、七五九、一六五
八、九九二、六九一
四、九〇〇、四三三
五、〇三九、四八〇
五、六七〇、五一四
五、八〇九、五六一
六、六八四、九六三
六、八二四、〇一〇
七、九三三、三八八
八、〇七一、四三三
二、三六六、四八七
二、四四六、三五〇
三、一五三、五五三
三、二三五、五五四
四、八一九、三七四
四、七四、五五四
六、六〇六、三三三
六、七五六、六七九
七、九五、七九四
八、一一三、六五九
二五四、七二九
二六六、一三八
二七〇、一四四
二八一、五五三
四三三、六五〇
四五六、四六八

に

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律案

改め、同条第二項の表中

六二九、七四四	九九二、九〇四	一、二六二、五七八	一、五五三、九一七	五、九八七、一一五	六、九五二、九四八	七、九一六、七八一	七、九一六、七八一	八、五三〇、九四六	八、八八一、六一四	九、四九五、七七九	九、六〇六、七二五	一二、五六四、六二〇	二、六八六、四七五	一、三七〇、九七四	六、〇〇六、九八〇	二、五八〇、七七七
---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

を

八二二、四三四	一、二四七、八五四	一、五六八、八七一	一、九二一、五五二	七、九三三、四九九	九、五二二、四三四	一〇、四九九、三八九	一〇、四九九、三八九	一一、三〇一、七五九	一一、七七七、一三九	一二、七二七、三二五	一二、五二九、六八五	一二、〇六四、六〇〇	一二、六七一、三三九	一六、六〇六、一四二	一七、二〇〇、四九二	三、六二六、七二五	三、七四五、五九五	一、八五五、一六五	一、九一四、六〇〇	七、九〇一、六九八	八、一二九、八七八	三、四〇四、一五八	三、五四一、〇六六
---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

に

金 額	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
一、二六一、四八五	一、六四七、二二六	一、七二六、九八九
一、三七四、八一七	一、八七二、二四	一、八九六、九八七
二、〇五〇、二四五	二、六八三、三三〇	二、七八五、〇一一
二、八〇一、七三六	三、六五〇、三三〇	三、七九八、五三七
二、九七六、二九八	三、九一七、五七八	四、〇七七、三〇四
一七一、一三九	三三三、四八二	三三三、八八一
一七二、一三九	三三三、四八二	三三三、八八一
二八九、〇三五	三七六、五〇八	三九六、三二六
五二〇、二六三	七〇〇、五三二	七三四、七五九
八二二、七二二	一、〇六五、二五〇	一一二二、二九五
九八三、八六〇	一、二八七、七三三	一、三五六、一八六
一、一五四、九九九	一、五二〇、二四	一、五九〇、〇七七
六三三、九六〇	八三九、九九七	六三三、九六〇
七二二、二〇五	九五〇、九四〇	七二二、二〇五
七九二、四五〇	一、〇六一、八八三	七九二、四五〇
七九二、四五〇	一、〇六一、八八三	七九二、四五〇
七九二、四五〇	一、〇六一、八八三	七九二、四五〇
八七一、六九五	一、一五六、九七七	八七一、六九五
八七一、六九五	一、一五六、九七七	八七一、六九五

改め、同条第三項の表中

八七一、六九五	一、四二六、四一〇	三一六、九八〇	一五八、四九〇	八三六、六六〇	二二一、九六八	四五、六三六	七六、〇六〇	一三六、九〇八	一九七、七五六	一二一、九六八					三〇、四二四	四五、六三六	四五、六三六	四五、六三六
---------	-----------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	---------	---------	---------	--	--	--	--	--------	--------	--------	--------

を

一、一五六、九七七	八七一、六九五
一、九〇一、八八〇	一、四二六、四一〇
四二七、九二三	三一六、九八〇
二〇六、〇三七	一五八、四九〇
一、一一〇、四七六	八三六、六六〇
二八九、〇二八	二一二、九六八
六〇、八四八	四五、六三六
一〇六、四八四	七六、〇六〇
一八二、五四四	一三六、九〇八
二五八、六〇四	一九七、七五六
二八九、〇二八	二二二、九六八
四五、六三六	三〇、四二四
六〇、八四八	四五、六三六
六〇、八四八	四五、六三六
六〇、八四八	四五、六三六

五

を除く。」を加え、「第八十六条第一項から」を「第八十六条の四第一項から」に、「第八十六条の四（被選挙権のない者）を「第八十六条の八（被選挙権のない者等）」に、「第九十一条第一項を「第九十一条第二項」に改め、「第九十五条の二」の下に、「第九十七条第三項を加え、「及び第三項並びに第一百一条の二」を「から第四項まで、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条、第一百一条の二並びに第一百八条第二項」に、「第一百十二条第一項、第四項及び第五項」を「第一百十二条第五項、第七項及び第八項」に、「第一百三十条第一項及び第三項を「第一百三十条」に、「第一百三十一条第三項及び第四項を「第一百三十一条第一項及び第二項」に、「戸別訪問を「夜間の戸別訪問の禁止等」に、「から第一百六十三条まで」を「第一百六十一条の二、第一百六十二条第一項及び第二項、第一百六十三条」に、「及び第一百八条」を「第二百八条及び第二百十一条第二項」に改め、「第二百三十五条の三」の下に、「第二百三十五条の四」を、「第二百三十九条第一項第四号及び第二項」の下に、「第二百三十九条の二第二項」を加え、「第二百四十四条第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号」を「第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項」に、「第二百五十一条の二第二項及び第三項、第二百五十一条の三第二項」を「第二百五十一条の三第二項」を「第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三」に、「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同条の表第十八条の項中「第十八条」を「第十八条第一項」に、「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十八条第二項

市町村の区域

農業委員会の区域

第十一條の表第二十三條第一項の項中「參議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は參議院比例代表選出議員」に改め、同表第二十五條第四項の項中「抹消」を「抹消」に改め、同表第三十四條第三項の項の次に次のように加える。

第四十九條第一項第四號

自治省令

農林水産省令

改める。

第十四条第一項中「參議院比例代表選出議員選舉」を「衆議院比例代表選出議員又は參議院比例代表選出議員の選舉」に改める。

(農業委員會等に関する法律の一部改正)

第十二条 農業委員會等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表中

第六十八條第一項 第二号	第八十六條の四（被選挙権のない者の立候補の禁止） 第八十七條第一項（重複立候補の禁止） 若しくは第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）	農業委員会等に関する法律第八條第四項及び第五項、同法第十四条において準用する第八十六條の四及び第八十七條第一項若しくは國家公務員法（昭和二十一年法律第二十号）第二百一十條第二項（政治的行為の制限）
第八十六條の四	第十一條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十一條
第二百五十二條	第二百五十二條	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十二條

を

	第六十八條第三項 第二号	第七十三条	
第八十六條の八第 二項	第八十六條の八第一項、 第八十七條第一項若しくは 第二項、第八十八條若 しくは第二百五十一條の一 項各号	第五十七條(繰延投票)第 一項本文及び第二項	
第八十六條の八第 二項	第二百五十一條の二(総 括主宰者、出納責任者等 の選挙犯罪による公職の 候補者等であつた者の立 候補の禁止)第一項各号	第十一條(選挙権及び被 選挙権を有しない者)第 一項	
	農林委員會等に関する法 律第八條第四項若しくは 第五項、同法第十一條に おいて準用する第八十六 條の八第一項、第八十七 條第一項若しくは第八十 五十一條の二若しくは国 家公務員法(昭和二十二 年法律第百一十号)第二 十條第二項(政治的行為 の制限)	第五十七條(繰延投票)第 一項本文	農林委員會等に関する法 律第八條第四項若しくは 第五項、同法第十一條に おいて準用する第八十六 條の八第一項、第八十七 條第一項若しくは第八十 五十一條の二若しくは国 家公務員法(昭和二十二 年法律第百一十号)第二 十條第二項(政治的行為 の制限)
	第二百五十一條の二(総 括主宰者、出納責任者等 の選挙犯罪による公職の 候補者等であつた者の立 候補の禁止)第一項第一 号、第三号及び第四号	農林委員會等に関する法 律第十一條において準用 する第十一條(選挙権及 び被選挙権を有しない 者)第一項	

に改め、同表第九十

「一条第一項の項中「第九十一條第一項」を「第九十一條第二項」に改め、「選舉事務關係者の立候補制限」及び「公務員の立候補制限」を削り、同表第九十七條第二項の項の次に次のように加える。

第二百五十一條の二	農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第二百五十一條の二
同条第一項各号	同条第一項第一号、第三号及び第四号
公職に係る選挙	選挙 農業委員会の選挙による委員の選挙

第十一条の表中

第二百二条

第九十七條	農業委員會等に関する法律 第九十七條において準用
第九十七條の二（名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充）又は第百十二條	農業委員會等に関する法律 第十一條において準用する第百十二條

坐

第百三條第二項	、第九十七條（當選人の繰上補充、第九十七條の二（名簿届出政党等に係る當選人の繰上補充）又は第百十二條	又は農業委員会等に関する法律第九十一條において準用する第九十七條（當選人の繰上補充）若しくは第百十二條
第百三條第四項	、第九十七條、第九十七條の二又は第百十二條	又は農業委員会等に関する法律第九十一條において準用する第九十七條若しくは第百十二條

に改め、同表第百四

条の項を次のように改める。

第百四条	地方自治法第九十二条の二（議員が請負人等となることとの禁止）	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の五第六項
同法第九十二条の二	同法第百八十条の五第六項	

第十一條の表第一百條第一項第三號の項中「第一百條第一項第三號」を「第一百條第一項第四號」に改め、同表第一百十二條第一項の項中「第一百十二條第一項」を「第一百十二條第五項」に、「ならなかつた者」を「ならなかつたもの」に改め、「同点者の場合」を削り、同表第一百十三條第一項第五號の項中「第一百十三條第一項第五號」を「第一百十三條第一項第六號」に改め、同表第一百十五條第一項第三號の項中「第一百十五條第一項第三號」を「第一百十五條第一項第二號」に改め、同表第一百十五條の項中「第一百十五條」を「第一百十五條第一項」に改め、同表中

第二百十条		第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効） 第一項第一号から第三号まで	若しくは第二百二十三条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）第二項	場合又は出納責任者が第二百四十七条（選挙費用の法定額違反）の規定により刑に処せられた場合	第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効） 第一項第一号から第三号まで
第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止） 第一項第一号から第三号まで	第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止） 第一項第一号又は第三号	第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効） 第一項第一号又は第三号	紙、雑誌の不法利用罪）第二項	場合	第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効） 第一項第一号又は第三号

左

第二百十條第一項

若しくは第二百二十三條の二「新聞紙、雑誌の不法利用罪」第二項

又は第二百二十三條の二「新聞紙、雑誌の不法利用罪」第二項

場合又は出納責任者が第二百四十七條「選挙費用の法定額違反」の規定により刑に処せられた場合

場合

第二百五十一條の二第一項第一号から第三号までに掲げる者若しくは出納責任者

第二百五十一條の二第一項第一号若しくは第三号に掲げる者

公職に係る選挙

農業委員会の選挙による委員の選挙

第二百五十一條の二第一項第一号から第三号まで

第二百五十一條の二第一項第一号又は第三号

若しくは第二百二十三條の二第二項

又は第二百二十三條の二第二項

場合又は出納責任者が第二百四十七條の規定により刑に処せられた場合

場合

第二百十條第二項

改め、同表第二百十一條第一項の項を次のように改める。

第二百十一條第一項

第二百五十一條の二「総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」第一項各号

第二百五十一條の二「総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止」第一項第一号、第三号及び第四号

公職に係る選挙

農業委員会の選挙による委員の選挙

第十一條の表第二百十二條第一項の項中「第二百四條、第二百五條第五項及び第二百八條の規定を除く。」を削り、同表第二百五十一條の項中「挨拶行為」を「あいさつ行為」に、「政治団体」を「政治活動を行う団体」に改め、「第十六章に掲げる罪」の下に「第二百五十三條（選挙人等の偽証罪）の罪を除く。」を加え、同表第二百五十一條の二第一項の項を次のように改める。

第十一條の表第二百十二條第一項の項中「第二百四條、第二百五條第五項及び第二百八條の規定を除く。」を削り、同表第二百五十一條の項中「挨拶行為」を「あいさつ行為」に、「政治団体」を「政治活動を行う団体」に改め、「第十六章に掲げる罪」の下に「第二百五十三條（選挙人等の偽証罪）の罪を除く。」を加え、同表第二百五十一條の二第一項の項を次のように改める。

第二百五十一條の二第二項

公職に係る選挙

農業委員会の選挙による委員の選挙

次の各号

第一号、第三号及び第四号

第四号及び第五号

第四号

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 公職選挙法の一部を改正する法律案

第十一條の表第二百五十二條第一項の項中「政治団体」を「政治活動を行う団体」に、「制限違反」及び第二百四十二條「選挙事務所設置の届出違反」を、休職所等の制限違反、第二百四十二條「選挙事務所設置の届出違反」及び第二百五十三條「選挙人等の偽証罪」に改め、同表第二百五十二條第二項の項中「第十六章に掲げる罪の下に」(「第二百五十三條の罪を除く。」)を加え、同表第二百五十三條の二第一項の項中「挨拶行為」を「あいさつ行為」に、「政治団体」を「政治活動を行う団体」に、「選挙犯罪による罪」を「選挙犯罪による罪(第二百五十三條「選挙人等の偽証罪」の罪を除く。)」に改め、「選挙犯罪による罪」の下に「公職の候補者等であつた者の」を、「当選無効」の下に及び「立候補の禁止」を加え、同表第二百五十四條の項中「挨拶行為」を「あいさつ行為」に、「政治団体」を「政治活動を行う団体」に改め、「第十六章に掲げる罪」の下に「第二百五十三條「選挙人等の偽証罪」の罪を除く。」「を、「選挙犯罪による罪」の下に「公職の候補者等であつた者の」を、「当選無効」の下に及び「立候補の禁止」を加え、同表第二百五十四條の二第一項の項中「選挙犯罪による罪」の下に「公職の候補者等であつた者の」を、「当選無効」の下に及び「立候補の禁止」を加え、同表第二百五十四條の二の項中「(第二百四條、第二百五條第五項及び第二百八條の規定を除く。)」を削る。

第十四條第四項中「但し」を「ただし」に、「第百條第四項」を「第百條第六項」に改める。

第十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の十七中「第八十六條又は第八十六條の二」を「第八十六條から第八十六條の四まで」に、「届出をし若しくは推薦届出をされ、又は届出をされた」を「届出のあつた」に、「第八十

六條の規定により届出をし、又は推薦届出をされた」を「第八十六條又は第八十六條の四の規定により届出のあつた」に改め、同表第四号ロ中「第八十六條の規定により公職の候補者として届出をし若しくは推薦届出をされた者又は同法第八十六條の二」を「第八十六條から第八十六條の四まで」に改める。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第十四條 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三條第六号中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十五條 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「第十五條第五項及び第七項」を「第十五條第六項及び第八項」に改める。

第十條第二項中「第十五條第七項」を「第十五條第八項」に改める。

第十一條を次のように改める。

第一條 削除

(自治省設置法の一部改正)

第十六條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 政党その他の政治団体の候補者の選定の手続の届出を受理し、及びその届出事項を告示すること。

第五條第十二号中「参議院比例代表選出議員」を「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員」に、「名簿届出政党等」を「参議院名簿届出政党等」に改める。

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

審査報告書

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成六年一月二十日

政治改革に関する特別委員長 上野 雄文

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等に関し、調査審議等を行うため、総理府に、衆議院議員選挙区画定審議会を設置しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案に要する経費については未定である。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十一月十八日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

(設置)
第一条 総理府に、衆議院議員選挙区画定審議会

(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理

大臣に勧告するものとする。

(改定案の作成の基準)

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

(勧告の期限等)

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第四条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第二条の規定による勧告を行うことができる。

(勧告の尊重)

第五条 内閣総理大臣は、審議会から第二条の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、審議会から第二条の規定による勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第六条 審議会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、国会議員以外の者であつて、議員が高、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができるとののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開

陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(所掌事務等の特例)

第二条 審議会は、第二条に規定する事務をつかさどるほか、公職選挙法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)による改正後の公職選挙法の規定の施行の準備のため衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定に関し、調査審議し、その画定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとする。

2 前項の規定による勧告は、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

3 第三条の規定は第一項の規定による画定案の作成について、第五条の規定は同項の規定による勧告があつた場合について準用する。

(特別職の議員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の議員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の八 衆議院議員選挙区画定審議会委員

(選挙制度審議会設置法の一部改正)

第四条 選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「事項」の下に「(衆議院議員選挙区画定審議会の所掌に属するものを除く。)」を加える。

審査報告書

政治資金規正法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成六年一月二十日

政治改革に関する特別委員長 上野 雄文

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、会社その他の団体のする政治活動に関する寄附及び公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限の強化等を図るとともに、寄附等に関する公明の強化等を行い、あわせて、公職の候補者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体の制度の創設、罰則の強化その他の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十一月十八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

(小字及び一は衆議院修正)

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

政治資金規正法目次中「特定公職の候補者に係る

る指定団体」を「公職の候補者に係る資金管理団体に改める。

第一條中「並びに政治団体及び公職の候補者」を「政治団体」に、「及び授受」を「並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受」に改める。

第二條の見出しを「(基本理念)」に改め、同條第二項中「及び公職の候補者」を削り、同條第三項を削る。

第三條第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの

第三條第三項中「前項第三号」を「前項各号」に改め、「政党」の下に「(第六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。」を加え、同條第四項中「公職選挙法」の下に「(昭和二十五年法律第百号)」を加え、「届出をし若しくは推薦届出をされた者又は」を「届出があつた者」に改め、「第八十六條の二」の下に「若しくは第八十六條の三」を「候補者となつた者」の下に「又は同法第八十六條の四の規定により候補者として届出があつた者」を加え、同條に次の一項を加える。

5 第二項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第六條第二項中「第七條」を「第七條第一項に改め、同條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による届出をする場合には、当該届出に係る政治団体の名称は、第七條の二第一項の規定により告示された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければならない。

第六條の二の次に次の一項を加える。

第六條の三 政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動により、第六條第一項各号の区分に応じ、同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に対し、同項及び同條第二項の規定の例により届け出なければならない。

第七條中「同條第四項」を「同條第五項」に、「を含む」と及び前條の規定によりその例によることとされる場合を含むに、「第六條第四項」を「第六條第五項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第六條第三項の規定は、政治団体が前項前段の規定による届出をする場合について準用する。

第七條の二第一項後段中「前項前段」を「前條第一項前段」に改める。

第八條の三中「受けた」を「政党から受けた」に改める。

第九條第一項各号列記以外の部分中「会計責任者」の下に「(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五條を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」を加え、同項第一号中「氏名。以下第十九條の七まで」を「氏名。次條第一項及び第二項並びに第十二條第一項第一号ロに、「金額。以下第十九條の七を「金額。以下同條」に改め、同号ハ中「以下第十九條の七まで」を「同項及び第十二條第一項第一号ハ」に改め、同項第二

号中「以下第十九條の七まで」を「次條第一項及び第十二條第一項第二号」に改める。

第十條第一項中「又は」を「若しくは」に、「支出をした者」を「寄附を受け、又は支出をした者に、「その支出」を「寄附を受け又は支出」に、「当該支出を」を「寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を」に改める。

第十一條第一項中「第十九條の六を除き」を削る。

第十二條第一項中「会計責任者」の下に「(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」を加え、同項第一号ロ及びハ中「政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一百万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間百万円」を「年間五百万円」に改め、同号ト及びチ中「百万円」を「五十万円」に改め、同條第三項中「会計責任者」の下に「(会計責任者の職務を補佐する者を含む。第十九條の四及び第十九條の五において同じ。)」を加える。

第十四條第一項中「第十九條の六を除き」を削る。

第十六條中「会計責任者」の下に「(政治団体が次條第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者」を加える。

第十七條第一項中「会計責任者」を「会計責任者であつた者」に改める。

第十八條中「第六條第四項」を「第六條第五項」に改める。

第十八條の二第二項中「第六條第四項」を「第六條第五項」に改め、同條第二項中「同條第三項」を「同條第四項」に、「前二項」と、第七條を「第一項及び第二項」と、第六條の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七條第一項に、「百万円」を「五十万円」に改め、「除く」について「との」の下に、第十六條中「次條第一項」とあるのは「第十八條の二第四項」とを、「中止したとき」との下に、「会計責任者

号中「以下第十九條の七まで」を「次條第一項及び第十二條第一項第二号」に改める。

第十條第一項中「又は」を「若しくは」に、「支出をした者」を「寄附を受け、又は支出をした者に、「その支出」を「寄附を受け又は支出」に、「当該支出を」を「寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を」に改める。

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 政治資金規正法の一部を改正する法律案

五四

であつた者」とあるのは「会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第十九条の見出し中「指定団体」を「資金管理団体」に改め、同条第一項を次のように改める。

公職の候補者は、その者がその代表者である第三項第一項第一号の規定に該当する政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができる。

第十九条第二項中「特定公職の候補者」を「公職の候補者」に、「この章において「指定団体」を「資金管理団体」に改め、同条第三項中「この章において「指定団体」を「資金管理団体」に改める。

第十九条の二の見出し及び同条第一項中「指定団体」を「資金管理団体」に改める。

第十九条の三の見出し中「指定団体」を「資金管理団体」に改め、同条第一項中「指定団体の」を「資金管理団体の」に、「者は」を「公職の候補者は」に、「特定公職の候補者である」を「公職の候補者である」に、「受けた」を「政党から受けた」に改め、「(金銭等による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。以下この章において「特定公職の候補者に対する寄附」という。)」を削り、「指定団体に取り扱わせるため当該指定団体」を「資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体」に、「当該指定団体に寄附する金銭等に相当する金銭等に係る当該特定公職の候補者に対する寄附をした者」とに、その指定団体に寄附する金銭等に関し、次に掲げる事項を、を「その旨を」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「指定団体」を「資金管理団体」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条の四の見出し中「指定団体」を「資金管

理団体」に改め、同条中「指定団体の」を「資金管理団体の」に、「指定団体に対する寄附」を「特定寄附」に、「者が」を「公職の候補者が」に、「当該指定団体」を「当該資金管理団体」に改め、「に規定する特定公職の候補者に対する寄附をした者」との金額並びに同項及び同条第二項を削る。

第十九条の五の見出し中「指定団体」を「資金管理団体」に改め、同条中「指定団体」を「資金管理団体」に、「指定団体であつた」を「資金管理団体であつた」に、「指定団体に対する寄附」を「特定寄附」に改め、「及び次に掲げる事項」を削り、同条各号を削る。

第十九条の六から第十九条の八までを削り、第十九条の九を第十九条の六とする。

第二十條第一項中「第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二項」を又は第十九條第一項に改める。

第二十一條を第二十條の二とする。

第五章中第二十二條の前に次の二條を加える。

(会社等の寄附の制限)

第二十一條 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一條の三第一項及び第二項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一條の三第一項及び第二項において同じ。)、その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除く。)に対して、政治活動に関する寄附(政党及び政治資金団体に對するものを除く。)をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

第二十一條の二 何人も、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して寄附(金銭等によるものに限るものとし、政治団体に對するものを除く。)をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

第二十二條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(寄附の総額の制限)」を付する。

第二十二條第一項中「政治活動に関する寄附」を「政党及び政治資金団体に對してされる政治活動に関する寄附」に改め、同項第三号中「(労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。以下この条において同じ。)」及び「(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項第四号中「以外の団体の下に」(政治団体を除く。))を加え、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「政治団体がする寄附、指定団体に對する寄附及び個人が」を「特定寄附及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

第二十二條を第二十一條の三とする。

第二十二條の二に見出しとして「(同一の者に対

する寄附の制限)」を付し、同条第一項中「何人も」を「個人とする政治活動に関する寄附は」に、「超えて政治活動に関する寄附をしてはならない」を「超えることができない」に改め、同条第二項中「政治団体がする寄附、指定団体に對する寄附及び個人が」を「資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に對してする寄附及び」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一項を加える。

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十二條の三第三項及び第四項中「公職の候補者」の下に「これらの者に係る資金管理団体」を加える。

第二十三條中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二十四條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「提出を怠り」を「提出をせず」に改める。

第二十五條第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二條又は第十七條の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者

二 第十二條、第十七條又は第十九條の五の規定に違反して第十二條第一項若しくは第十七條第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二條第一項若しくは第十七條第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

第二十五條第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二十六条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第二十二條第一項及び第二項又は第二十二條の二第一項を」第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二條第一項に改め、同条第二号中「第二十二條第四項又は第二十二條の二第三項を」第二十二條の二に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十一條第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者

第二十六條の二及び第二十六條の三中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二十六條の四中「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十六條の五中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二十七條第一項中「第二十四條及び第二十五條第一項を」第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の二及び第二十六條の四に改める。

第二十八條の二第一項中「政治団体」を「団体」に、「第二十六條第二号、第二十六條の二第三号及び第二十六條の三第二号を」及び第二十六條から第二十六條の五まで「に」により寄附を受けた「を」を「した」に改め、同条第二項及び第三項中「政治団体」を「団体」に改め、同条を第六章中第二十八條の三とする。

第二十八條中「第二十六條第二号」を「第二十六條第三号」に改め、同条を第二十八條の二とし、第二十七條の次に次の一号を加える。

第二十八條 第二十三條から第二十六條の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 政治資金規正法の一部を改正する法律案

2 第二十三條、第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の二、第二十六條の四及び前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

4 公職選挙法第十一條第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二十五條一」とあるのは、「政治資金規正法第二十八條」と読み替へるものとする。

第二十九條中、第十七條第一項又は第十九條の七第一項若しくは第二項を、又は第十七條第一項に改める。

第三十二條第二号中「第二十一條第一項」を「第二十二條の二第一項」に改め、同条第三号中「第二十一條第二項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)の施行の日(施行期日)第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)の施行の日

属する年の翌年の一月一日から施行する。ただし、第三條第二項の改正規定、同条第三項及び第四項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第六條の改正規定、第七條の改正規定(を含む)を、及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む)に改める部分を除く。)、第七條の二第一項の改正規定、第十八條の改正規定並びに第十八條の二の改正規定(第六條第四項を「第六條第五項」に改める部分、「同条第三項」を「同条第四項」に改める部分及び「前二項」と、第七條を「第一項及び第二項」と、第六條の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七條第一項に改める部分(第六條の三に係る部分を除く。))に改める。並びに次条及び附則第三條の規定は、同法の施行の日から施行する。

(政党的定義に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(次条において「一部施行日」という。))から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される衆議院議員の総選挙のすべての当選人について同法第百一条第二項又は第百一条の二第二項の規定による告示がされる日の前日までの間に限り、この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。))第三條第二項第二号の規定の適用については、同号中「衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」とする。

(政党的の届出に関する経過措置)

第三条 この法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。))第三條第一項の政治団体で同条第二項の政党的である旨を旧法第六條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により届け出たもの(以下この条において「旧政党的」という。))のうち、一部施行日において新法第三條第二項の政党的に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六條の規定による届出をしなければならぬ。この場合において、一部施行日から当該届出がされるまでの間は、同条の規定による届出がされていなくてもみなす。

2 旧政党的で新法第三條第二項の政党的に該当するもの以外の政治団体は、一部施行日において新法第七條第一項前段の規定により政党的でなくなった旨の届出をしたものとみなす。

3 一部施行日において現に存する政治団体(旧政党的を除く。))で新法第三條第二項の政党的に該当するものは、一部施行日から七日以内に、新法第六條の規定による届出をしなければならぬ。

(報告書の提出等に関する経過措置) 第四条 新法第十二條第一項第一号(新法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる場合及び新法第十八條の二第二項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この条において同じ。))の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載(新法第十九條の五の規定による記載を含む。))及び提出については、なお従前の例による。

2 新法第十二條第一項第一号及びハの規定は、寄附のうち寄附のあつてに係るもので施行日以後に集められる寄附について適用し、寄附のうち寄附のあつてにに係るもので施行日前

平成六年一月二十一日 参議院會議録第十一号(その二) 政治資金規正法の一部を改正する法律案

に集められた寄附については、なお従前の例による。

3 新法第十二条第一項第一号ト及びチの規定は、政治資金パーティーの対価の支払のうち対価の支払のあつてに係るもので施行日以後に集められる対価の支払について適用し、政治資金パーティーの対価の支払のうち対価の支払のあつてに係るもので施行日前に集められた対価の支払については、なお従前の例による。

(特定寄附に関する経過措置)

第五条 新法第十九条第二項の規定による届出をした公職の候補者が旧法第十九条の六第一項の保有金により当該届出に係る資金管理団体に対してする寄附で施行日から一年を経過する日までの間にされたものは、新法第十九条の四に規定する特定寄附とみなす。

(特定公職の候補者に係る報告書の提出に関する経過措置)

第六条 施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十九条の七第一項の規定による報告書及び施行日前に同条第二項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為並びに附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項の規定による報告書及び旧法第十七条第一項の規定による報告書の記載及び提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第九条 この法律の施行後五年を経過した場合に

おいては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に對してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百七条第一項中「又は同法第二百五十二条を若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条に、」を「除く外」を「除くはかに改める。」

第二百四十三条第一項及び第八十四条第一項中「又は同法第二百五十二条を若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条に、」を「除く外」を「除くはかに改める。」

別表第三第三号(中)「特定公職の候補者の政治資金を取り扱う」を「公職の候補者のために政治資金の拠出を受ける」に改め、「特定公職の候補者の保有金に係る収入及び支出についての報告書を受け受理」を削る。

(漁業法の一部改正)

第十一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表第八十六条の八第一項の項中「及び第二百五十二条を若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条に、」及び同法を「又は同法」に改め、同表第三十七條の三の項中欄中「第二百五十二条」の下に「又は政治資金規正法第二十八条」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第十二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二十一条第一項及び第二項(選挙権及び被選挙権を有しない者)を、」を「第二十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)又は

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)に、」を「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条第一項中「第二十一条第一項及び第二項(選挙権及び被選挙権を有しない者)を、」を「第二十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)若しくは政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)に改める。」

第八十六条の八第一項中「及び第二百五十二条を若しくは第二百五十二条に、」の規定を「又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定に改める。」

第三百七条の三(中)「因る」を「よる」に、「の規定」を「又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定に改める。」

第九十九条の五第三項中「(昭和二十三年法律第九十四号)」を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十三条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表第八十六条の八第一項の項中欄中「第二十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項の下に「若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)」を加え、同項下欄中「第二十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項の下に「又は第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)」を加え、同表第三十七條の三の項中欄中「第

二百五十二条」の下に「選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止」又は政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)を加え、同項下欄中「第二百五十二条」の下に「選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止」を加える。

第十三条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「又は同法第二百五十二条を若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条に、」第三項中「を同条第三項中」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十七の見出しを「政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除」に改め、同条中「昭和五十一年一月一日から平成七年十二月三十一日まで」の間を「政治資金規正法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)の施行の日から同日以後五年を経過する日の属する年の十二月三十一日まで」の期間に改め、「認められるものを除く」の下に「次項において「政治活動」に関する寄附」というを、「対するもの」の下に「第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、」を加え、同条に次の五項を加える。

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの(以下この項において「政党等に対する寄附金」という。)については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金

の額の合計額(当該合計額にその年中に支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金(前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものを含む。以下この項において同じ。)の額の合計額を加算した金額が、当該個人のその年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五に相当する金額から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額)が一万円(その年中に支出した当該特定寄附金の額がある場合には、一万円から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額)を超える場合には、その年の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

3 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、大蔵省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十七第二項(政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該

控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の十七第二項(政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除)」とする。

6 前三項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 個人が、施行日前に支出した前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十七に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金については、なお従前の例による。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 政治資金規正法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条から第十二条までを削り、第十三条を第七条とする。

(自治省設置法の一部改正)

第十七条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十四号中「特定公職の候補者に係る指定団体」を「公職の候補者に係る資金管理団体に」、「政治団体及び特定公職の候補者」を「政治団体」に改める。

審査報告書
政党助成法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年一月二十日
政治改革に関する特別委員長 上野 雄文
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、議会制民主政治における政党的機能の重要性にかんがみ、国が政党に対する助成を行う制度を創設することとし、これにより政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、平年度約三百九億円が見込まれる。

政党助成法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年十一月十八日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

(小字及び一は衆議院修正)

政党助成法案
政党助成法

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 政党の届出(第五条―第六条)
第三章 政党交付金の算定等(第七条―第十三条)
第四章 政党交付金の使途の報告(第十四条―第二十条)
第五章 政党の解散等に係る措置(第二十一条―第三十条)

第六章 報告書等の公表(第三十一条・第三十二条)
第七章 政党交付金の返還等(第三十三条・第三十四条)
第八章 雑則(第三十五条―第四十二条)
第九章 罰則(第四十三条―第四十八条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。
(政党の定義)
第二条 この法律において「政党」とは、政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。以下同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
二 前号の規定に該当する政治団体に所属してない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。)における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙(以下単に「通常選挙」という。)における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの

2 前項各号の規定は、他の政党(政治資金規正法第六條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。

(政党に対する政党交付金の交付等)

第三條 国は、この法律の定めるところにより、政党に対して、政党交付金を交付する。

2 政党交付金は、議員数割(政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数に応じて交付される政党交付金をいう。以下同じ。及び得票数割(総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙並びに通常選挙の比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙における政党の得票数にに応じて交付される政党交付金をいう。以下同じ。))とする。

(この法律の運用等)

第四條 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならない。

2 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、国民の信頼にもとることのないように、これを適切に使用しなければならない。

第二章 政党の届出

(政党交付金の交付を受ける政党の届出)

第五條 政党交付金の交付を受けようとする政党は、その年の一月一日(同日が前年において行われた総選挙又は通常選挙に係る次条第一項の選挙基準日前にある場合には、当該選挙基準日とする。以下「基準日」という。現在における次に掲げる事項を、基準日の翌日から起算して十五日以内に、自治大臣に届け出なければならない。

一 名称(略称を用いている場合には、名称及びその略称)

二 主たる事務所の所在地

三 代表者 会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日

四 会計監査を行うべき者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日

五 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名、住所及び衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員の別並びに当該衆議院議員又は参議院議員が選出された選挙の期日

六 次に掲げる得票数

イ 直近において行われた総選挙(以下この号及び第八條第三項において「前回の総選挙」という。))の小選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票数

ロ 前回の総選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票数

ハ 直近において行われた通常選挙(以下この号及び第八條第三項において「前回の通常選挙」という。))及び当該前回の通常選挙の直近の通常選挙(以下この号及び第八條第三項において「前々回の通常選挙」という。))の比例代表選出議員の選挙における当該政党のそれぞれの得票数

ニ 前回の通常選挙及び前々回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党のそれぞれの得票数

七 支部を有する場合にあつては、当該支部の数、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名及び住所

八 その他自治省令で定める事項

は、次に掲げる文書を併せて提出しなければならない。

一 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書

二 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書

三 当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名その他の前項第五号に掲げる事項を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び同項の規定による届出において当該政党以外の政党に所属している者としてその氏名その他の同号に掲げる事項を記載されていないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の宣誓書

四 その他自治省令で定める事項を記載した文書

3 政党は、第一項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、基準日後に総選挙又は通常選挙が行われた場合及び政党が解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなり、又は第二條第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合を除き、その異動の日(翌日から起算して七日以内)に、その異動に係る事項を第一項の規定の例により届け出なければならない。前項の規定により政党が提出した文書の内容に異動があつたときも、同様とする。

4 第一項の規定による届出があつたときは、自治大臣は、同項各号に掲げる事項(同項第七号に掲げる事項については、支部の数とする。)を告示しなければならない。これらの事項につき前項前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

(総選挙又は通常選挙が行われた場合の届出)

第六條 政党交付金の交付を受けようとする政党は、その年において総選挙又は通常選挙が行わ

れた場合には、前条第一項各号に掲げる事項を、当該選挙により選出された衆議院議員若しくは参議院議員の任期を起算する日(以下この項において「任期の初日」という。))又は当該選挙の期日の翌日(以下この項において「選挙の翌日」という。))のうちいずれか遅い日(当該選挙に係る公示の日から任期の初日又は選挙の翌日のうちいずれか遅い日までの間に他の総選挙又は通常選挙に係る公示の日から任期の初日又は選挙の翌日のうちいずれか遅い日までの期間がかかる場合には、これらの選挙に係る任期の初日又は選挙の翌日のうち最も遅い日とする。以下「選挙基準日」という。現在で、選挙基準日の翌日から起算して十五日以内(自治省令で定める特別の事情がある場合にあつては、自治省令で定める期間内)に、自治大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「基準日」とあるのは、「当該届出に係る次条第一項の選挙基準日」と読み替へるものとする。

3 第一項並びに前項において準用する前条第二項及び第三項の場合において、政党は、同条第一項、同条第三項前段(前項において準用する場合を含む。若しくは第一項の規定により既に届け出た事項又は同条第二項若しくは第三項後段(これらの規定を前項において準用する場合を含む。))の規定により既に提出した文書の内容に異動がないときは、第一項並びに前項において準用する同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、自治省令で定めるところにより、これらの規定により届け出なければならない。提出すべき文書の一部を省略することができる。

4 第一項の規定は、選挙基準日とその年の十二月に属する場合には、適用しない。

第三章 政党交付金の算定等

(政党交付金の総額等)

第七条 毎年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の算定の基礎となる政党交付金の総額は、基準日における人口（基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう。）に三百二十五円を乗じて得た額を基準として算定する。

2 毎年分の議員数割及び得票数割の総額は、前項の総額のそれぞれ二分の一に相当する額とする。

(政党交付金の額の算定)

第八条 毎年分として各政党（その年分について第五項第一項の届出（第六項第一項の規定の適用がある場合にあつては、同項の届出）をしたものに限る。以下この条において同じ。）に対して交付すべき政党交付金の額は、次項に定める議員数割の額と第三項に定める得票数割の額とを合計した額とする。

2 各政党に対して交付すべき議員数割の額は、議員数割の総額に当該政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を各政党に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を合算した数で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 各政党に対して交付すべき得票数割の額は、得票数割の総額の四分の一に相当する額に次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額を合計した額とする。

一 前回の総選挙の小選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

二 前回の総選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

三 次に掲げる数を合算した数の二分の一に相当する数

イ 前回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

ロ 前回の通常選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

四 次に掲げる数を合算した数の二分の一に相当する数

イ 前回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

ロ 前回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数を当該選挙における各政党の得票総数を合算した数で除して得た数

第九条 その年分として各政党（その年分について第五項第一項の届出をしたものに限る。）に対して交付すべき政党交付金の額は、その年の基準日現在において前条の規定により算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の基準日の属する年において総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党（その年分について第五項第一項又は第六項第一項の届出をしたものに限る。以下この条において同じ。）に対して交付すべき政党交付金の額は、基準日現在において算定された前条第一項の額（第二十七項第一項において「基準額」という。）にその年の一月から当該総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額（次項及び第二十七項第一項において「再算定額」という。）に当該選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの月数を乗じて得た額とを合計した額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、再算定日の属する年において当該再算定日後に総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、前項の規定の例により算定した額とする。

(政党交付金の交付の決定等)

第十条 自治大臣は、その年分として交付すべき政党交付金を計上する年度の国の予算が成立したときは、速やかに、前条の規定によりその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を算定し、当該政党交付金の交付の決定をしなければならない。

2 自治大臣は、前項の規定による決定の後、総選挙又は通常選挙が行われた場合においては、第六項第一項に定める届出の期限が経過した日以後、速やかに、前条の規定によりその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を再算定し、その額が既に決定した決定に係る額と異なるときは当該決定を変更し、新たに政党交付金の交付を受けるべき政党があるときはその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の交付の決定をしなければならない。

3 自治大臣は、前二項の規定により、政党交付金の交付の決定又はその変更をしたときは、速やかに、自治省令で定めるところにより、当該政党交付金の交付を受けるべき政党に対し、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額を通知しなければならない。

4 自治大臣は、前項の通知をしたときは、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及びその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を告示しなければならない。

を再算定し、その額が既に決定した決定に係る額と異なるときは当該決定を変更し、新たに政党交付金の交付を受けるべき政党があるときはその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の交付の決定をしなければならない。

3 自治大臣は、前二項の規定により、政党交付金の交付の決定又はその変更をしたときは、速やかに、自治省令で定めるところにより、当該政党交付金の交付を受けるべき政党に対し、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額を通知しなければならない。

4 自治大臣は、前項の通知をしたときは、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及びその年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を告示しなければならない。

第十一条 各政党に対して交付すべき政党交付金は、自治省令で定めるところにより、四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を、七月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年分において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の三分の一に相当する額を、十月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年分において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額を、十二月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年分において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額を、それぞれ交付する。

2 政党は、前項の規定により政党交付金の交付を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、自治大臣に対し、請求書を提出しなければならない。

3 前項の請求書を同項の定めるところにより提出しない政党に対しては、その年分の政党交付

金は、交付しない。ただし、その年の十二月の交付時期までに当該請求書の提出があつた場合には、当該請求書に係る政党交付金については、自治省令で定めるところにより、交付する。

(交付手続の特例等)

第十二条 当該年分として交付すべき政党交付金を計上する年度の国の予算が成立しないこと等の事由により、前二条の規定により難い場合における政党交付金の交付手続、交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、政令で定めるところにより、特例を設けることができる。

(交付結果の公表)

第十三条 自治大臣は、毎年十二月三十一日現在で、自治省令で定めるところにより、その年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を、告示しなければならない。

第四章 政党交付金の使途の報告

(政党交付金による支出の定義等)

第十四条 この章において「政党交付金による支出」とは、政党のする支出(政治資金規正法第四十五条に規定する支出をいう。以下同じ。)のうち、政党交付金を充て又は政党基金(特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。)を取り崩して充てるもの(借入金金の返済及び貸付金の貸付けを除く。)をいい、支部政党交付金の支給を含み、支部政党交付金による支出を含まないものとする。

2 この章において「支部政党交付金」とは、政党の本部から支部(一以上の市町村(特別区を含む。))の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を含む。)(又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるものに限る。以下同じ。))に対して支給される金銭等(政治資金

規正法第四十五条第一項に規定する金銭等をいう。以下この項において同じ。)で政党交付金を充て又は政党基金を取り崩して充てるものをいい、一の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金(特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実を含む。以下同じ。)を取り崩して充てるものを含むものとする。

3 この章において「支部政党交付金による支出」とは、政党の支部のする支出のうち、支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるもの(借入金金の返済及び貸付金の貸付けを除く。)をいい、支部政党交付金の支給を含むものとする。

(政党の会計帳簿の記載等)

第十五条 政党(その年において、政党交付金の交付を受け、若しくは政党交付金による支出をしたもの又は政党基金の残高を有するものに限る。)の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあってはその職務を行うべき者とし、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。次条第一項において同じ。)(は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 政党交付金については、その交付を受けた金額及び年月日
- 二 政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所(その者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十七条第一項において同じ。)(並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した政党基金の金額
- 三 政党基金については、その名称及び目的

積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

2 政党の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。次条第一項を除き、以下同じ。)(は、一件(五万円以上の)を証すべき目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の書面(以下「領収書等」という。)(を徴さなければならない。ただし、社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、この限りでない。

3 政党の会計責任者は、政党基金について、自治省令で定めるところにより、その残高を証する書面(以下「残高証明書」という。)(を徴さなければならない。

4 政党の会計責任者は、第一項の会計帳簿、第二項の領収書等及び前項の残高証明等を、第三十一条の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

5 政党の会計責任者は、その支部に対して支部政党交付金を支給するときは、併せて当該支部の会計責任者に対してその旨及び金額を通知しなければならない。

(政党の支給の会計帳簿の記載等)

第十六条 政党の支部(その年において、支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をしたもの又は支部基金の残高を有するものに限る。)(の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 支部政党交付金については、その支給を受けた金額及び年月日
- 二 支部政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所(その者が団体

である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十八条第一項において同じ。)(並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した支部基金の金額

三 支部基金の金額

積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

2 前条第二項から第五項までの規定は、政党の支部の会計責任者について準用する。この場合において、同条第二項中「政党交付金による支出」とあるのは、「支部政党交付金による支出」と、同条第三項中「政党基金」とあるのは、「支部基金」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、「第二項」とあるのは、「同条第二項において準用する第二項」と、「前項」とあるのは、「同条第二項において準用する前項」と、「報告書」とあるのは、「支部報告書」と、同条第五項中「その支部」とあるのは、「当該政党の他の支部」と、「当該支部」とあるのは、「当該他の支部」と読み替えるものとする。

(政党の報告書の提出等)

第十七条 第十五条第一項の政党の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。)(は、十二月三十一日現在で、当該政党のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内。)(に、自治大臣に提出しなければならない。

- 一 政党交付金については、その総額並びにその交付を受けた金額及び年月日
- 二 政党交付金による支出については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに

当該項目ごとの政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額

三 政党交付金による支出のうち、人件費その他の自治省令で定める経費以外の経費に係るもので一件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が一万円を超え

るものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額

四 支部政党交付金については、その支給を受けた支部の名称並びに支給の目的、金額及び年月日

五 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

二 政党の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、自治省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の政党交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)及び政党基金に係る残高証明等の写し

二 次条第一項の規定により提出を受けた支部報告書及び第十九条第四項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書並びに次条第二項の規定により提出を受けた支部報告書及び監査意見書(当該政党の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。)

三 前号に掲げる支部報告書に記載された事項

平成六年一月二十一日 参議院会議録第十一号(その二) 政党助成法案

を自治省令で定めるところにより集計した総括文書

四 前項の報告書及び第二号に掲げる支部報告書に記載された事項を自治省令で定めるところにより集計した総括文書

(政党の支部の支部報告書の提出等)

第十八条 第十六条第一項の支部の会計責任者(支部報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十九条第一項において同じ。)は、自治省令で定めるところにより、十二月三十一日現在で、当該支部のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した支部報告書を、同日の翌日から起算して二月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、三月以内)に、当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者とし、当該他の支部が自治省令で定める場合に該当するときは、自治省令で定める者とする。第二十条第二項において同じ。)に提出しなければならない。

一 支部政党交付金については、その総額並びにその支給を受けた金額及び年月日

二 支部政党交付金による支出については、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した支部基金の金額

三 支部政党交付金による支出のうち、人件費その他の自治省令で定める経費以外の経費に係るもので一件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が一万円を超えるものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した支部基金の金額

四 前項の報告書及び第二号に掲げる支部報告書に記載された事項を自治省令で定めるところにより集計した総括文書

五 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

二 政党の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、自治省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該支部政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)及び支部基金に係る残高証明等の写し

二 前項の規定により他の支部から提出を受けた支部報告書及び次条第四項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書(当該政党の他の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。)

め取り崩した支部基金の金額

四 支給した支部政党交付金については、その支給を受けた支部の名称並びに支給の目的、金額及び年月日

五 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

二 政党の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、自治省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該支部政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)及び支部基金に係る残高証明等の写し

二 前項の規定により他の支部から提出を受けた支部報告書及び次条第四項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書(当該政党の他の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。)

三 前号の規定を順次適用した場合において他の支部から提出を受けることとなる当該他の支部以外の支部の支部報告書及び監査意見書

四 前二号に掲げる支部報告書に記載された事項を自治省令で定めるところにより集計した支部総括文書

三 政党の支部の会計責任者は、第一項の規定により支部報告書を提出したときは、当該提出した日の翌日から起算して七日以内に、同項の支部報告書及び前項第四号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

三 前項の規定を順次適用した場合において他の支部から提出を受けることとなる当該他の支部以外の支部の支部報告書及び監査意見書

四 前二号に掲げる支部報告書に記載された事項を自治省令で定めるところにより集計した支部総括文書

三 政党の支部の会計責任者は、第一項の規定により支部報告書を提出したときは、当該提出した日の翌日から起算して七日以内に、同項の支部報告書及び前項第四号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

(監査意見書等の添付)

第十九条 政党の会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、当該報告書に係る会計帳簿、領収書及び残高証明等についての会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

二 政党の会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項について公認会計士又は監査法人が自治省令で定めるところにより行った監査に基づき作成した監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

三 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)第三十二条第二項(同法第三十四条の二十一第二項及び第四十六條の十第二項において準用する場合を含む。)(又は第三項(同法第三十四条の二十一第二項において準用する場合を含む。)(同法第三十三條(同法第三十四條の二十一第二項において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

四 第一項の規定は、第十六条第一項の支部の会計責任者が前条第一項又は第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「会計監査を行うべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるものとする。

(支部報告書等の提出の特例)

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに自治大臣に提出しなければならない。

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに自治大臣に提出しなければならない。

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに自治大臣に提出しなければならない。

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに自治大臣に提出しなければならない。

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに自治大臣に提出しなければならない。

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに自治大臣に提出しなければならない。

2 政党の支部が第十六条第一項の支部に該当しない場合であっても、当該政党の他の支部から第十八条第一項又は第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者は、同条第一項に定める期限までに同条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者に提出した日の翌日から起算して七日以内に同項第四号に掲げる支部総括文書を同条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当しないものが当該政党の他の支部からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

第五章 政党の解散等に係る措置

第五十一条 政党の解散等に係る措置

第二十一条 政党(その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたもの、第十五条第一項の政党に該当するもの及び第十六条第一項の支部をその支部とするものに限る。)が、解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなり、又は第二十一条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合は、当該政党の代表者であった者は、その日の翌日から起算して十五日以内(総選挙又は通常選挙が行われた場合において、自治省令で定める特別の事情があるときは、自治省令で定める期間内)に、その旨及び年月日並びに原因となった事実を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、自治大臣は、その旨を告示しなければならない。
(政党が解散した場合等における政党交付金の交付)

第二十二條 政党(その年分について第五条第一項又は第六条第一項の届出をしたものに限る。第二十七條第一項において同じ。)が前条第一項に規定する場合に該当することとなった場合

は、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金は、交付しない。ただし、同項に規定する場合に該当することとなった日前に交付された政党交付金(次条及び第二十七條第一項において「既交付金」という。)については、この限りでない。
(政党の合併等の場合における政党の届出及び政党交付金の交付)

第二十三条 二以上の政党(基準日又は選挙基準日のうち合併の日の直近のものに係る第五条第一項又は第六条第一項の届出(以下この項において「直近の届出」という。)をしたものに限る。以下この条において同じ。)が合併した場合において、その年分として当該合併により解散する政党(以下「合併解散政党」という。)に対して交付すべき政党交付金は、前条の規定にかかわらず、当該合併後に存続する政治団体で当該合併の日において第二十一条第一項各号のいずれかに該当するもの(直近の届出をしたものに限る。以下「存続政党」という。)又は当該合併により設立される政治団体で当該設立の日において同項各号のいずれかに該当するもの(以下「新設政党」という。)に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として合併解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する額とする。

2 二以上の政党が合併する場合において、合併後に存続する政治団体又は合併により設立される政治団体に係る第二十一条第一項第二号の規定の適用については、合併後に存続する政治団体にあってはその得票総数に当該合併に係る合併解散政党の得票総数を加えた数を、合併により設立される政治団体にあっては当該合併に係る合併解散政党の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

3 政党の分割が行われる場合において、その年分として当該分割により解散する政党(以下「分割解散政党」という。)に対して交付すべき政党

交付金は、前条の規定にかかわらず、当該分割により設立される政治団体で当該設立の日において第二十一条第一項第一号に該当するもの(以下「分割政党」という。)に対して交付する。この場合において、当該交付する額は、その年分として分割解散政党に対して交付すべき政党交付金の額から既交付金の額を控除した残額に相当する額に当該分割政党にその設立の日現在で所屬する衆議院議員又は参議院議員のうち当該分割解散政党に当該解散の日現在で所屬していたものの数(以下この項及び第二十五条において「所屬議員数」という。)を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党の所屬議員数を合算した数で除して得た額とする。

4 存続政党若しくは新設政党又は分割政党は、

第一項又は前項の規定により交付を受けるべき政党交付金(以下この条において「未交付金」という。)の交付を受けようとするときは、その合併の日又は分割政党の設立の日の翌日から起算して十五日以内(当該合併の日又は分割政党の設立の日の属する年の十二月の交付時期までの間に限る。)に、その旨、当該合併解散政党又は分割解散政党の名称、その年分として合併解散政党又は分割解散政党に対して交付されるべき政党交付金の額及び未交付金の額、当該合併の日又は分割政党の設立の日現在における第五条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項その他自治省令で定める事項を自治大臣に届け出なければならない。

5 存続政党若しくは新設政党又は分割政党は、

前項の届出をする場合には、第五条第二項各号に掲げる文書、存続政党及び合併解散政党の間で合意された合併に関する文書の写し(新設政党にあっては各合併解散政党間における合併に関する文書の写しとし、分割政党にあっては分割解散政党における分割に関する文書の写しとする。その他自治省令で定める文書を併せて提出しなければならない。)

6 自治大臣は、第四項の届出を受けたときは、当該届出の日(当該届出が第十条第一項に規定する予算の成立前にされたときは、当該予算の成立の日)後、速やかに、第一項又は第三項の規定により当該届出をした存続政党若しくは新設政党又は分割政党に係る未交付金の額を算定し、これを当該存続政党若しくは新設政党又は分割政党に対して交付する旨の決定をしなければならない。

7 第四項の届出に係る合併又は分割の後、その

年において総選挙又は通常選挙があった場合には、当該届出に係る存続政党若しくは新設政党又は分割政党に係る未交付金のうち、当該選挙に係る選挙基準日の属する月の翌月からその年の十二月までの期間に対応する額として政令で定める額は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、交付しない。

8 第六条第三項の規定は存続政党が第四項の規

定による届出又は第五項の規定による文書の提出をする場合について、第十条第三項及び第四項の規定は自治大臣が第六項の規定による決定をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第三項中「同条第一項とあるのは「前条第一項」と、「第一項並びに前項において準用する同条第二項及び第三項」とあるのは「第二十三條第四項及び第五項」と、第十条第三項中「当該政党交付金の交付」とあるのは「当該未交付金の交付」と、「その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額」とあるのは「当該未交付金の額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第二十三條第八項において準用する前項」と、「政党交付金の交付」とあるのは「未交付金の交付」と、「その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額」とあるのは「当該未交付金の額」と読み替えるものとする。

9 新設政党又は分割政党が第四項の規定による届出及び第五項の規定による文書の提出をした

ときは、その合併の日又は分割政党の設立の日現在において第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定による文書の提出をしたものとみなして、同条第三項及び第四項、第六条第三項、第二十一条、前条並びに第二十七条の規定を適用する。

(合併に係る政党交付金の算定の特例等)

第二十四条 存続政党又は新設政党は、第五條第一項又は第六條第一項の規定により届出をするときは、当該合併に係る合併解散政党に係る第五條第一項第六号に掲げるそれぞれの得票総数を併せて届け出なければならない。

2 前項の存続政党又は新設政党は、同項の規定による届出をする場合には、存続政党及び合併解散政党の間に合意された合併に関する文書の写し（新設政党にあっては、各合併解散政党間における合併に関する文書の写し）その他自治省令で定める文書を併せて提出しなければならぬ。ただし、この項の規定により既に当該文書を提出した場合にあっては、この限りでない。

3 第五條第四項前段の規定は第一項の届出について準用する。この場合において、同条第四項前段中「同項各号に掲げる事項(同項第七号に掲げる事項については、支部の數とする。)」とあるのは、「第二十四条第一項の規定により届出のあつた事項」と読み替へるものとする。

4 存続政党又は新設政党に係る第八条第三項各号の規定の適用については、存続政党にあつてはその得票総数に当該合併に係る合併解散政党の得票総数を加えた数を当該存続政党の得票総数とみなし、新設政党にあつては当該合併に係る合併解散政党の得票総数を合算した数を当該新設政党の得票総数とみなす。ただし、当該存続政党又は新設政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

（分割に係る政党交付金の算定の特例等）
第二十五条 分割政党は、第五条第一項又は第六

条第一項の規定により届出をするときは、当該分割に係る分割解散政党に係る第五条第一項第六号に掲げるそれぞれの得票総数並びに当該分割政党の所属議員数（その選出された総選挙又は通常選挙において当該分割解散政党に所属する候補者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び当該分割に係る各分割政党の所属議員数を合算した数を、併せて届け出なければならぬ。

前項の分割政党は、同項の規定による届出をする場合には、分割解散政党における分割に関する文書の写しその他自治省令で定める文書を併せて提出しなければならない。ただし、この項の規定により既に当該文書を提出した場合にあつては、この限りでない。

第五條第四項前段の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第四項前段中「同項各号に掲げる事項(同項第七号に掲げる事項については、支部の教とする。)」とあるのは、「第二十五条第一項の規定により届出のあった事項」と読み替へるものとする。

分割政党に係る第八条第三項各号の規定の適用については、当該分割に係る分割解散政党の得票総数に当該分割政党の所属議員数を乗じて得た数を当該分割に係る各分割政党の所属議員数を合算した数で除して得た数を、当該分割政党の得票総数とみなす。ただし、当該分割政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

(合併及び分割が併せて行われた場合等の措置)
第二十六条 前三条に定めるもののほか、合併及び分割が併せて行われた場合その他の場合における政党の届出、政党交付金の交付その他の措置に関し必要な事項については、政令で定める。

（政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置）

第二十七条 政党が第二条第一項各号のいずれに

も該当しない政治団体となった場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

る額の交付金（以下この条において「特定交付金」という。）を当該政治団体に対して交付する。

一 その年分として当該政党に対して交付すべ

き政党交付金の額が第九条第一項の規定により算定される場合、基準額にその年の一月から当該政党が第二条第一項各号の規定に該当しなくなった日(以下この項において「政党でなくなった日」という。)の属する月までの月

二 数を乗じて得た額を十二で除して得た額から既交付金の額を控除した残額

き政党交付金の額が第九條第二項の規定により算定される場合、基準額の月割総額と、再算定額に当該選挙基準日の属する月の翌月から当該政党でなくなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額と

額を合計した額から既交付金の額を控除した残

三 その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額が第九条第三項の規定により算定される場合、基準額の月割総額と、再算定額の月割総額と、再々算定額に当該再々算定日の属する月の翌月から当該政党でなくなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額とを合計した額から既交付金の額を控除した残額

四 その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額が第九条第四項の規定により算定される場合 前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定に該当する政治団体が、同項の規定により特定交付金の交付を受けようとする場合において、第二十一条第一項の規定による届出をするときは、その旨、前項の規定により当該政治団体に対して交付されるべき特定交付金の額、第五条第一項各号（第五号及び第六号）

除く。)に掲げる事項その他自治省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

3 第一項の規定に該当する政治団体は、前項の
届出をする場合には、綱領その他当該政治団体の
目的、基本政策等を記載した文書、党則、規
約その他の当該政治団体の組織、管理運営等に
関する事項を記載した文書及び自治省令で定め
る事項を記載した文書を併せて提出しなければ
ならない。

4 第二項の届出があつた場合においては、当該届出があつた日後最初に到来する第十一条第一項の規定による政党交付金の交付時期に、第六項において準用する第十条第一項の規定により決定した額に相当する額の全額を交付する。

5 政党交付金の交付について第十二条の規定の適用がある場合における前項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

8 第^二条第四項前段の規定は第二項の届出について、第六条第三項の規定は第二項の規定による届出及び第三項の規定による文書の提出をする場合について、第十条（第二項を除く。）の規定は第二項の届出があった場合について、第十条

該当する政治団体が同項の規定に基づき特定交付金の交付を受けようとする場合について、第十三条の規定は第一項の政治団体に対して交付した特定交付金の額について、第二十一条及び

体について、それぞれ準用する。この場合において、第五條第四項前段中「同項各号」とあるのは「第一項各号（第五号及び第六号を除く。）」と「とする。」とあるのは「とする。」及び第二十二條の規定は第二項の届出をした政治団体

第三項中「同条第一項」とあるのは、「前条第一項」と、「第一項並びに前項において準用する同第二項及び第三項」とあるのは、「第二十七条第三項及び第三項」と、第十条第一項中「成立したときは」とあるのは、「成立した日前に第二十七条

4 第十九条第一項の規定は、第一項又は前項において準用する第十八条第三項の支部報告書を出し出す場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「会計監査を行うべき」とあるのは、「第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限るもの」とし、当該政党的他の支部の会計責任者であつた者について第三十条第二項」と読み替へるものとする。

者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるものとす
る。

第三十条 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党が第十五条第一項の政党に該当してい
なかつた場合であつても、その支部の会計責任
者であつた者から前条第一項、同条第三項にお
いて準用する第十八条第二項又は次項の規定に
より支部報告書の提出を受けたときは、当該政
党の会計責任者であつた者は、自治省令で定め
るところにより、第二十八条第二項において準
用する第十七条第二項第二号から第四号までに
掲げる文書を自治大臣に提出しなければならな
い。

2 前条第一項第一号に掲げる場合において、政
党の支部が第十六条第一項の支部に該当してい
なかつた場合であつても、当該政党の他の支部
の会計責任者であつた者から前条第一項又は同
条第三項において準用する第十八条第二項の規
定により支部報告書の提出を受けたときは、当
該支部の会計責任者であつた者は、自治省令で
定めるところにより、前条第三項において準用
する第十八条第二項第二号から第四号までに掲
げる文書を当該政党の会計責任者であつた者に
提出するとともに、これらの文書を当該政党の
会計責任者であつた者に提出した日の翌日から
起算して七日以内に前条第三項において準用す
る第十八条第二項第四号に掲げる支部総括文書
を前条第三項において準用する第十八条第三項
に規定する選挙管理委員会に提出しなければな
らない。政党の支部で第十六条第一項の支部に
該当していなかつたものの会計責任者であつた

者が当該政党の他の支部の会計責任者であつた
者からこの項の規定により支部報告書の提出を
受けたときについても、同様とする。

第六章 報告書等の公表

第三十一条 自治大臣は、第十七条第一項又は第
二十八条第一項の報告書並びに第十七条第二項
(第二十八条第二項において準用する場合を含む。
)又は第二十九条第二項の支部報告書及び総
括文書(第二十条第一項又は前条第一項の規定
により提出すべきこれらの文書を含む。)を受理
したときは、自治省令で定めるところにより、
官報により、その要旨を公表しなければならない
い。

(報告書等の保存及び閲覧)

第三十二条 自治大臣は、第五条第一項、同条第
三項(第六条第二項において準用する場合を含む。
)、第六条第一項、第二十一条第一項(第二
十七条第六項において準用する場合を含む。)、
第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十
五条第一項又は第二十七条第二項の規定による
届出書及びこれらに併せて提出すべき文書をこ
れらの規定による届出に係る告示をした日から
五年を経過する日まで保存しなければならない
い。

2 自治大臣は、第十七条第一項又は第二十八条
第一項の報告書、第十七条第二項(第二十八
条第二項において準用する場合を含む。)(第二
十九条第二項の支部報告書、監査意見書及び総
括文書(第二十条第一項又は第三十条第一項の
規定により提出すべきこれらの文書を含む。))
第十九条第一項(第二十八条第二項において準

用する場合を含む。)(の監査意見書並びに第十九
条第二項(第二十八条第二項において準用する
場合を含む。)(の監査報告書、前条の規定によ
る要旨の公表をした日から五年を経過する日ま
で保存しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三
項(第二十九条第三項において準用する場合を
含む。)(の支部報告書及び支部総括文書(第二十
条第二項又は第三十条第二項の規定により提出
すべきこれらの文書を含む。))並びに第十九条第
四項及び第二十九条第四項において準用する第
十九条第一項の監査意見書を、自治大臣が前条
の規定による要旨の公表をした日から五年を経
過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、第一項に規定する告示をした日又は
第二項に規定する要旨の公表をした日から五年
間、自治大臣に対し、自治省令で定めるところ
により、第一項に規定する届出書若しくはこれ
に併せて提出すべき文書又は第二項に規定する
報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若
しくは監査報告書の閲覧を請求することができ
る。

5 何人も、第二項に規定する要旨の公表をした
日から五年間、都道府県の選挙管理委員会に対
し、当該選挙管理委員会の定めるところによ
り、第三項に規定する支部報告書、支部総括文
書又は監査意見書の閲覧を請求することができ
る。

第七章 政党交付金の返還等

第三十三条 自治大臣は、政党(第二十七条第一
項の規定に該当する政治団体を含む。第三項及
び第四項を除き、以下この条、次条及び第四十

条において同じ。)(がこの法律の規定に違反して
政党交付金(第二十七条第一項に規定する特定
交付金を含む。第三項を除き、以下この条、次
条及び第四十条において同じ。)(の交付の決定
(既にされた決定の変更を含む。))を受けたもの
である場合には、政令で定めるところにより、
当該政党が政党交付金の全部又は一部の交付を
受けていないときにあってはその政党交付金の
全部又は一部の交付を停止し、当該政党が政党
交付金の全部又は一部の交付を受けているとき
にあっては当該政党(当該政党が解散し、又は
目的の変更その他により政治団体でなくなつた
場合にあつては、その代表者であつた者とする。
)に対し期限を定めてその交付を受けた政党
交付金の全部又は一部の返還を命ずることがで
きる。

2 自治大臣は、政党交付金の交付を受けた政党
が次の各号のいずれかに該当することとなつた
ときは、自治省令で定めるところにより、当該
政党(当該政党が解散し、又は目的の変更その
他により政治団体でなくなつた場合にあつて
は、その代表者であつた者とする。第六項、第
八項及び第九項において同じ。)(に対し、期限を
定めて、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める額に相当する額の政党交付金
の返還を命ずることができる。

一 当該政党がその年において交付を受けた政
党交付金の総額(その年の十二月三十一日に
おける政党基金の残高がその年の前年の十二
月三十一日における政党基金の残高を下回る
場合には、当該下回る額を加算した額とす
る。)(から、当該政党がその年においてした政

党交付金による支出(第十四条第一項に規定する政党交付金による支出をいう。以下この条において同じ。)の総額(その年の十二月三十一日における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。)を控除して残高がある場合、当該残額

二 当該政党の支部がその年において支給を受けた支部政党交付金(第十四条第二項に規定する支部政党交付金をいう。以下この条において同じ。)の総額(その年の十二月三十一日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を下回る場合には、当該下回る額を加算した額とする。)から、当該政党の支部がその年においてした支部政党交付金による支出(第十四条第三項に規定する支部政党交付金による支出をいう。以下この条において同じ。)の総額(その年の十二月三十一日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。)を控除して残高がある場合、当該残額

三 当該政党が解散(第二十三条第一項に規定する二以上の政党の合併又は同条第三項に規定する政党の分割によるものを除く。以下この項において同じ。)をし、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合において、その年の一月一日から第二十一条第一項の届出をした日までに交付を受けた政党交付

金の総額(当該届出をした日(届出がないときは、その年の十二月三十一日。以下この号において同じ。)における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を下回る場合には、当該下回る額を加算した額とする。)から、当該政党がその年の一月一日から当該解散をし又は目的の変更その他により政治団体でなくなった日(以下この項において「解散等の日」という。)までにした政党交付金による支出の総額(当該解散等の日における政党基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における政党基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。)を控除して残高があるとき、当該残額及び当該届出をした日における政党基金の残高の合計額

四 当該政党が解散をし、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなった場合又は第二十九条第一項第二号に掲げる場合において、当該政党の支部がその年の一月一日から第二十一条第一項の届出があった日(同号に掲げる場合にあつては、自治省令で定める日。以下この号において同じ。)までに支給を受けた支部政党交付金の総額(当該届出があった日(届出がないときは、その年の十二月三十一日。以下この号において同じ。)における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。)から、当該支部がその年の一月一日から当該解散等の日(第二十九条第一項第二号に掲げる場合にあつては、その事実があった日。以下この号において同じ。)までにした支部政党交付金による支出の総額(当該解散等の日における支部基金の残高がその年の前年の十二月三十一日における支部基金の残高を上回る場合には、当該上回る額を加算した額とする。)を控除して残高があるとき、当該残額及び当該届出をした日における支部基金の残高の合計額

3 合併解散政党若しくは分割解散政党又はこれらの政党の支部がその年において当該合併又は分割による解散の日までに交付又は支給を受けた政党交付金及び支部政党交付金で当該解散の日までに政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出に充てていないもの(政党基金又は支部基金として積み立てられたものを除く。以下この項において同じ。)並びにこれらの政党又はその支部が当該解散の日において有していた政党基金及び支部基金を引き継いだ当該合併に係る存続政党若しくは新設政党又は当該分割に係る分割政党(以下この条において「存続政党等」という。)は、自治省令で定めるところにより、その旨を自治大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該政党交付金及び支部政党交付金は当該合併又は分割の日に当該存続政党等に対し政党交付金として交付されたものとみなし、当該政党基金及び支部基金は当該合併又は分割の日に当該存続政党等に対し政党交付金として交付され、かつ、その日に政党基金として積み立てられたものとみなして、第四、第二十八条から第三十条まで並びに第一項及び第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

4 存続政党等が前項の届出をしない場合には、当該合併又は分割は、第二十三条第一項に規定する二以上の政党の合併又は同条第三項に規定する政党の分割でないものとみなして、第二項第三号及び第四号の規定を適用する。

5 第二十一条第二項の規定は第三項の届出について、前条第一項及び第四項の規定は当該届出に係る届出書について、それぞれ準用する。

6 自治大臣は、第一項又は第二項の規定により、政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずるときは、当該政党に対して、理由を示してその旨及び当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額を通知しなければならない。

7 自治大臣は、前項の通知をしたときは、自治省令で定めるところにより、その旨、当該政党の名称及び当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額を告示しなければならない。

8 第一項の規定により政党交付金の返還を命ぜられた政党は、政令で定めるところにより、その返還すべき政党交付金の受領の日から納期日までの日数に応じ、当該政党交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十四・六パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

9 第一項又は第二項の規定により政党交付金の返還を命ぜられた政党が納期日までにこれを納付しなかったときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応

じ、その未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならぬ。

10 自治大臣は、第一項、第二項及び前二項の場合において、政令で定めるところにより、その年分として交付すべき政党交付金のうち交付していないもの又はその年の翌年以後に交付すべき政党交付金の額から、返還を命ぜられた政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額を控除することができる。

11 第六項の規定は、自治大臣が前項の規定による控除をする場合について準用する。この場合において、第六項中「当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該控除した政党交付金又は加算金若しくは延滞金の額」と読み替へるものとする。

12 第一項の規定により返還すべき政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。この場合において、当該政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三十四条 自治大臣は、第五條第一項、第六條第一項、第二十三條第四項又は第二十七條第二項の規定による届出をした政党が当該届出をした日の属する年において提出すべき第十七條第一項の報告書、同条第二項の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは総括文書（第二十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九條第一項の監査意見書又は同条第二項の監査報告書（以下この項において「報告書等」という。）を提出しないときは、自治省令で定めるところにより、当該報告書等の提出があるまで、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができる。

2 前条第六項及び第七項の規定は、自治大臣が前項の規定により同項に規定する交付を停止する場合について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「当該停止に係る政党交付金の額又は返還すべき政党交付金の額」とあるのは、「当該停止に係る政党交付金の額」と読み替へるものとする。

第八章 雑則
第三十五条 第十七條第一項若しくは第二十八條第一項の規定により報告書を提出し、又は第十八條第一項、同条第三項（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九條第一項の規定により支部報告書を提出する者は、これらにそれぞれ真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添付しなければならない。

（政党交付金に関する事務の監督）
第三十六條 自治大臣は、この法律の執行に關し必要があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会を指揮監督することができる。
第三十七條 自治大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書、支部報告書若しくはこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書（以下この条において「届出書類等」という。）に形式上の不備

があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該届出書類等を提出した者に対して、説明を求め、又は理由を示して当該届出書類等の訂正を命ずることができる。

（政党交付金に関する事務に係る財政上の措置）
第三十八條 国は、第三十二條第三項及び第五項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書の保存及び閲覧のための経費について財政上必要な措置を講ずるものとする。
（行政不服審査法による不服申立ての制限）
第三十九條 この法律の規定による処分その他公権力の行使に當たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（端数計算）
第四十條 この法律の規定により毎年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
（政令への委任）
第四十一條 この法律を適用する場合における衆議院議員又は参議院議員の数及び総選挙又は通常選挙に係る得票総数の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。
（自治省令への委任）
第四十二條 この法律の規定による届出書、会計帳簿、報告書、総括文書、支部報告書、支部総括文書、監査意見書、監査報告書その他の書類の様式、記載要領その他の必要な事項は、自治省令で定める。

の様式、記載要領その他の必要な事項は、自治省令で定める。

第九章 罰則

第四十三條 政党（政治団体を含む。以下この条及び第四十八條において同じ。）が偽りその他不正な行為により、政党交付金（第二十七條第一項に規定する特定交付金を含む。）の交付を受けたときは、当該政党の役員又は構成員として当該行為をした者は、五年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七條第一項若しくは第二十八條第一項の規定に違反して報告書の提出をせず、又は第十七條第二項（第二十八條第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十九條第二項若しくは第三十条第一項の規定に違反して領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは総括文書の提出をしなかつた者
二 第十八條第一項、同条第三項（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九條第一項の規定に違反して支部報告書の提出をせず、又は第十八條第二項若しくは第三項（これらの規定を第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項若しくは第三十条第二項の規定に違反して領収書等若しくは残高証明等の写し、他の支部から提出を受けた支部報告書若しくは監査意見書若しくは支部総括文書の提出をし

なかった者

三 第十九条第一項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して監査意見書を提出せず、又は第十九条第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して監査報告書を提出しなかった者

四 第十九条第四項及び第二十九條第四項において準用する第十九条第一項の規定に違反して監査意見書の提出をしなかった者

五 第十七条第一項若しくは第二十八條第一項の規定による報告書又は第十七條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による総括文書(第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきものを含む。)に記載すべき事項の記載をしなかった者

六 第十八条第一項、同条第三項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二十九條第一項の規定による支部報告書又は第十八條第二項若しくは第三項(これらの規定を第二十九條第三項において準用する場合を含む。)の規定による支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきものを含む。)に記載すべき事項の記載をしなかった者

七 第十七条第一項若しくは第二十八條第一項の報告書、第十七條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは総括文書(第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書

を含む。)、第十八條第一項、同条第三項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。))若しくは第二十九條第一項若しくは第二項の支部報告書、第十八條第二項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。)の領収書等若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。))又は第十八條第三項(第二十九條第三項において準用する場合を含む。))の支部総括文書に虚偽の記入をした者

2 前項の場合において、政党又はその支部の代表者が当該政党又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、同条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、同条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は同条第五項の規定に違反して通知をしなかった者

二 第十六条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項において準用する第十五条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、第十六条第二項において準用する第十五条第三項の規定に違反して残高証明等を徴

せず、第十六条第二項において準用する第十五条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は第十六條第二項において準用する第十五條第五項の規定に違反して通知をしなかった者

三 第十五条第一項若しくは第十六條第一項の会計帳簿、第十五條第二項(第十六條第二項において準用する場合を含む。))の領収書等若しくは第十五條第三項(第十六條第二項において準用する場合を含む。))の残高証明等に虚偽の記入をし、又は虚偽の第十五條第五項(第十六條第二項において準用する場合を含む。))の通知をした者

四 第三十七條の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の届出書類等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

第四十六条 第十九条第一項(同条第四項、第二十八條第二項及び第二十九條第四項において準用する場合を含む。))の監査意見書又は第十九條第二項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。))の監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 重大な過失により、第四十四條第一項又は第四十五條の違反行為をした者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

第四十八条 政党の役員又は構成員が、第四十三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該政党に対し同条の罰金刑を科する。

2 監査法人の社員が、その監査法人の業務に関し、第四十六條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該監査法人に対し同条の罰金刑を科する。

3 第一項の規定により第四十三條の違反行為につき政党に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪について時効の期間による。4 政党について第一項の規定の適用がある場合においては、その代表者が訴訟行為につき政党を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)の施行の日(以下「施行期日」という。)から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される総選挙(次条において「新公職選挙法による総選挙」という。))の期日までの間におけるこの法律の適用については、第二条第一項第二号中「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。))における小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。))と、第三条第二項中「総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」と、第五条第一項第五号中「衆議院の小選挙区選出議員若しくは

第二条 この法律の施行の日(以下「施行期日」という。))から公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法の施行の日以後初めてその選挙の期日を公示される総選挙(次条において「新公職選挙法による総選挙」という。))の期日までの間におけるこの法律の適用については、第二条第一項第二号中「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。))における小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙(以下単に「総選挙」という。))と、第三条第二項中「総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」と、第五条第一項第五号中「衆議院の小選挙区選出議員若しくは

比例代表選出議員」とあるのは「衆議院議員」と、同項第六号中「次に掲げる得票総数」とあるのは「次に掲げる得票総数（ロに掲げるものを除く。）」と、同号イ中「総選挙（以下この号及び第八條第三項において「前回の総選挙」という。）の選挙区選出議員の選挙」とあるのは「総選挙（第八條第三項において「前回の総選挙」という。）」と、第八條第三項中「総額の四分の一に相当する額に次に掲げる数をそれぞれ乗じて得た額」とあるのは「総額の二分の一に相当する額に第一号の数を乗じて得た額と、当該総額の四分の一に相当する額に第三号及び第四号の数をそれぞれ乗じて得た額」と、同項第一号中「総選挙の小選挙区選出議員の選挙」とあるのは「総選挙」とする。

第三條 施行日前に行われた直近の通常選挙の直近の通常選挙後、施行日の前日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合については、当該合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体が施行日の翌日から起算して十五日以内に自治省令で定めるところにより届出をしたときは、当該合併により解散する政党要件を満たす政治団体を合併解散政党と、当該存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体を存続政党又は新設政党とみなして、第二十四條の規定を適用する。

2 特定期間において二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合には、当該合併に係る存続政党に相当する政治団体又は新設政党に相当する政治団体（前項の届出をしたものに限る。）

以下この項において同じ。）に係る第二條第一項第二号の規定の適用については、存続政党に相当する政治団体にあってはその得票総数に当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を加えた数を、新設政党に相当する政治団体にあっては当該合併により解散した政党要件を満たす政治団体の得票総数を合算した数を、それぞれ当該政治団体の得票総数とみなす。

3 特定期間において政党要件を満たす政治団体の分割が行われた場合については、当該分割に係る分割政党に相当する政治団体が施行日の翌日から起算して十五日以内に自治省令で定めるところにより届出をしたときは、当該分割により解散する政党要件を満たす政治団体を分割解散政党と、当該分割政党に相当する政治団体を分割政党とみなして、第二十五條の規定を適用する。

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 政党要件を満たす政治団体 当該合併又は分割の日において次のいずれかに該当していた政治団体をいう。

イ 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
ロ イに該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、当該合併又は分割の日の直近において行われた総選挙（当該合併又は分割の日前に新公職選挙法による総選挙が行われた場合にあっては、総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は比例代表選出議員の選挙）又は通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の三以上であるもの

二 存続政党に相当する政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併後に存続することとされた政治団体で当該合併の日において前号イ又はロのいずれかに該当していたものをいう。

三 新設政党に相当する政治団体 二以上の政党要件を満たす政治団体が合併した場合において、当該合併により設立された政治団体で当該設立の日において第一号イ又はロのいずれかに該当していたものをいう。

四 分割政党に相当する政治団体 政党要件を満たす政治団体の分割が行われた場合において、当該分割により設立された政治団体で当該設立の日において第一号イに該当していたものをいう。

5 第二條第二項の規定は前項第一号イ及びロの規定を適用する場合について、第二十三條第二項の規定は同号ロの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二條第二項中「政党」とあるのは「附則第三條第一項に規定する政党要件を満たす政治団体」と、「の規定」とあるのは「の規定（当該合併又は分割が政治資金規正法の一部を改正する法律（平成 年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する施行の前に行われた場合にあっては、同法による改正前の政治資金規正法第六條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定）」と、第二十三條第二項中「合併解散政党」とあるのは「附則第三條第一項に規定する合併により解散する政党要件を満たす政治団体」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第五條 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政党交付金の総額について、公職選挙法の一部を改正する法律による改正後の公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律（平成 年法律第 号）による改正後の政治資金規正法の施行の状況を踏まえ、政党の政治活動の状況、政党財政の状況、政治資金の個人による拠出の状況、会社、労働組合その他の団体の寄附の状況等を勘案し、その見直しを行うものとする。

（自治省設置法の一部改正）

第六條 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第十九号中「及び政治資金」を、「政治資金及び政党助成」に改める。

第五條第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 政党に交付すべき政党交付金の額を決定し、及びこれを交付し、並びに政党交付金に關し、政党の届出及び報告書を受理し、並びにこれらの届出事項及び報告書の要旨を公表すること。

（政令への委任）

「岡部山」事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成五年十二月十五日

会田 長栄

参議院議長 原 文兵衛殿

「岡部山」事件に関する質問主意書

私は、平成四年五月二五日、参議院決算委員会において、岩手県岩手郡平石町に所在する通称「岡部山」をめぐる事件について、政府側の対応を質した。同日の私の質疑に対する政府側の答弁は、確定判決により事件は決着済みとの立場での「自信に満ちた」答弁の繰り返しであった。しかし、事件の発端に遡って経過を追ってみると、国家による国民の私有財産の侵害という、看過できない事実が浮かび、疑問点が湧いてくる。

そこで私は、国民の権利擁護という立場に立つて、以下、質問する。

一、岩手県岩手郡平石町に所在する「岡部山」の所有権をめぐって、一国民と国との間に、長い間、紛争が続いてきたが、この事件は、一体どういう事件であったのか。これまでの林野庁の対応及び一審、二審と裁判の経過を追って、事件の概要と争点を示されたい。

二、林野庁は、係争物件が誰の所有であり、当時、限度額いくらの抵当権が設定されていたか、承知していたかどうか。また、盛岡銀行(現在の岩手銀行)が保管していた、この物件の実測図を承知していたかどうか。

三、昭和三十六年三月二十八日付けで、農林省が出したと言われる訓令はどのような内容か、その全

文を示されたい。なお、この訓令は、どういう背景のもとに、どういう目的で出されたのか、明らかにされたい。

四、国有地と私有地の境界線を当事者の間で確定する場合に、何に基づいて、どういう手続と要件のもとに行われるのか、明らかにされたい。なお、私有地側の立会人がいなくてもいいとも考えているのか。

五、本件訴訟は既に確定しているが、裁判の過程において看過できない重要な証言が相次ぎ、また、証拠が示されたと聞く。そこで、次の点について政府の見解を質しておきたい。

1 第一審の盛岡地裁において、林野庁は、「本件係争地の大部分は国有地であり、原告の所有地は猫の額ほどの登記簿面積十六町歩に過ぎない」と主張し、その証拠として「乙第七号証(境界査定立会通知書)」と「乙第八号証(同領収書)」を提出して陳述したと言われるが、この証拠は偽造だったとの疑いが出されている。この点について、政府の認識はどうか。また、こういう疑いが持たれる原因はどこからきていると考えているか。

2 第二審の仙台高裁で本件審理中の期間に、前記証拠が偽造の疑いがあるとの原告側からの指摘に驚き、それを隠蔽するために、前記証拠をすり替えたと言われるが、この点についての政府の認識はどうか。また、こういうすり替えの疑いが持たれる原因はどこからきていると考えているか。

六、「岡部山」をめぐる国との紛争は、解決に至っていないと考える。そこで、本件をめぐる一切の関係資料、証拠書類の原本は、本件紛争が完

全解決に至るまで、政府の責任において保全する責務があると考えるが、見解はどうか。もし、政府の責任において本件関係書類等の保全が図られず、利害関係者による閲覧等が認められないとすると、国民の権利が侵害された場合において、国に救済を求め、そのための「裁判を受ける権利」が保障されないことにもなると考えるが、政府の誠意ある回答を求める。

右質問する。

平成六年一月十八日

内閣総理大臣 細川 護熙

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員会田長栄君提出「岡部山」事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員会田長栄君提出「岡部山」事件に関する質問に対する答弁書

一について

御質問の事件は、岡部岩雄(以下「原告」という。)が、昭和三十七年八月十四日、国に対し、原告が当時所有していた岩手県岩手郡平石町内の土地(以下「原告所有の土地」という。)の周辺にある国有林野が原告の所有であることの確認を求めて訴訟を提起したものである。

当該訴訟の主な争点は、原告所有の土地の周辺の国有林野について明治四十年に国が行った境界査定処分の有効性及び原告主張の土地所有権の取得時効の成否である。

国は、当該訴訟において、境界査定処分は有効であり、また、右国有林野については国が適正に管理してきたところであり、原告の取得時

効は成立していないと主張してきたところである。

当該訴訟については、昭和四十四年六月十九日、盛岡地方裁判所が国の主張を全面的に認めて、原告の訴えを一部却下し、その余の請求を棄却し、原告が控訴したが、昭和五十年九月二十九日、仙台高等裁判所は、控訴を棄却し、同判決に対し上告状が提出されたが、法定期間内に上告理由書の提出がなかったため、昭和五十二年二月二十六日、仙台高等裁判所において、右上告却下の決定がされ、右裁判は確定している。

二について

原告所有の土地についての抵当権の設定の有無及び原告が実測図面であると主張し、盛岡銀行が保管していたとする図面の存在については、林野庁としては訴訟が提起されるまで承知していなかったものと思われる。

三について

昭和三十六年三月二十八日に定められた国有林野管理規程(昭和三十六年農林省訓令第二十五号。以下「昭和三十六年規程」という。)は、旧国有林野管理規程(昭和二十六年農林省訓令第百五号)の国有林野の貸付料の算定方法に関する規定を改める必要があったこと等から、所要の規定の整備を行ったものである。

なお、昭和三十六年規程の制定当時の全文は、別紙のとおりである。

四について

原告所有の土地とその周辺の国有林野との境界査定は、旧国有林野法(明治三十二年法律第八十五号)第四条から第七条までの規定及び旧

国有林野法施行規則（明治三十二年農商務省令第二十五号）第三条から第六条までの規定に基づいて実施された。

これらの規定によれば、境界査定官吏は、隣接地の所有者に対し境界査定をする旨通告した上で境界査定を行うこととされ、また隣接地の所有者が立ち会わなくても境界査定をすることができ、隣接地の所有者は大林区署長が境界査定後に行う通告に不服がある場合には、行政裁判所に出訴することができるとされていた。

なお、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）が制定された昭和二十六年以降、境界の確定は、国と隣接地の所有者との協議により行われている。

五の1について

第一審の盛岡地方裁判所において、国が提出した乙第七号証の二（境界査定立会通告書）及び乙第八号証の二（同領収書）については、当時の複写機の技術的制約のため原本から直接複写できなかったことから、原本を忠実に手写し、次いでこれを複写して写しを作成したものである。

これらの書証の筆跡と同一人が同様に手写した他の書証の筆跡とが同一であったことから、原告はこれらの書証が偽造されたものであると誤解したのではないかと思われる。

五の2について

第二審の仙台高等裁判所において、原告が前記乙第七号証の二及び乙第八号証の二の偽造を主張したことから、国が原告の誤解を解くため、乙第七号証の二及び乙第八号証の二に係る

原本を再度提示した上、電子複写機で原本から直接複写しこれらを再提出したものであり、同裁判所も、右偽造の主張を排斥し、右各原本が真正に作成されたことを判決で認めているところである。

原告は、この写しの再提出を証拠のすり替えと誤解したのではないかと思われる。

六について

本件については、確定判決により終局しており、解決済みであるが、訴訟に係る重要な原本及び境界査定に係る原本については、永久に保存することとしている。

（別紙は印刷を省略）

第五号（その二）中正誤

へい 段 行 誤

全 三 終 平 平
二 〇 ち 成 成
一 〇 〇 年 年

正 年

平成六年一月二十一日 参議院会議録第十一号(その二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第九号の発送は都合により後日となるため、第十一号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三〇九円
(配送料別)	九円を含む